

第7期 三島市障害福祉計画
第3期 三島市障害児福祉計画
【素案】

令和5年 12月

三島市

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	6
4 「障がいのある人」の定義	6
5 計画の策定体制	7
第2章 三島市の現状について	8
1 人口	8
2 障害者手帳所持者等の状況	9
3 障害福祉サービスの利用状況	19
第3章 計画の基本的な考え方	23
1 計画の基本理念・基本方針	23
2 基本方針の視点	24
3 障がいのある人の福祉サービスの体系	27
4 令和8年度の目標値の設定	28
第4章 サービス見込量と見込量確保のための方策	40
1 障害福祉サービス・相談支援の見込量	40
2 障害児支援の見込量【第3期障害児福祉計画】	62
3 発達障がい者等に対する支援	67
4 地域生活支援事業の見込量	70
第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画の推進	81
1 計画の達成状況の点検と評価	81
資料編	82
1 障がいのある人へのアンケート調査の概要	82

〈「障がい」の表記について〉

本計画書では、「障害」という用語を、法律などに規定されている場合を除き、「障がい」というひらがなで表記しています。

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

三島市では、「みんなでつくり みんなであゆむ 福祉のまち みしま」を基本理念とした「第4期三島市障害者計画」を平成30年に策定し、さまざまな障がい者福祉施策を推進してきました。また、令和3年には「第6期三島市障害福祉計画・第2期三島市障害児福祉計画」を策定し、この基本理念の下で障害福祉サービス等の円滑な実施を進めてきました。

これまでの我が国の障害保健福祉の取組においては、障がいのある人が不自由なく生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下、「共生社会」）の実現を目指し、法制度の整備が進められてきました。

平成28年に国が掲げた「地域共生社会」の考え方は、地域のあらゆる住民が、地域の課題を自身の課題として捉え、解決に向けて取り組むことで、地域、暮らし、生きがいをともに創り高め合うことができる社会であり、その実現のためには柔軟なサービスの提供など地域全体への支援体制の構築が必要となるため、市町村には相談支援や社会参加に向けた支援だけでなく、地域住民が積極的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや体制整備が進められています。

同年に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」）により、障がいのある人の社会参加を制約している社会的障壁を取り除くことを目的として、不当な差別の禁止や、企業や役所における合理的配慮について定められました。令和3年の「障害者差別解消法」の改正では、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されています。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下、「障害者雇用促進法」）では、雇用分野における障がい者差別を禁止するための措置が定められるなど、障がいのある人の権利擁護に関する法整備が進められています。

平成30年には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」）及び「児童福祉法」が改正され、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が行われることとなりました。

この度、「第6期三島市障害福祉計画・第2期三島市障害児福祉計画」の計画期間が令和5年度をもって終了することから、障害福祉サービス及び相談支援、障害児通所支援、障害児相談支援、地域生活支援事業を提供するための体制を確保するとともに、国の障がい者福祉の方針と県の動向を踏まえ、三島市における障がいのある人の福祉の一層の充実を図るため、新たに『第7期三島市障害福祉計画・第3期三島市障害児福祉計画』を策定します。

2 計画の位置付け

(1) 計画の性格

本計画は、「第5期三島市障害者計画」で定める、各種障害福祉サービス及び地域生活支援事業、障害児支援の実施計画となるものであり、障がい福祉施策を円滑に実施するために、目標年度である令和8年度の障がい者福祉の方向性を見据えたサービス量等の目標を設定し、その確保のための方策を定める計画となります。

(2) 根拠法令

本計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけた法定計画です。

【障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画について】

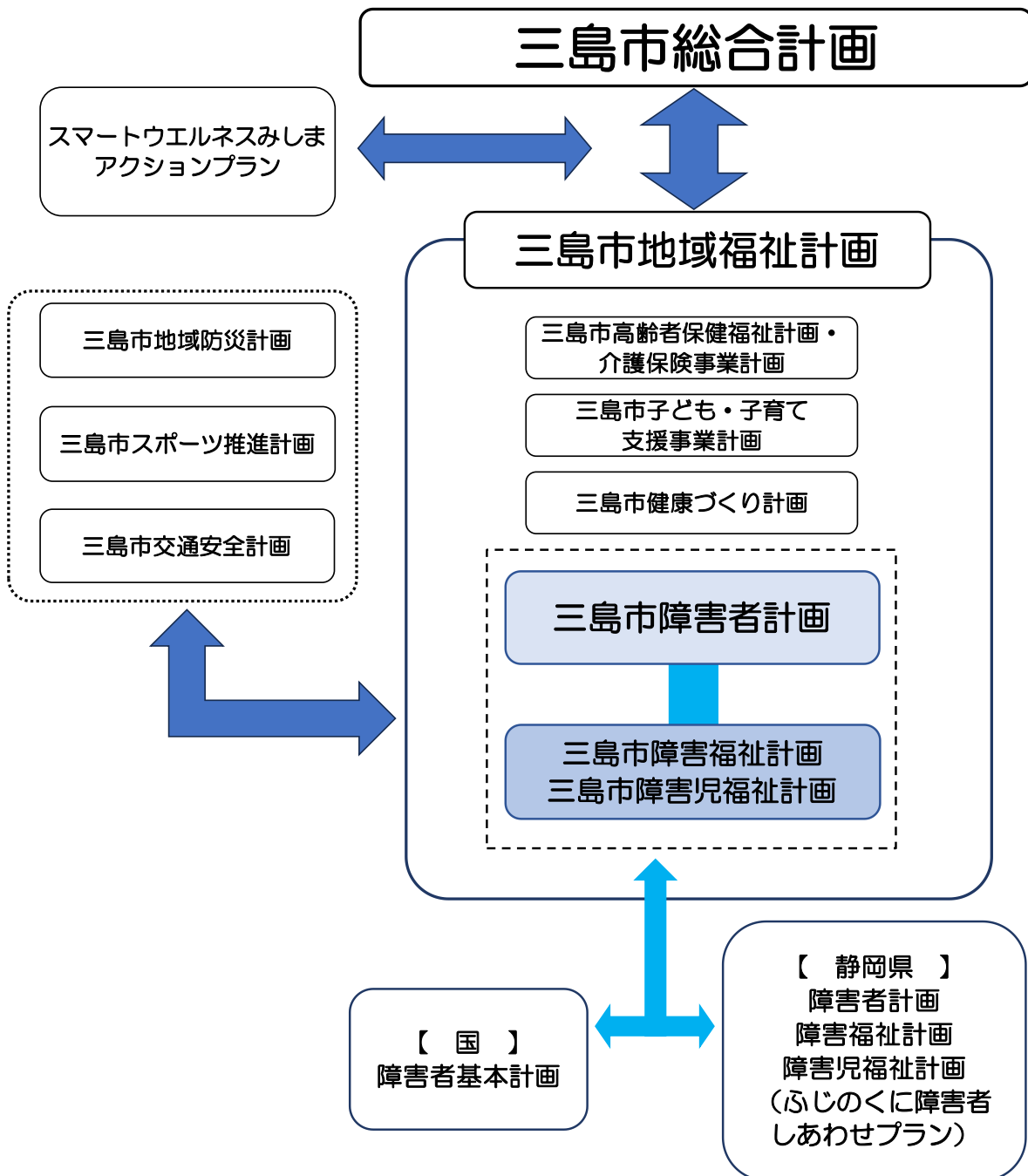
項目	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20第1項)
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 国の障害者基本計画（第5次計画 令和4年度～令和9年度）の内容と、本市の計画（平成30年度～令和5年度）の進捗状況を確認し、見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 国の基本指針の見直しの内容をはじめ、関係する指針や調査結果を踏まえるとともに、第6期計画（令和3年度～令和5年度）に盛り込んだ目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価し、その進み具合に応じた必要な見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 障がいを有する児童の健やかな育成のための発達支援に向けたサービス提供体制の計画的な構築と、第2期計画（令和3年度～令和5年度）に盛り込んだ目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価し、その進み具合に応じた必要な見直し
本市における位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者福祉を進めるための市の基本的な考え、施策を定めた計画 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者計画の生活支援を中心とした施策の具体的な数値目標 	<ul style="list-style-type: none"> 障害児通所支援等の円滑な実施を確保する計画

(3) 上位・関連計画について

本計画は、「三島市障害者計画」の理念のもと、障害福祉サービスや障害児通所支援などに関する実施計画です。

また、「三島市高齢者保健福祉計画」及び「三島市介護保険事業計画」等、本市が策定した各種関連計画との整合・連携を図るとともに、国及び県が策定した関連計画も踏まえつつ、本市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

【上位計画、関連計画について】



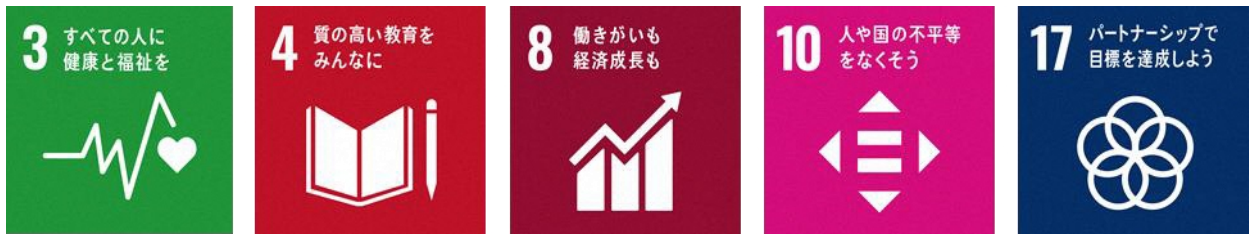
(4) SDGsについて

SDGs（持続可能な開発目標）とは、「Sustainable Development Goals」の略称で、平成 27 年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された平成 28 年から令和 12 年までの 15 年間の国際的な行動目標です。

17 の目標、169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを基本理念として掲げています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

三島市総合計画における障がい福祉の分野では、「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」、「8 働きがいも経済成長も」、「10 人や国の不平等をなくそう」、「17 パートナーシップで目標を達成しよう」の5つの目標を関連があるものとして掲げており、本計画においても目標達成に向けた取組を推進します。

【三島市障害福祉計画・三島市障害児福祉計画の取組に該当するSDGsの目標】



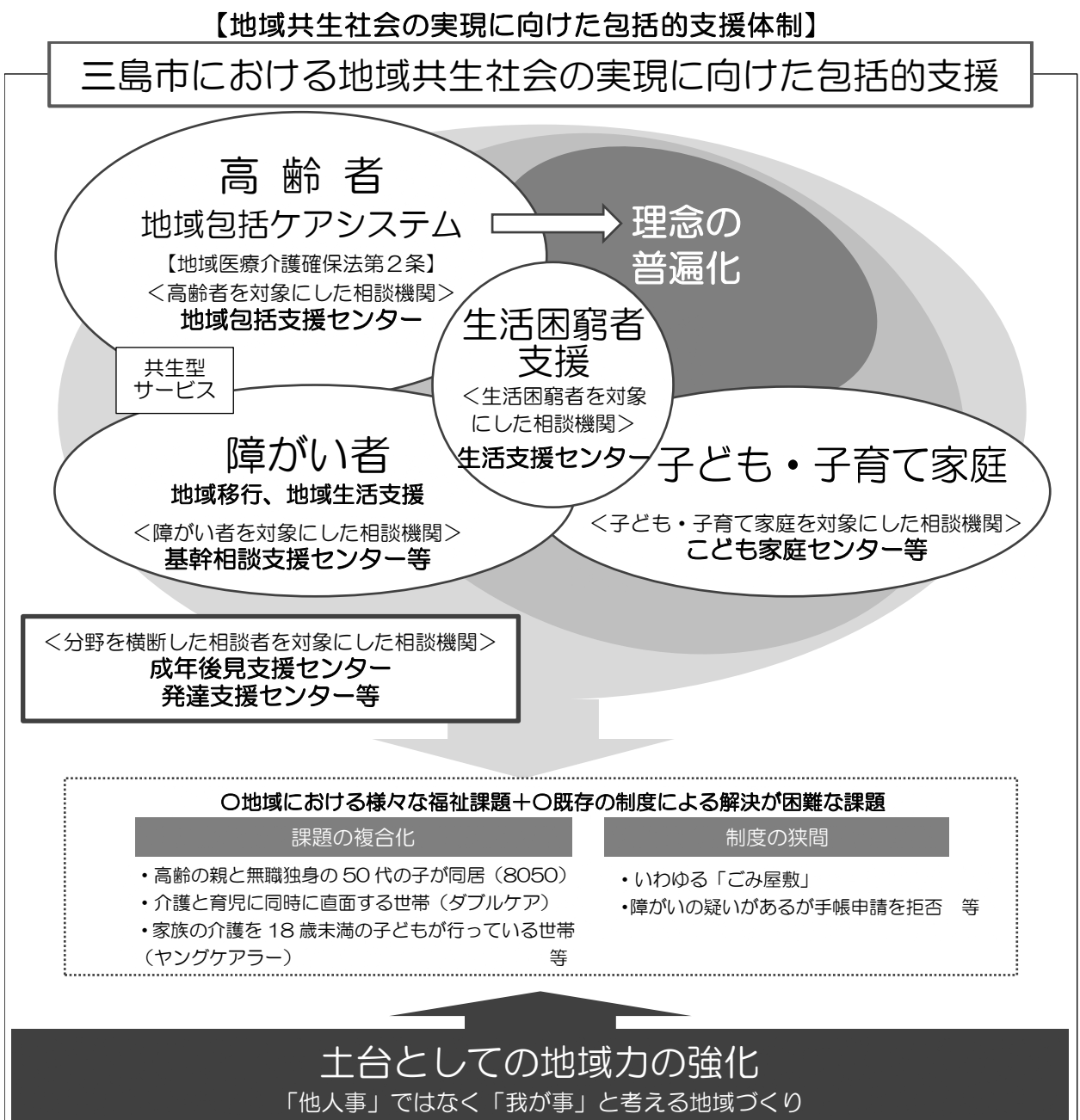
【SDGs 17の目標】



(5) 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援

「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制については、高齢者を対象とする「地域包括ケアシステム」における「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化し、高齢者のみならず、障がい者、子ども・子育て家庭、そして生活困窮者支援など、生活上の困難を抱える地域住民への包括的な支援体制とするものと理解できます。そして、その土台として「地域力の強化」が位置づけられていることに留意することが重要です。

制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として地域の活動に参加し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を実現するため、各分野と連携し生活上の困難を抱える地域住民への切れ目のない支援体制の構築を目指します。



資料：厚生労働省「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制」を基に作成

3 計画の期間

本計画の計画期間は、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とし、令和8年度に必要な見直しを行います。

なお、計画の期間中であっても、関連法の改正や社会情勢の大きな変化など計画の見直しが必要と思われる場合には、計画の最終年度を待たずに計画の見直しを行います。

【計画期間について】

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
三島市障害者計画	第4期計画 (H30～R5)			第5期計画 (R6～R11)					
三島市障害福祉計画 三島市障害児福祉計画	第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画 (R3～R5)			第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画 (R6～R8)		第8期障害福祉計画 第4期障害児福祉計画 (R9～R11)			

4 「障がいのある人」の定義

本計画における「障がいのある人」とは、障害者基本法第2条の定義における「障害者」及び、障害者総合支援法第4条第1項の規定に基づく「障害者」（身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。）、難病患者等）と同条第2項の規定に基づく「障害児」とします。

【障害者基本法より】

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

【障害者総合支援法より】

(定義)

第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条第一項に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者であつて十八歳以上であるものをいう。

- 2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。

5 計画の策定体制

(1) 各種会議の開催

本計画は、

「三島市障害者施策推進協議会」

：「三島市附属機関に関する条例」に基づき、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査・審議するとともに、関係行政機関相互の連絡調整を行うことを目的に設置された市の附属機関

「三島市障がいとくらしを支える協議会（アーチ）」

：「障害者総合支援法」第 89 条の 3 に基づき、障がいのある人への支援体制の整備を図るために設置された協議会

「三島市障害者計画等策定庁内検討委員会」

：本市の関係各課長から構成される協議・検討の場

「三島市障害者計画等策定庁内ワーキンググループ委員会」

：本市の関係各課担当者から構成される協議・検討の場

において、内容を審議・検討し、その意見を踏まえた上で策定しました。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、障がい者等のニーズや生活状況等を把握するため、障害者手帳所持者及びそのご家族へ、アンケート調査を実施しました。

◎調査期間：令和 4 年 11 月 2 日（水）～令和 4 年 11 月 21 日（月）

◎調査方法：郵送配布・郵送回収及びインターネットによる Web 回収

◎調査対象者：障害者手帳をお持ちの方、その他障害福祉サービス等を利用されている方の中から 2,000 人を無作為抽出。

◎回収数：809 件

◎回収率：40.5%

（※調査結果の詳細は資料編に掲載しています。）

(3) 団体ヒアリングの実施

本計画の策定にあたり、障がい者施策を推進するための課題や提案を伺うため、事業所や障がい福祉関係団体等へのヒアリングを実施しました。

(4) パブリック・コメントの実施

本計画案を、令和 5 年 12 月 14 日～令和 6 年 1 月 12 日まで市役所や市のホームページ等で公開し、広く市民の方々から意見を募りました。

第2章 三島市の現状について

1 人口

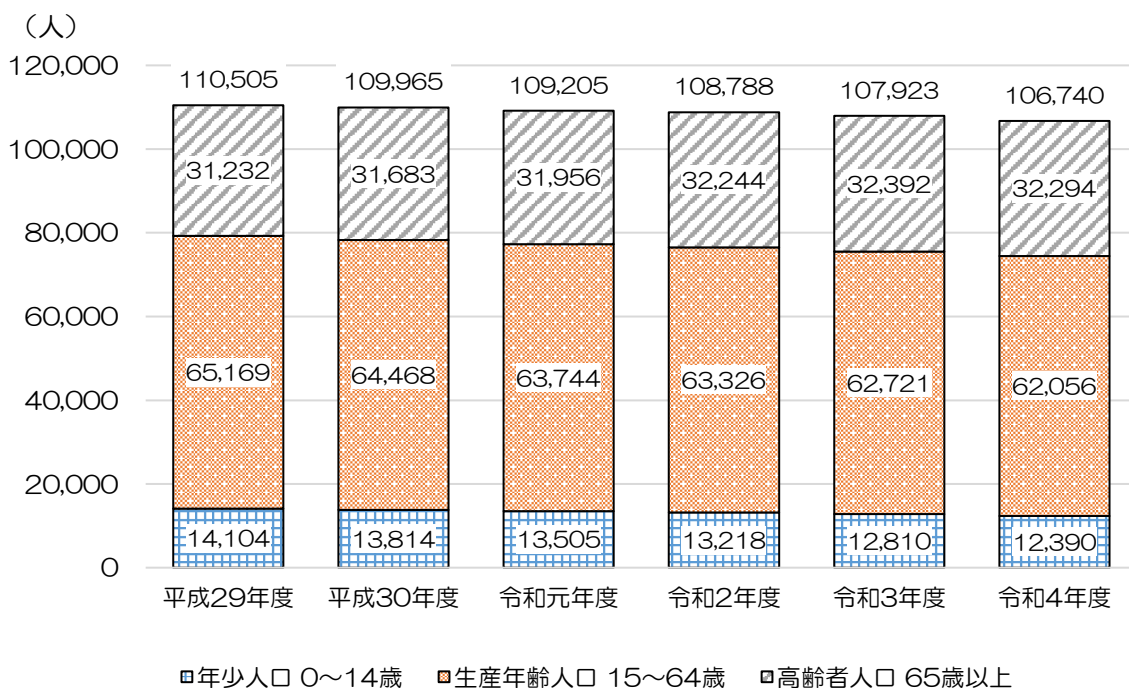
(1) 総人口の推移

本市の総人口は、令和4年度末現在で106,740人となっています。年少人口について平成29年度は12.8%でしたが、令和4年度は11.6%、高齢者人口について平成29年度は28.3%でしたが、令和4年度は30.3%となり、少子高齢化が進んでいます。

【総人口・年齢3区分の推移】

単位/上段：人、下段：%（総人口に対する比率）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総人口	110,505	109,965	109,205	108,788	107,923	106,740
年少人口 0～14歳	14,104 12.8	13,814 12.6	13,505 12.4	13,218 12.2	12,810 11.9	12,390 11.6
生産年齢人口 15～64歳	65,169 59.0	64,468 58.6	63,744 58.4	63,326 58.2	62,721 58.1	62,056 58.1
高齢者人口 65歳以上	31,232 28.3	31,683 28.8	31,956 29.3	32,244 29.6	32,392 30.0	32,294 30.3



資料：住民基本台帳＋外国人登録（各年度末現在）

2 障害者手帳所持者等の状況

(1) 障害者手帳所持者数

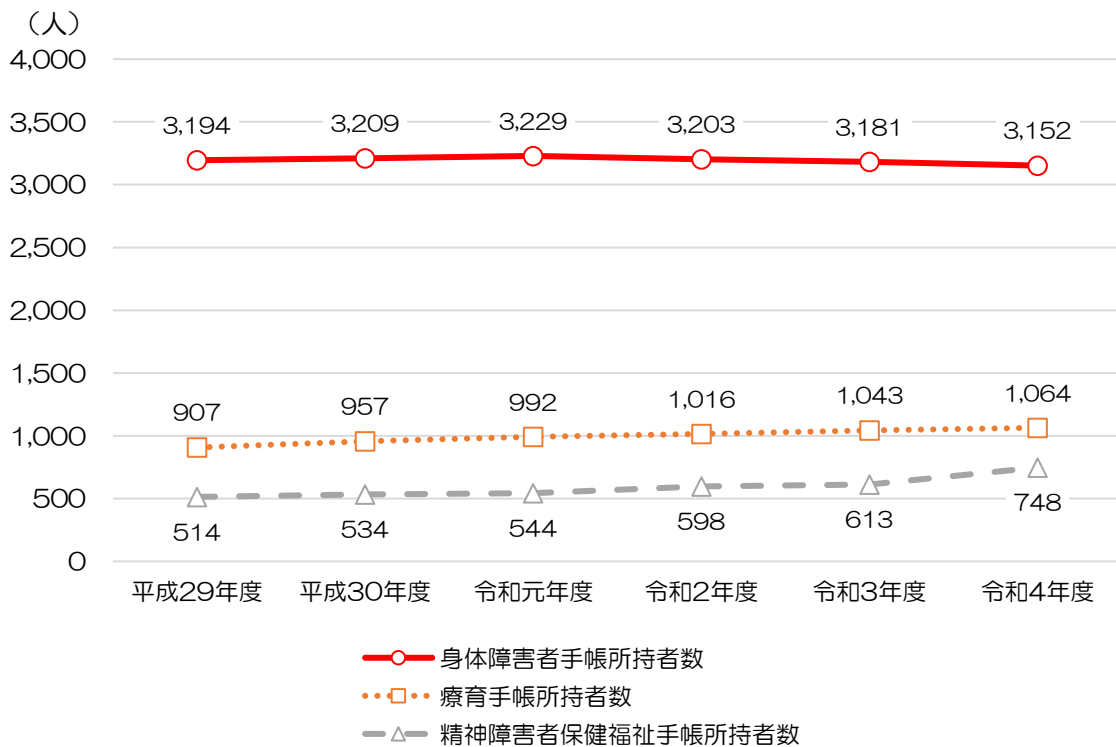
令和4年度末現在における本市の身体障害者手帳所持者数は3,152人で、総人口に対して3.0%、療育手帳所持者数は1,064人で総人口に対して1.0%、精神障害者保健福祉手帳所持者数¹は748人で、総人口に対して0.7%となっています。

療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者数が年々増加しています。

【障害者手帳所持者数の推移】

単位/上段：人、下段：%（総人口に対する比率）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総人口 (外国人含む)	110,505	109,965	109,205	108,788	107,923	106,740
身体障害者手帳 所持者数	3,194 2.9	3,209 2.9	3,229 3.0	3,203 2.9	3,181 2.9	3,152 3.0
療育手帳所持者数	907 0.8	957 0.9	992 0.9	1,016 0.9	1,043 1.0	1,064 1.0
精神障害者保健福祉手帳 所持者数	514 0.5	534 0.5	544 0.5	598 0.5	613 0.6	748 0.7
手帳所持者総数	4,615 4.2	4,700 4.3	4,765 4.4	4,817 4.4	4,837 4.5	4,964 4.7



資料：障がい福祉課（各年度末現在）

1 精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和3年度から令和4年度にかけて大きく増加していますが、これは令和3年度までは更新申請中の人を除外していましたが、令和4年度からはより実態に近い数値とするため、更新申請中の人も含むようにカウント方法を変更したことによるものです。

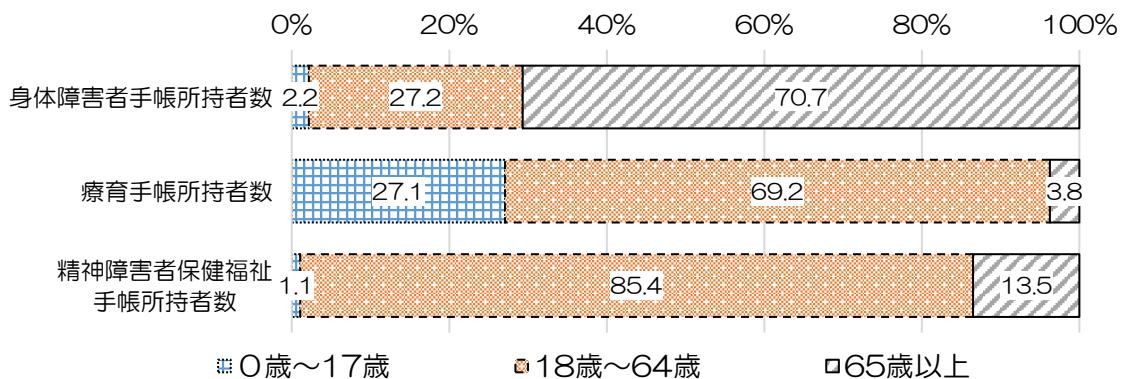
(2) 障害者手帳所持者の年齢構成

令和4年度末現在における本市の障害者手帳所持者の年齢構成をみると、身体障害者手帳所持者は65歳以上が6.9%と割合が高く、療育手帳所持者は0歳～17歳が1.9%となっています。

【障害者手帳所持数の年齢構成】

単位/所持者数：人、構成：%

		0歳～17歳	構成 (/B)	18歳～64歳	構成 (/B)	65歳以上	構成 (/B)	合計 B
年齢別人口（外国人含む） A		15,428	14.5	59,018	55.3	32,294	30.3	106,740
身体障害者手帳	所持者数	68	2.2	856	27.2	2,228	70.7	3,152
	構成 (/A)	0.4	/	1.5	/	6.9	/	3.0
療育手帳	所持者数	288	27.1	736	69.2	40	3.8	1,064
	構成 (/A)	1.9	/	1.2	/	0.1	/	1.0
精神障害者保健福祉手帳	所持者数	8	1.1	639	85.4	101	13.5	748
	構成 (/A)	0.1	/	1.1	/	0.3	/	0.7
手帳所持者	総数	364	7.3	2,231	44.9	2,369	47.7	4,964
	構成 (/A)	2.4	/	3.8	/	7.3	/	4.7



資料：障がい福祉課（令和4年度末現在）

(3) 障がいの種類・等級別の身体障害者手帳所持者数

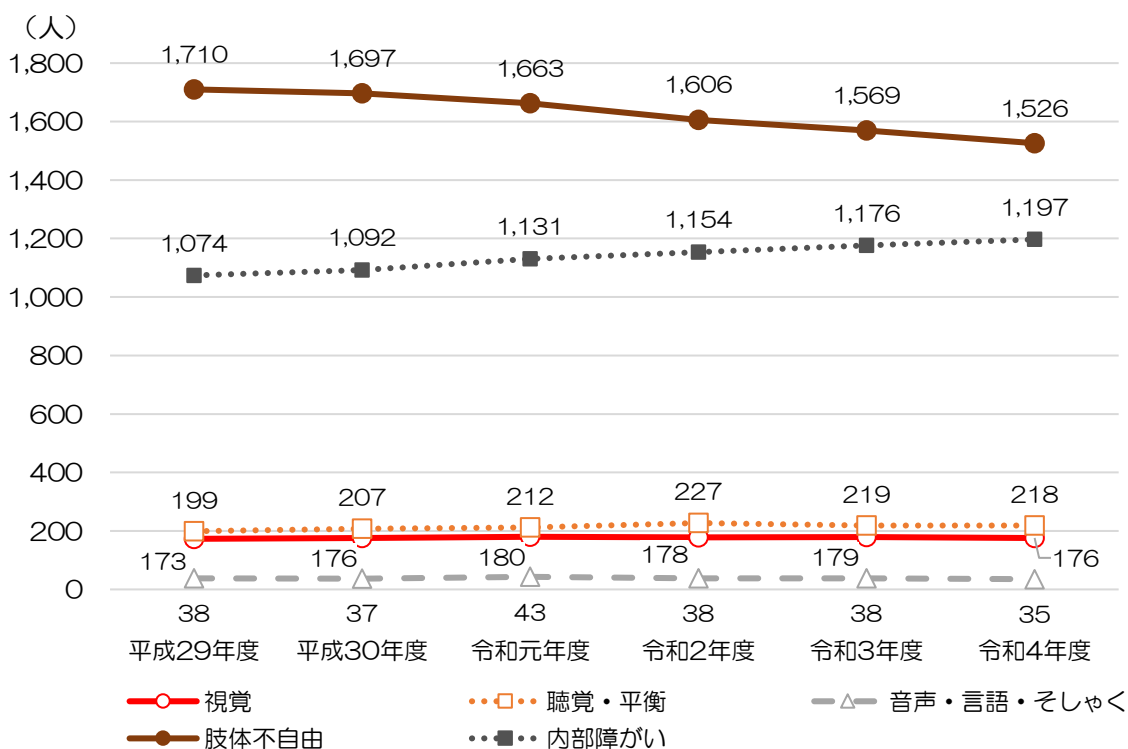
令和4年度末現在における本市の身体障害者手帳所持者数を障がいの種類・等級別にみると、肢体不自由が最も多く、次いで内部障がい²となっています。また、平成29年度以降内部障がいが増加を続けています。

等級別構成割合をみると、令和4年度では1級・2級の重度者は全体の54.5%、3級・4級の中重度者は全体の34.7%、5級・6級の軽度者は全体の10.8%となっています。

【障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移】

単位：人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚	173	176	180	178	179	176
聴覚・平衡	199	207	212	227	219	218
音声・言語・そしゃく	38	37	43	38	38	35
肢体不自由	1,710	1,697	1,663	1,606	1,569	1,526
内部障がい	1,074	1,092	1,131	1,154	1,176	1,197
計	3,194	3,209	3,229	3,203	3,181	3,152



資料：障がい福祉課（各年度末現在）

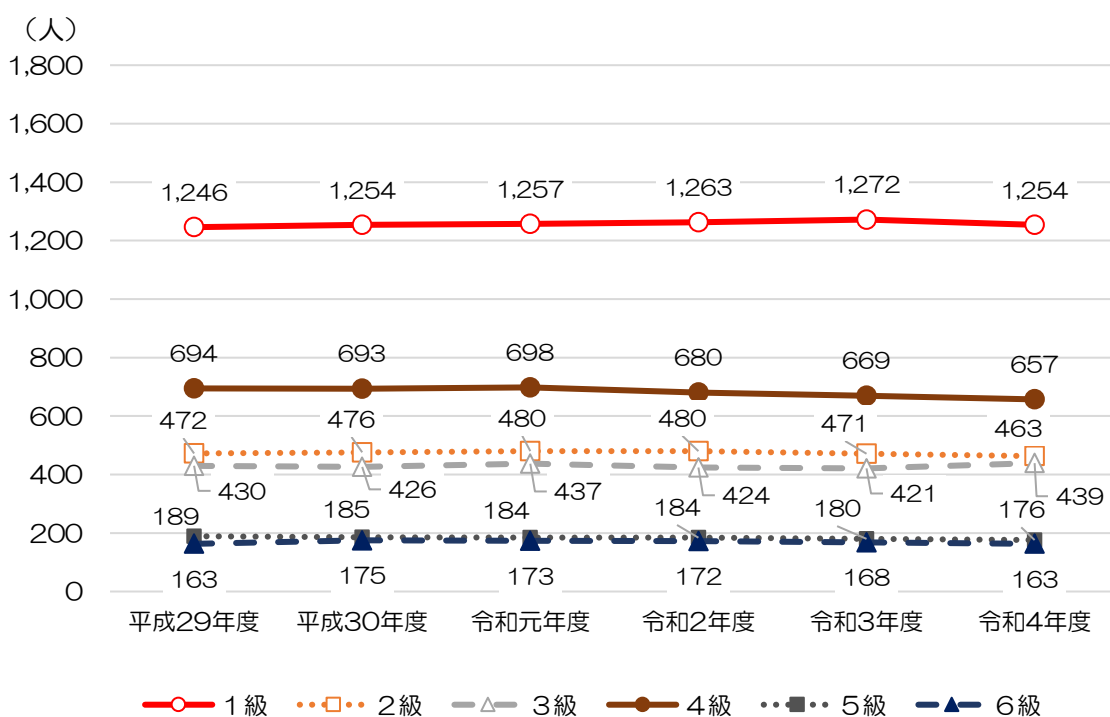
2 内部障がい：外見からは分からない体の内部に障がいがあることをいい、次の7つの種類があります。

- ①心臓機能障害 ②じん臓機能障害 ③呼吸機能障害 ④ぼうこう・直腸機能障害
- ⑤小腸機能障害 ⑥免疫機能障害 ⑦肝臓機能障害

【等級別の身体障害者手帳所持者数の推移】

単位／上段：人、下段：％（身体障害者手帳所持者数に対する比率）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	1,246	1,254	1,257	1,263	1,272	1,254
	39.0	39.1	38.9	39.4	40.0	39.8
2級	472	476	480	480	471	463
	14.8	14.8	14.9	15.0	14.8	14.7
3級	430	426	437	424	421	439
	13.5	13.3	13.5	13.2	13.2	13.9
4級	694	693	698	680	669	657
	21.7	21.6	21.6	21.2	21.0	20.8
5級	189	185	184	184	180	176
	5.9	5.8	5.7	5.7	5.7	5.6
6級	163	175	173	172	168	163
	5.1	5.5	5.4	5.4	5.3	5.2
計	3,194	3,209	3,229	3,203	3,181	3,152



資料：障がい福祉課（各年度末現在）

(4) 等級別の療育手帳所持者数

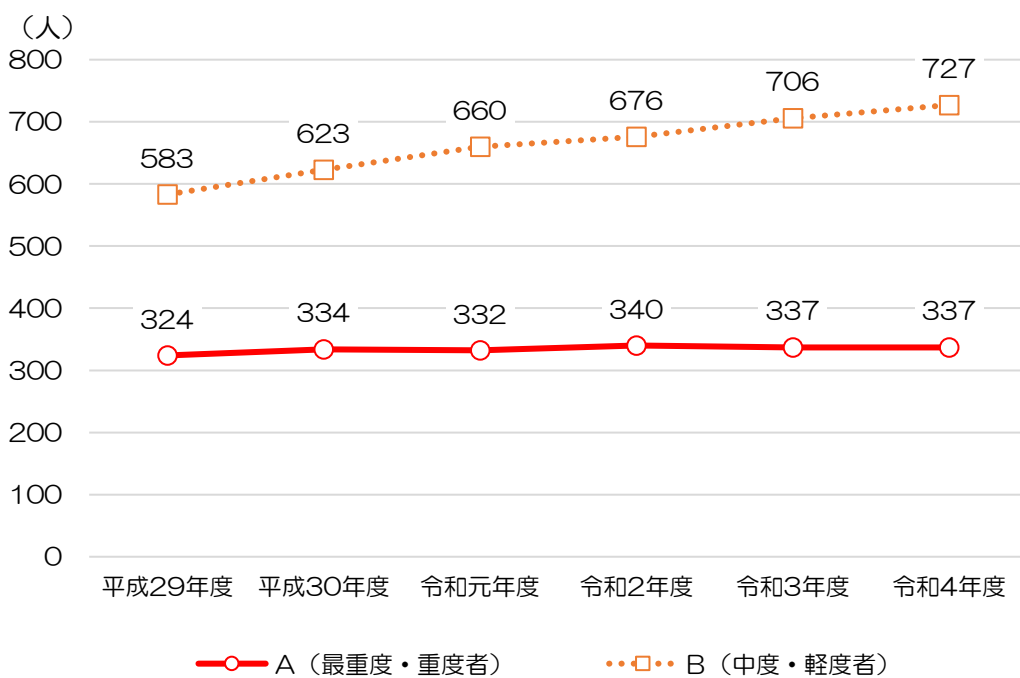
本市の療育手帳所持者数を等級別にみると、Bの中度・軽度者は平成29年度以降増加を続けています。

等級別構成割合をみると、令和4年度ではAの最重度・重度者は全体の31.7%、Bの中度・軽度者は全体の68.3%となっています。

【等級別の療育手帳所持者数の推移】

単位／上段：人、下段：％（療育手帳所持者数に対する比率）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A (最重度・ 重度者)	324	334	332	340	337	337
	35.7	34.9	33.5	33.5	32.3	31.7
B (中度・ 軽度者)	583	623	660	676	706	727
	64.3	65.1	66.5	66.5	67.7	68.3
計	907	957	992	1,016	1,043	1,064



資料：障がい福祉課（各年度末現在）

(5) 等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数

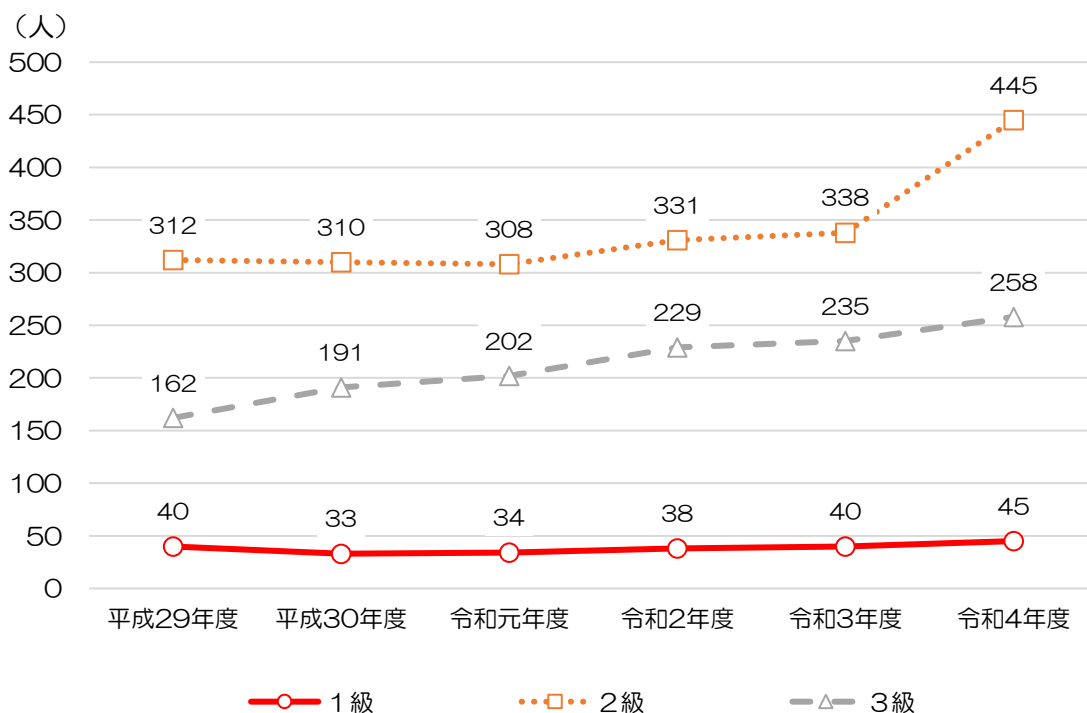
本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数³を等級別にみると、平成29年度以降、3級が増加を続けています。また、各等級において令和3年度から令和4年度にかけて大きく増加しています。

等級別構成割合をみると、令和4年度では1級の重度者は全体の6.0%、2級の中度者は全体の59.5%、3級の軽度者は全体の34.5%となっています。

【等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

単位／上段：人、下段：%（精神障害者保健福祉手帳所持者数に対する比率）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	40	33	34	38	40	45
	7.8	6.2	6.3	6.4	6.5	6.0
2級	312	310	308	331	338	445
	60.7	58.1	56.6	55.4	55.1	59.5
3級	162	191	202	229	235	258
	31.5	35.8	37.1	38.3	38.3	34.5
計	514	534	544	598	613	748



資料：障がい福祉課（各年度末現在）

³ 精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和3年度から令和4年度にかけて大きく増加していますが、これは令和3年度までは更新申請中の人を除外していましたが、令和4年度からはより実態に近い数値とするため、更新申請中の人も含むようにカウント方法を変更したことによるものです。

(6) 自立支援医療（精神通院）受給者数

本市の自立支援医療（精神通院）の受給者数⁴をみると、平成29年度以降おおむね増加傾向にあり、令和4年度では1,317人となっています。

また、令和3年度から令和4年度にかけて大きく増加しています。

【自立支援医療（精神通院）受給者数の推移】

単位：人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自立支援医療（精神通院）受給者数	1,054	1,062	1,109	1,175	1,173	1,317



資料：障がい福祉課（各年度末現在）

4 自立支援医療（精神通院）受給者数は、令和3年度から令和4年度にかけて大きく増加していますが、これは令和3年度までは更新申請中の人を除外していましたが、令和4年度からはより実態に近い数値とするため、更新申請中の人も含むようにカウント方法を変更したことによるものです。

(7) その他の障がい

本市の特定医療費（指定難病⁵）受給者数をみると、平成29年度以降おおむね増加傾向にあり、令和4年度では807人となっています。

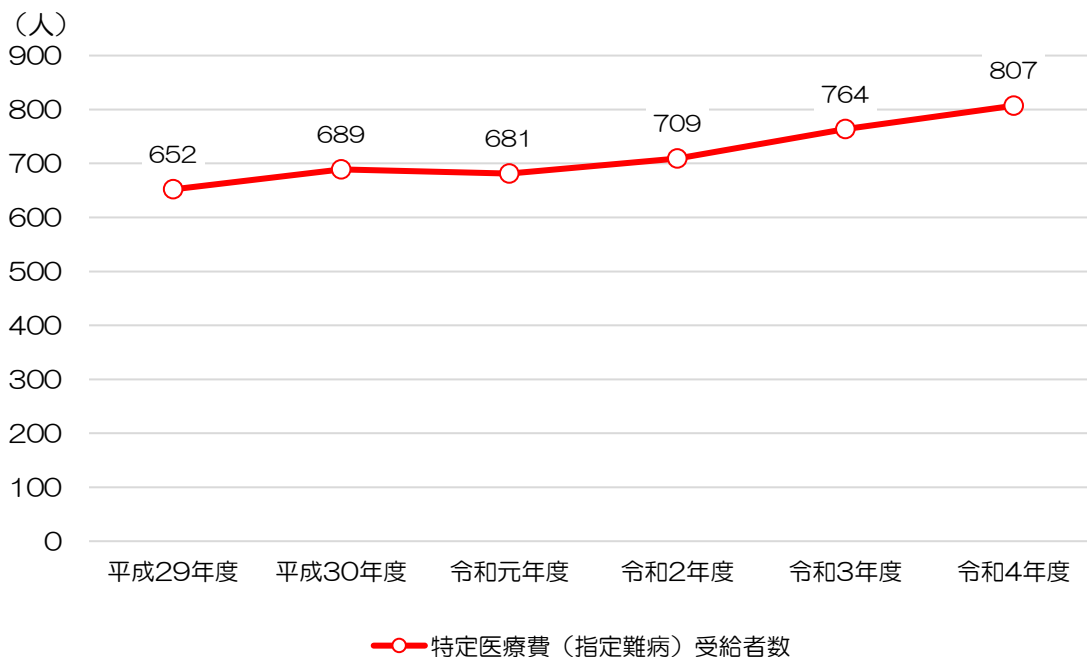
発達障がい者は、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいにより、日常生活又は社会生活に制限を受ける人をいいます。

【その他の障がいの状況】

単位：人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定医療費（指定難病）受給者数	652	689	681	709	764	807
発達障がい者	発達障がいに対応した固有の手帳がないため、市内における発達障がいのある人の正確な人数は把握できていません。 三島市では3歳児健診や就学時健診において、発達に関する相談の場を設け、発達に不安や課題のある方の早期発見と支援の案内に繋がっています。 なお、「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」（令和4年12月文部科学省）によると、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合は8.8%（推定値）となっており、前回（平成24年）の割合6.5%より2.3%増加しています。					

【特定医療費（指定難病）の受給者数の推移】



資料：障がい福祉課（各年度末現在）

5 平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」により、障がい児及び障がい者の範囲に難病患者等が加わり、障害者手帳の有無にかかわらず、必要に応じてサービスの利用が可能となりました。

(8) 障害支援区分認定の状況

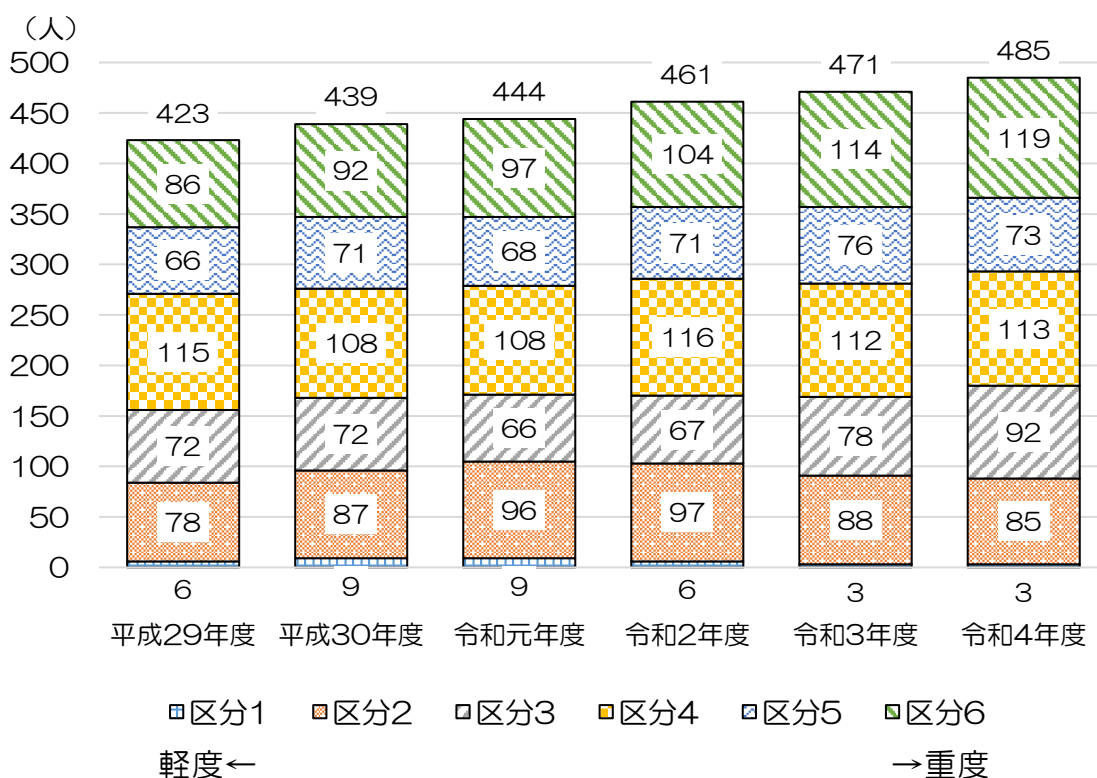
本市の障害支援区分⁶認定者数の推移をみると、平成 29 年度以降増加を続けており、令和 4 年度では全体で 485 人となっています。

また、障がい種別別認定者数の推移でみると、知的障がい者が年々増加で推移しています。

【障害支援区分別認定者数の推移】

単位：人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
区分1	6	9	9	6	3	3
区分2	78	87	96	97	88	85
区分3	72	72	66	67	78	92
区分4	115	108	108	116	112	113
区分5	66	71	68	71	76	73
区分6	86	92	97	104	114	119
計	423	439	444	461	471	485



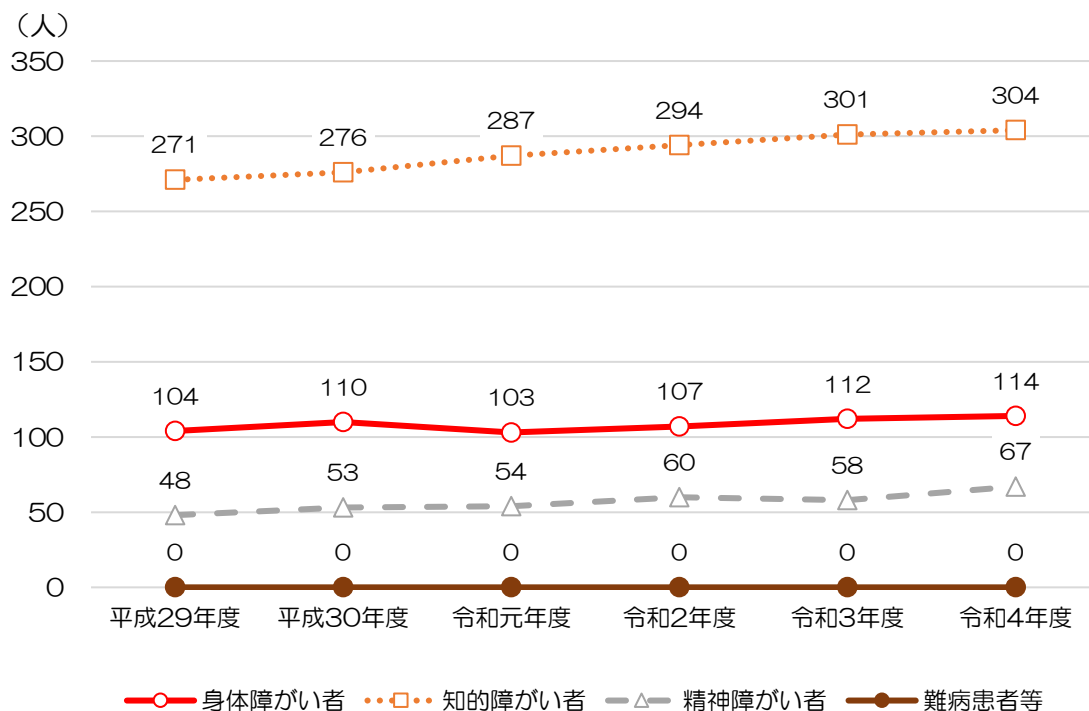
資料：障がい福祉課（各年度末現在）

6 障害支援区分：障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障がいのある人の心身の状態を考慮し、必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものです。認定にあたっては、全国一律で定められた 80 項目の認定調査結果や医師意見書を踏まえ、市町村審査会の審査を経て、必要とされる支援の度合いに応じて区分 1 から最も高い区分 6 までの 6 段階で認定されます。

【障がい種類別認定者数の推移⁷⁾】

単位：人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障がい者	104	110	103	107	112	114
知的障がい者	271	276	287	294	301	304
精神障がい者	48	53	54	60	58	67
難病患者等	0	0	0	0	0	0
計	423	439	444	461	471	485



資料：障がい福祉課（各年度末現在）

⁷⁾ 認定者の重複を避けるため、複数の障がいの認定を受けている者は、主たる障がいで計上しています。
また、「難病患者等」については、難病患者のうち障害者手帳を所持している場合、該当する身体・知的・精神障がい者として計上しています。

3 障害福祉サービスの利用状況

(1) 訪問系サービスの利用者数

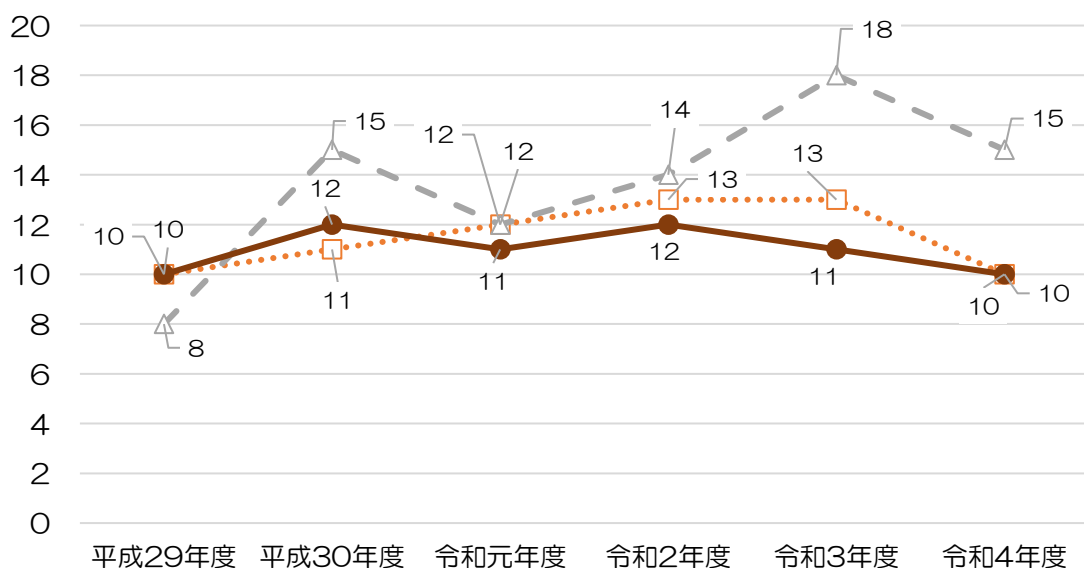
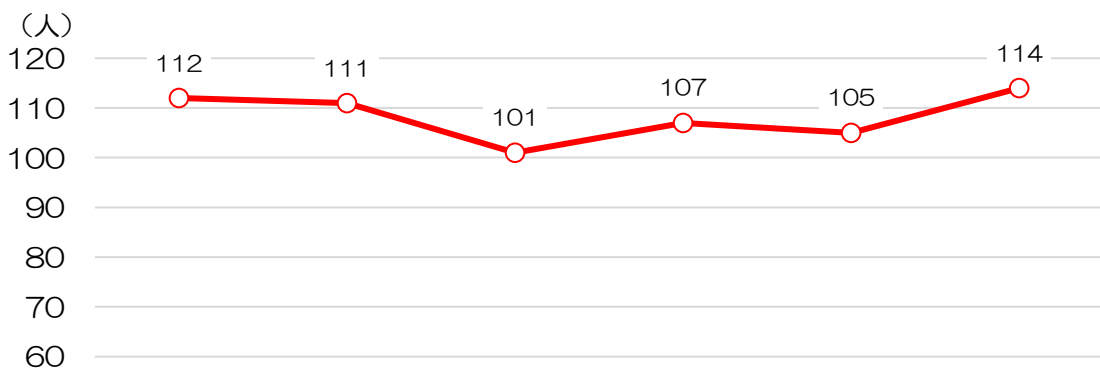
障がいのある人が居宅等において日常生活を営む上で必要な支援を提供するサービスです。各年度末現在における利用者数は下表のとおりです。

居宅介護の利用者が100人前後、その他のサービスの利用者が10人前後の水準でほぼ横ばいに推移しています。また、重度障害者等包括支援は、サービス提供を行う事業所が近隣地域にないため、利用者がいない状況です。

【訪問系サービスの利用者数の推移】

単位：人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
居宅介護	112	111	101	107	105	114
重度訪問介護	10	11	12	13	13	10
同行援護	8	15	12	14	18	15
行動援護	10	12	11	12	11	10
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
計	140	149	136	146	147	149



—○— 居宅介護 ●●● 重度訪問介護 —△— 同行援護 ●—● 行動援護

(2) 日中活動系サービスの利用者数

施設等で昼間の活動を支援するサービスや施設に短期間入所するサービスです。各年度末現在における利用者数は下表のとおりです。

就労継続支援B型の利用者は増加傾向にあります。また、就労移行支援の利用者は令和元年度以降増加傾向にあります。

なお、短期入所（福祉型）の利用者は、令和2年度・令和3年度は減少傾向にありましたが、令和4年度は増加しています。

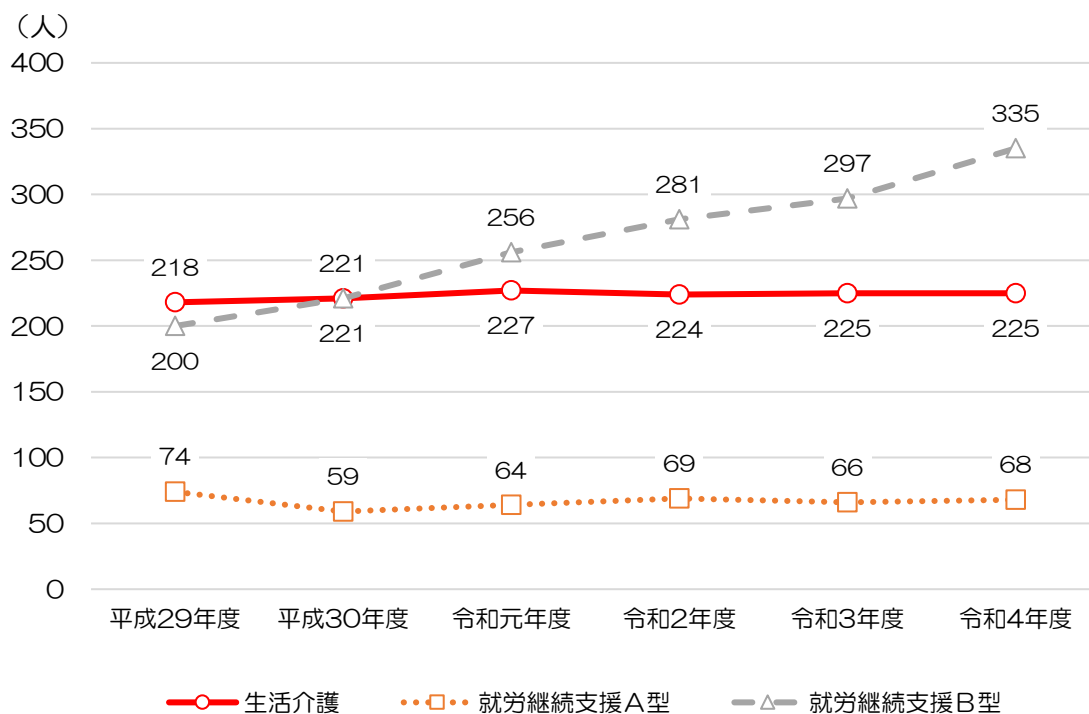
他のサービスについては、各年度で多少の増減はあるものの、長期的に見るとほぼ横ばいで推移しています。

【日中活動系サービスの利用者数の推移】

単位：人

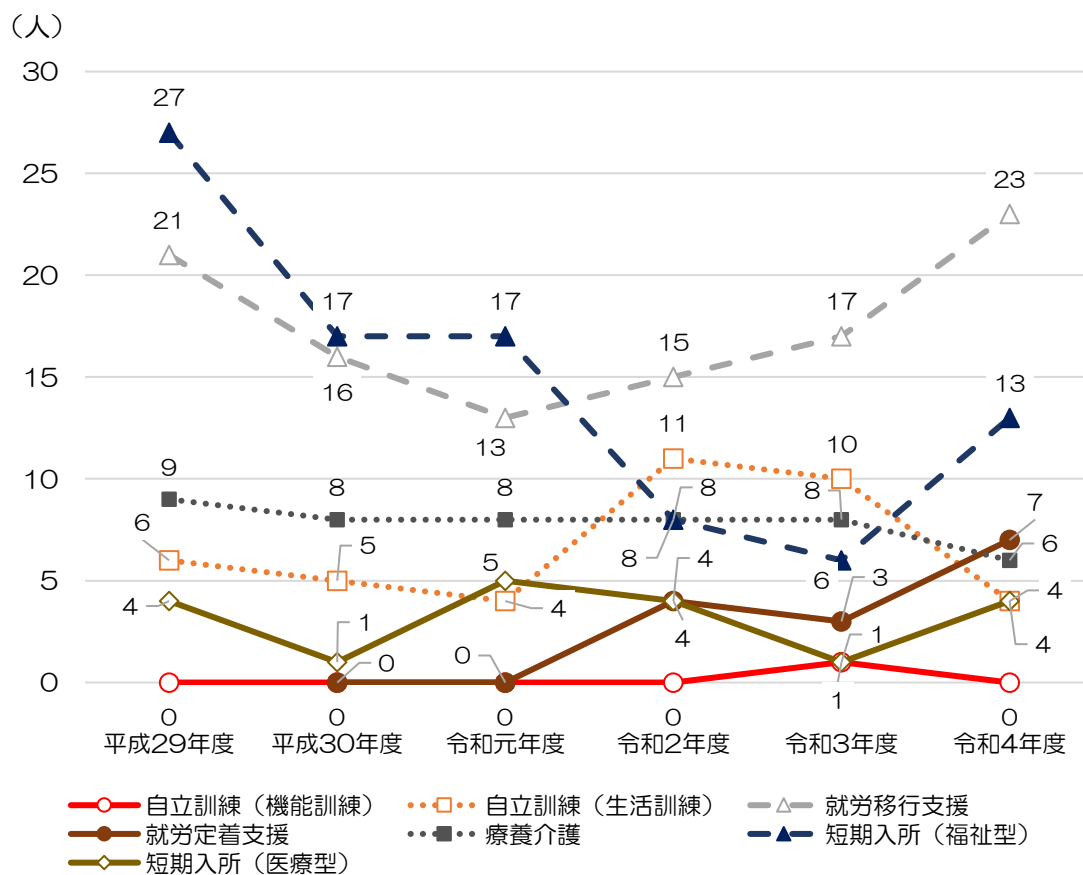
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
生活介護	218	221	227	224	225	225	
自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	1	0	
自立訓練（生活訓練）	6	5	4	11	10	4	
就労移行支援	21	16	13	15	17	23	
就労継続支援A型	74	59	64	69	66	68	
就労継続支援B型	200	221	256	281	297	335	
就労定着支援		0	0	4	3	7	
療養介護	9	8	8	8	8	6	
短期入所	福祉型	27	17	17	8	6	13
	医療型	4	1	5	4	1	4
計	559	548	594	624	634	685	

【日中活動系サービスの利用者数の推移（利用者 50 人以上）】



資料：障がい福祉課（各年度末現在）

【日中活動系サービスの利用者数の推移（利用者 50 人未満）】



資料：障がい福祉課（各年度末現在）

(3) 居住系サービスの利用者数

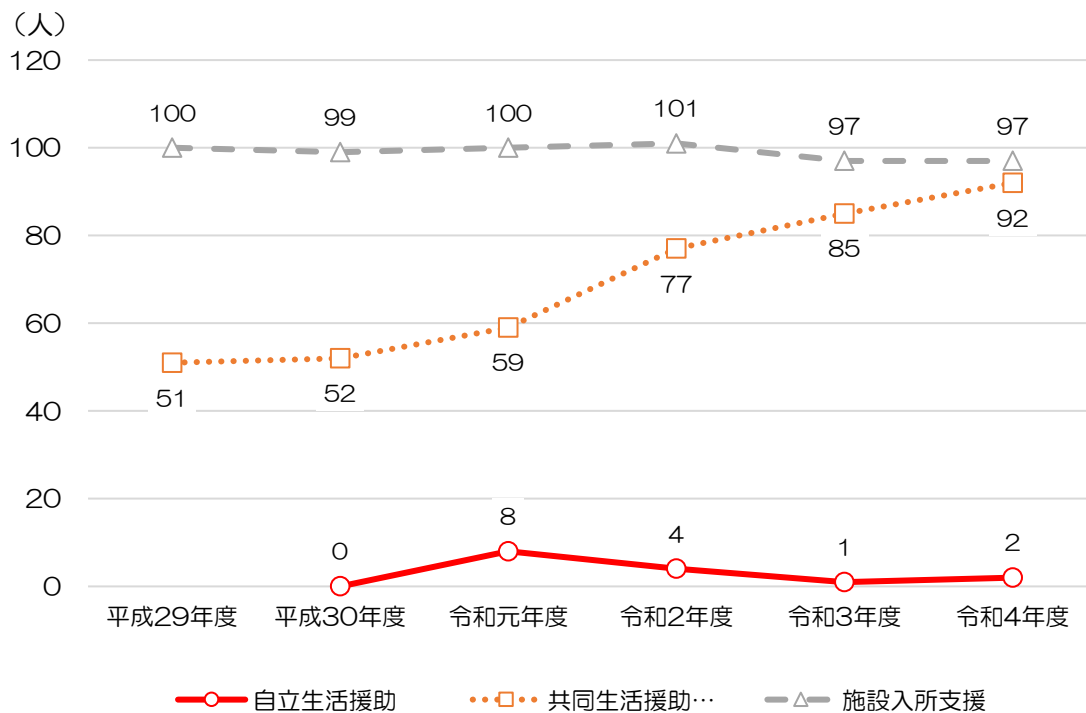
施設等を住まいの場として提供するサービスです。各年度末現在における利用者数は下表のとおりです。

共同生活援助（グループホーム）の利用者数は増加傾向にあります。また、平成30年度に新設された自立生活援助は令和元年度に事業所を確保し、8人の利用実績がありました。その後利用者は減少傾向にあり、令和4年度では2人となっています。

【居住系サービスの利用者数の推移】

単位：人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自立生活援助		0	8	4	1	2
共同生活援助 (グループホーム)	51	52	59	77	85	92
施設入所支援	100	99	100	101	97	97
計	151	151	167	182	183	191



資料：障がい福祉課（各年度末現在）

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念・基本方針

本計画を推進するにあたっての基本理念に関しては、障がいのある人などの自立と社会参加に関わる様々な施策・事業の指針を踏まえた「三島市障害者計画」に従い、『みんなでつくり みんなであゆむ 福祉のまち みしま』とします。

【基本理念】

「みんなでつくり みんなであゆむ 福祉のまち みしま」

また、障害福祉サービス等の取組に関する基本方針も同様に「三島市障害者計画」に従い、国の示す『第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画』策定に向けた基本的な指針に示されている基本的理念に則って、次の7つの方針を定めることとします。

《 基本方針 》

- (1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 障がいの種別や程度に関わらず、地域全体で支援する一元的な支援体制の構築
- (3) 地域生活への移行や継続、一般就労等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- (6) 障がい福祉人材の確保・定着
- (7) 障がい者の社会参加を支える取組定着

2 基本方針の視点

『第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画』の策定にあたって国の示した基本的指針では、障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定支援に基づく社会参加の促進や障がい福祉の担い手の確保等、「地域共生社会」の実現に関するより具体的な取組が示されています。

本計画においても市の状況を踏まえながら、基本方針に国や県の考えを反映し、障がいのある人の地域生活を推進するための新しい基本方針の視点を次のとおり掲げることとします。

(1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮しながら、障がいのある人が必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けながら、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めるとともに、成年後見制度の利用を促進します。

(2) 障がいの種別や程度に関わらず、地域全体で支援する一元的な支援体制の構築

障害福祉サービス等の対象の範囲は、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の3障がいのほか、平成25年度に追加された難病患者等とし、サービスの充実を図ります。また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして「障害者総合支援法」に基づく給付の対象となっており、引き続きその旨の周知を図り、障害福祉サービス等の活用が促されるようにします。

(3) 地域生活への移行や継続、一般就労等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立した生活の推進を図るため、適切に意思決定支援を行いつつ、入所施設や医療機関から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を確保します。

また、自立した生活の希望や、障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた障がいのある人の生活を地域全体で支援する体制づくりを行う機能を確保した「地域生活支援拠点等事業（みしまるネット）」（※P.31 参照）のさらなる機能強化に取り組むとともに、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」（※P.29 参照）の構築を進めます。

（４）地域共生社会の実現に向けた取組

制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として地域の活動に参加し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創り、高め合っていく地域共生社会を実現するため、三島市基幹相談支援センターを中心に、高齢者、子ども・子育て家庭、生活困窮者に対する支援など、各分野と連携し生活上の困難を抱える地域住民への切れ目のない包括的支援体制の構築の推進に取り組みます。（※P.5参照）

また、地域福祉計画との連携を図るとともに、関係機関と協力して重層的支援体制の構築に向けた検討を行います。

（５）障がい児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うにあたっては、障がい児本人の「最善の利益」を考慮し、健やかな育成を支援することが必要です。このため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制を確保しながら、障がい種別に関わらず質の高い専門的な発達支援が行えるよう地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援を提供するとともに、障害児支援の利用において、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、すべての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進していきます。

さらに、日常生活を営むために医療を要する状態にある医療的ケア児が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する児童に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を目指します。

（６）障がい福祉人材の確保・定着

障がい者の重度化・高齢化が進む中で、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せて、それを担う人材の確保・定着を図っていく必要があります。

そのためには、従事者の専門性を高める研修の実施、事業所や職員等の多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、職員の処遇改善等による職場環境の整備や障がい福祉の現場におけるハラズメント対策、ICT等の導入による事務負担の軽減、業務の効率化に関係者が協力して取り組んでいきます。

三島市では三島市基幹相談支援センターにおいて支援者のスキルアップ研修を実施するとともに、「三島市障がいと暮らしを支える協議会（アーチ）」の人材育成プロジェクトにおいても人材育成のための取組を実施します。

(7) 障がい者の社会参加を支える取組定着

障がいのある人の地域における社会参加を促進するためには、多様なニーズを踏まえて、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等のあらゆる分野において、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指すことが重要です。

特に、「障害者の文化芸術活動の推進に関する法律」を踏まえ、合理的配慮⁸の提供とそのため情報保障や環境整備に留意しつつ、障がいのある人も文化芸術を享受鑑賞するほか、創造や発表等の多様な活動を通じて、その能力や個性の発揮及び社会参加の促進が求められています。

また、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」により、障がいのある人への文字・活字文化を身近なものにするため、デイジー書籍⁹やオーディオブック¹⁰といった視覚障がい者等が読むことができる書籍の普及等、読書環境の計画的整備の推進が求められています。

さらに、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」により、障がい者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者によるICT活用等の促進が求められています。

今後は、障がい福祉の分野に留まらず、あらゆる地域の生活環境において社会的障壁を取り除く取組を関係各課と連携して検討します。

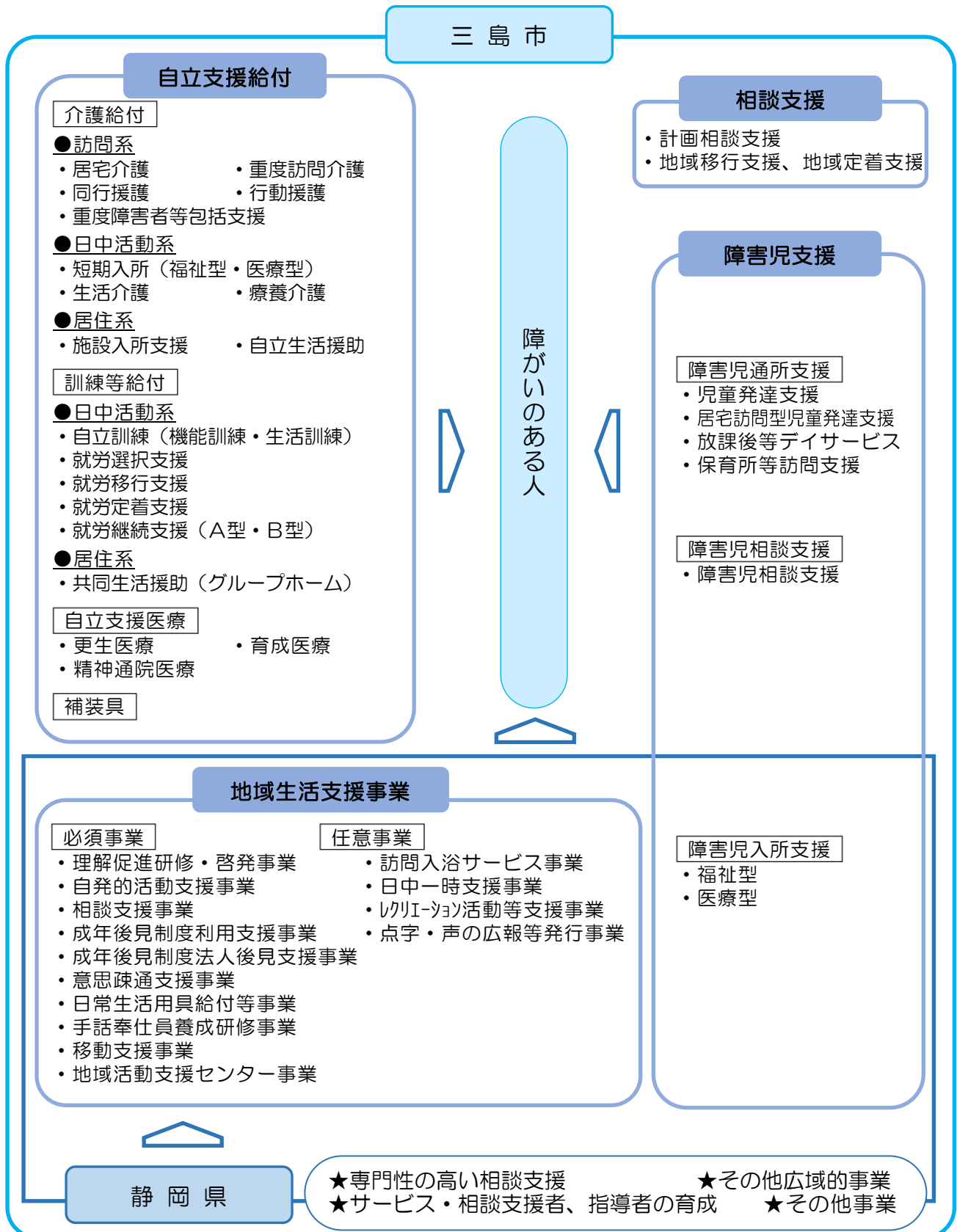
8 合理的配慮：障がいのある人の人権が障がいのない人と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせておこなわれる配慮のことです。

9 デイジー書籍：アクセシブルな電子図書における国際標準規格「DAISY」を用いた書籍のことで、文字・音声・画像を同時に再生できるマルチメディア図書を指します。優れたナビゲーションシステムを持ち、視覚障がいに限らず識字障がい（ディスレクシア）や本を持って読むことが困難な障がいのある人等が活用しています。

10 オーディオブック：本の朗読を録音したCD、カセットテープ等を指します。作成が比較的容易であり、ボランティア団体等によって作成されるほか、アプリケーション等を活用しての配信も普及しています。

3 障がいのある人の福祉サービスの体系

「障害者総合支援法」に基づくサービスは、全国一律の基準で実施される「自立支援給付」によるサービスと「相談支援」、及び地域の特性や利用者の状況に応じて市が実施する「地域生活支援事業」によるサービスに大別されます。また、障害児支援は上記のサービスとは異なり「児童福祉法」に基づき実施されるものです。



4 令和8年度の目標値の設定

障害福祉サービスの活用を通じて障がいのある人の自立した生活を支援するため、地域生活・一般就労への移行や地域生活支援拠点の整備等について、国の指針に基づいて成果目標を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

◆国の基本指針◆

- 令和4年度末時点での施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること。
 - 令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減すること。
- ※目標設定にあたって、令和5年度末までに第6期計画で定めた数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を第7期計画の目標値に加算すること。

◆本市の考え方◆

○国の指針に基づいて、以下の目標値を設定します。

○施設入所待機者が、令和4年度末時点で41名と多数控えていることを踏まえ、施設入所者の削減数の目標を令和4年度末時点の施設入所者の約3%である3人とし、施設入所者数を維持しながら、施設入所待機者を減少させることを目標として設定します。

【成果目標】

項目	数値	考え方
基準年の入所者数(A)	97人	令和4年度末時点の施設入所者
目標年の入所者数(B)	94人	令和8年度末時点の施設入所者
【目標値】 入所者数減少見込(A)-(B)	3人	差引減少見込数 ※施設入所待機者の減少を目標とする
【目標値】 地域生活移行者数	10人	令和8年度末までの地域移行者数の累計 (A)の10%

【目標達成のための取組】

施設入所者の入院や死亡、通過型施設¹¹からの地域生活への移行等により、入所者数は減少していますが、介護者の高齢化等の理由により入所希望者は増加しています。

引き続き、介護保険サービスへの移行や適切な相談支援による待機者の減少に取り組むとともに、グループホームの整備をはじめとする地域生活の基盤充実に努めます。

11 通過型施設：自立訓練または就労移行支援等を利用するための入所施設。標準利用期間は、自立訓練（機能訓練）1年6か月、自立訓練（生活訓練）・就労移行支援は2年と定められており、標準利用期間経過後は地域生活等へ移行することとなります。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

◆国の基本指針◆

●精神障がい者の精神病床から地域生活への移行に係る目標設定<※都道府県目標>

- ・精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数
→325.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数（65歳以上、65歳未満）
- ・精神病床における早期退院率
→3か月後：68.9%以上、6か月後：84.5%以上、1年後：91.0%以上

◆本市の考え方◆

○静岡県の指標として、駿東田方圏域自立支援協議会¹²地域移行部会を除いた形での保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置を求められています。

○三島市では、すでに構築している駿東田方圏域自立支援協議会地域移行部会との連携を維持するため、三島市障がいとくらしを支える協議会（アーチ）に「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム¹³検討チーム」を設置し、協議の場として位置付けます。

○地域における包括的な支援体制の構築に向けて、一部のサービスにおいては精神障がいのある人の利用見込みを個別に設定しています。

（※自立訓練（生活訓練）・自立生活援助・共同生活援助・地域移行支援・地域定着支援）

【成果目標】

項目	目標値	考え方
協議の場の設置	設置済	令和5年度に市単独で設置済 （精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム検討チーム）
協議の場の開催回数	年4回	重層的な連携による支援体制を構築するために必要な協議の場の開催回数
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年1回	重層的な連携による支援体制を構築するために必要な協議の場における目標設定及び評価の実施回数
協議の場における参加者数	10人程度	重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数の見込

12 駿東田方圏域自立支援協議会：障害者総合支援法第89条の3に基づき、県が設置する協議会です。三島市は、沼津市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町の10市町で構成される「駿東田方圏域」に属しています。

13 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム：精神病床からの地域移行を促進するための体制の構築において、“必要な支援を地域で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援する”という「地域包括ケアシステム」の考え方を精神障がいのある人のケアに応用したものです。

【目標達成のための取組】

これまで活用していた駿東田方圏域自立支援協議会地域移行部会では、居住の問題やピアサポーター¹⁴の活用、研修会の開催等、広域的な課題解決に向けた協議を行ってきました。三島市単独での協議の場を設置するにあたり、駿東田方圏域自立支援協議会地域移行部会との役割を明確にするとともに、今後も連携できる体制が必要となります。

三島市では、令和5年9月から三島市基幹相談支援センター担当職員と三島市障がいと暮らしを支える協議会（アーチ）の精神分野に携わる運営委員が集まり、協議の場の設置に向けた検討を行い、三島市障がいと暮らしを支える協議会（アーチ）に「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム検討チーム」を設置し、精神保健福祉分野に関する地域課題の整理及び分析を行い、課題改善に向けた関係者間の連携による支援体制の構築を目指します。

14 ピアサポーター：自らの障がいまたは経験に基づいて、他の障がいのある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等の支援を行う人です。

(3) 地域生活支援の充実

◆国の基本指針◆

- 各市町村において地域生活支援拠点等の整備¹⁵をするとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと。
- 強度行動障がい有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること。

◆本市の考え方◆

- 三島市では、地域生活支援拠点等の整備について、令和2年度から三島市障がいと暮らしを支える協議会（アーチ）にプロジェクトを設置し、「緊急時受入」「体験の機会」「相談機能」を中心に検討を始めました。その後、三島市基幹相談支援センターメンバーを中心に協議を重ね、令和4年7月から地域生活支援拠点等事業（みしまるネット）の体制整備を行い運用を開始しています。
- 強度行動障がい有する者の支援体制の充実を図るため、支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めていきます。

【成果目標】

項目	目標値	考え方
地域生活支援拠点等の整備	1か所	令和4年7月に市単独で整備済
コーディネーターの配置人数	4人	三島市基幹相談支援センター担当職員を配置
地域生活支援拠点等の機能の充実に 向けた検証及び検討の年間実施回数	8回	三島市障がいと暮らしを支える協議会（アーチ）、三島市基幹相談支援センター連携会議、みしまるネットミーティングにて実施
強度行動障がい有する者の支援体制		三島市障がいと暮らしを支える協議会（アーチ）、三島市基幹相談支援センター連携会議、みしまるネットミーティングにて検討し、令和8年度末までに市単独で整備

15 地域生活支援拠点等の整備：障がいのある人の重度化・高齢化や、“親亡き後”を見据え、地域生活を支援するための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することです。

【目標達成のための取組】

障がいのある人の重度化・高齢化、「親亡き後」を見据えて、今後は地域生活支援拠点等の重要性が一層高まり、更なる充実が求められます。三島市では令和4年7月に地域生活支援拠点等事業（みしまるネット）を整備し運用を開始していますが、定期的に事業の検証及び検討を行い、強度行動障がい等の対応が困難な人についても、関係機関と連携を取りながら、障がいのある人やその家族等の生活を地域全体で支える体制を整備していきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

◆国の基本指針◆

- 令和8年度中の一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍とする。
 - ・うち 就労移行支援を通じた移行者数：令和3年度実績の1.31倍以上
 - ・うち 就労継続支援A型を通じた移行者数：令和3年度実績の1.29倍以上
 - ・うち 就労継続支援B型を通じた移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- 就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所全体の5割以上
- 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：全体の2割5分以上

◆本市の考え方◆

○国の指針に基づいて以下の目標を設定します。

【成果目標】

項目	目標値	考え方
【目標値】 年間一般就労移行者数（A）	17人	令和8年度に、就労移行支援事業などを通じて一般就労する人数 【令和3年度実績（12人）の1.28倍】
うち 就労移行支援事業 を通じて一般就労に移行する者	6人	【令和3年度実績（4人）の1.31倍】
うち 就労継続支援A型事業 を通じて一般就労に移行する者	3人	【令和3年度実績（2人）の1.29倍】
うち 就労継続支援B型事業 を通じて一般就労に移行する者	8人	【令和3年度実績（6人）の1.28倍】
【目標値】 就労定着支援事業利用者数	5人	【令和3年度実績（3人）の1.41倍】
【目標値】 就労移行支援事業所数	1事業所	指定事業所のうち、一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数
【目標値】 就労定着支援事業所数	1事業所	指定事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所数

【目標達成のための取組】

障がいのある人の自立だけでなく、進行する少子高齢社会における働き手の確保のためにも、多様な就労の場の創出が求められています。

三島市では障害者雇用相談員を配置するとともに、ハローワークや障害者就業・生活支援センター¹⁶ひまわり等の関係機関が連携し、雇用・就労機会の創出と、職場定着に向けた就業及び生活面の総合的な支援体制の構築に努めます。

16 障害者就業・生活支援センター：障がい者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障がい者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行い、障がい者の雇用の促進及び安定を図ることを目的として、全国に設置されています。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等【第3期障害児福祉計画】

◆国の基本指針◆

- 児童発達支援センターを令和8年度末までに各市町に1か所以上設置すること
- すべての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制を構築
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保
→各市町村又は圏域に1か所以上
- 医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置
- 各都道府県及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

◆本市の考え方◆

- 三島市では、市の直営である「三島市発達支援センター」と「三島市児童発達支援事業所（にこパル）」を中心に関係機関・事業所等と連携し、児童発達支援センターに準ずる機能を確保しています。
- インクルーシブ教育¹⁷の推進を目的に、令和3年度に「三島市児童発達支援事業所（にこパル）」を錦田こども園内に移し、体制強化を図りました。
- 保育所等訪問支援を利用できる体制は市内に、重症心身障がい児¹⁸を支援できる事業所は駿東田方圏域内に確保できています。
- 医療的ケア児支援のための協議の場は設置済みであり、その中で医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置に向け検討します。

【成果目標】

項目	考え方
児童発達支援センターの設置	三島市発達支援センター、三島市児童発達支援事業所（にこパル）で機能確保済 ・児童発達支援 ・保育所等訪問支援に準ずる機能（巡回相談、園訪問） ・障害児相談支援に準ずる機能（一般相談）
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	市内保育所等訪問支援事業所によるインクルージョンの推進体制を構築済

17 インクルーシブ教育：障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが共に学ぶことです。

18 重症心身障がい児（者）：重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している障がい児（者）のことです。

項目	考え方
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	駿東田方圏域内に確保済
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	令和5年度に設置済 (三島市障害児・者療育支援庁内連絡会)
医療的ケア児等コーディネーターの配置数	令和8年度末までに2人配置予定

【目標達成のための取組】

三島市発達支援センターでは、各ライフステージに応じた支援を切れ目なく継続できるよう、関係各課との連携を図り、発達支援体制の構築に努めます。

医療的ケア児支援のための協議の場の設置については、「三島市障害児・者療育支援庁内連絡会」が担うこととなり、まず、庁内で医療的ケア児に関する情報共有、共通理解を深めていきます。具体的な支援について関係機関との協議が必要となる場合は、三島市障がいとくらしを支える協議会（アーチ）とも連携していきます。

また、保健、福祉、保育、教育等の関係各課及び関係機関等と協議する中で、医療的ケア児等コーディネーターの配置について検討し、令和8年度末までの配置を目指します。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

◆国の基本指針◆

- 各市町村において、基幹相談支援センターを設置し、地域の相談体制の強化を図る体制を確保
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組の実施及び体制確保

◆本市の考え方◆

- 静岡県の方針に沿って、三島市基幹相談支援センターの機能強化と、相談支援専門員の質的・量的向上に努めます。
- また、関係機関・事業所における人材育成の支援と専門的な相談支援の実施等、地域における様々なサービスの質の向上を図ります。

【成果目標】

項目	考え方
基幹相談支援センターの設置	平成 27 年度に設置済
主任相談支援専門員の配置数	三島市基幹相談支援センターにおいて主任相談支援専門員を配置する。 ・令和6年度：3人 ・令和7年度：4人 ・令和8年度：4人
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	三島市基幹相談支援センター職員による、相談支援事業所を訪問してのアウトリーチ支援を行う。 ・令和6年度：3件 ・令和7年度：3件 ・令和8年度：3件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	三島市基幹相談支援センター主催で市内事業所向けスキルアップ研修を実施する。 ・令和6年度：1件 ・令和7年度：1件 ・令和8年度：1件
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	三島市基幹相談支援センター主催で相談支援専門員が週1回程度集まり連携会議を実施する。 ・令和6年度：45回 ・令和7年度：45回 ・令和8年度：45回

項目	考え方
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	三島市基幹相談支援センター連携会議の中で事例検討の場を設け、ケース支援の方策についての検討や地域課題の抽出を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度：10回 ・令和7年度：10回 ・令和8年度：10回
協議会における個別の事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組の実施及び体制確保	三島市基幹相談支援センターを中心に個別の事例の検討を行い、三島市障がいとくらしを支える協議会（アーチ）と連携しながら、地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組の実施及び体制を確保している。
協議会の専門部会（チーム）の設置数	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度：4チーム ・令和7年度：4チーム ・令和8年度：4チーム
協議会の専門部会の実施回数	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度：30回 ・令和7年度：30回 ・令和8年度：30回

【目標達成のための取組】

三島市では、令和3年度に市役所敷地内に三島市基幹相談支援センター総合相談窓口を設置し、民間相談支援事業所と市との官民共同の運営を実施しており、関係機関との連携を図るとともに人材育成のためのスキルアップ研修を開催するなど、相談支援における中心的役割を担っています。

また、協議会における個別の事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組の実施及び体制確保については、協議会の機能を強化するため新たに設けられた指標ですが、現在、三島市障がいとくらしを支える協議会（アーチ）では、取り組むべき地域課題が多く蓄積されているため、個別の事例検討は三島市基幹相談支援センターが中心に行い、その中で抽出された地域課題の解決に努めます。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

◆国の基本指針◆

- 各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

◆本市の考え方◆

- 静岡県の方針に沿って、県の実施する障害福祉サービス等に関わる研修への三島市職員の参加を促進します。
- また、周辺市町との連絡会を活用し、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する場を設け、事業所に対し適切な運営を行うよう注意喚起を行います。

【成果目標】

項目	考え方
障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	体制構築済
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の市町村職員参加人数	障がい福祉に係る研修には積極的に参加を促している。特に異動や配置換えのあった職員には欠かさず受講するよう周知を徹底する。 相談支援従事者初任研修の参加人数 ・令和6年度：1人 ・令和7年度：1人 ・令和8年度：1人 障害支援区分認定調査員研修の参加人数 ・令和6年度：1人 ・令和7年度：1人 ・令和8年度：1人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体と共有する体制の構築	体制構築済（3市3町障がい福祉連絡会） 【実施回数】 ・令和6年度：1回 ・令和7年度：1回 ・令和8年度：1回

【目標達成のための取組】

障がい福祉に係る研修には積極的に参加を促しています。特に異動や配置換えのあった職員には欠かさず受講するよう周知を徹底し、新規採用職員研修でも障がい福祉の現状や合理的配慮に関する研修を導入しています。

また、障害者自立支援給付審査支払等システムにおける段階的な対応に合わせて適切に審査を行い、事業所台帳や受給者台帳、サービス提供量との整合性を確保し、必要に応じて3市3町障がい福祉連絡会（三島市・裾野市・伊豆の国市・函南町・清水町・長泉町）において情報を共有し、事業所にも注意を呼び掛けるよう努めていきます。

第4章 サービス見込量と見込量確保のための方策

1 障害福祉サービス・相談支援の見込量

障害福祉サービス・相談支援について、国の基本指針を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの必要な見込量を次のように設定します。

(1) 訪問系サービス

- 現在の訪問系サービスの利用実績を基礎として、令和3年度からの利用者数やサービス利用量の伸び、障がいのある人へのアンケート調査、新規利用者などを勘案して、訪問系サービスの必要な見込量を設定します。

① 居宅介護（ホームヘルプ）

- 自宅での入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事並びに生活などに関する相談や助言、その他の生活全般にわたる支援を行います。

② 重度訪問介護

- 重度の障がいがあり、常に介護を必要とする人が対象になります。
- 自宅での入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事並びに生活などに関する相談や助言、その他の生活全般にわたる支援及び外出時の移動中の介護を総合的に行います。

③ 同行援護

- 視覚障がいにより、移動に著しい困難がある人などが対象となります。
- 外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他外出する際の必要な支援を行います。

④ 行動援護

- 知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難がある人などであって、常に介護を必要とする人が対象となります。
- 行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、その他外出する際の必要な支援を行います。

⑤ 重度障害者等包括支援

- 常に介護を必要とし、意思疎通を図ることに著しい支障がある障がいのある人のうち、四肢の麻痺や寝たきりの状態にある人並びに知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難のある人が対象となります。
- 居宅介護をはじめとする障害福祉サービスを包括的に提供します。

【本市の考え方】

新規利用者、介護保険への移行、転出入等により、利用者の増減はありますが、若干、計画値を上回る実績となっています。

令和6年度から8年度にかけては、過去の実績の伸び率とニーズを勘案し、利用者数、利用量ともに増加するものと見込んでいます。

●実績値と見込量¹⁹●

【月あたり】

	第6期計画値			第6期実績値 (令和5年度は見込値)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	137	140	143	143	144	156
利用量(時間)	4,888	4,995	5,102	5,276	4,880	5,631

		第7期計画値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護(ホームヘルプ)	利用者数(人)	123	128	133
	利用量(時間)	2,012	2,093	2,175
重度訪問介護	利用者数(人)	13	14	14
	利用量(時間)	3,104	3,343	3,343
同行援護	利用者数(人)	21	24	27
	利用量(時間)	241	275	310
行動援護	利用者数(人)	13	14	15
	利用量(時間)	424	456	489
重度障害者等包括支援	利用者数(人)	0	0	0
	利用量(時間)	0	0	0

19 第6期計画までは、訪問系サービスの合計を掲載していましたが、静岡県の方針により、第7期計画からは、サービス別の見込量を掲載することになりました。

確保のための方策

- 訪問系サービスについては、身体障がいのある人が最も多く利用しており、手帳所持者の年齢構成を見ると65歳以上の人が増えています。障害福祉サービスを利用している人は65歳になると介護保険に同様のサービスがある場合には介護保険サービスを優先して利用することになっているため、一部の利用者は減少することになります。

しかし、介護保険サービスの支給量、内容では十分なサービスが受けられない等の理由により、最近では障害福祉サービスを併用する人が増加しています。

- 今後も多様化するニーズに対応できる提供体制を整備するとともに、慢性化している福祉の担い手不足や人材育成について検討していきます。

(2) 日中活動系サービス

- ・現在の日中活動系サービスの利用者数を基礎として、令和3年度からの利用者数の伸び、障がいのある人へのアンケート調査、新規利用者などを勘案して、日中活動系サービスの必要な見込量を設定します。

① 生活介護

- ・常に介護を必要とする障がいのある人が対象となります。
- ・障害者支援施設等において、入浴や排せつ、食事などの介護や創作的活動などの機会を提供します。

【本市の考え方】

令和3年度、令和4年度に事業所が新規設立されることを想定し第6期計画値を見込みましたが、事業所の設立が無かったこと、死亡や介護保険サービスへの移行により利用者が減少したこと等の理由から、計画値を下回る実績になっています。

特別支援学校卒業生の多くが生活介護を利用するため、今後も利用者は増加することが予想されます。また、重症心身障がい者が通所する事業所が市内に不足していることから、事業所を整備することを視野に入れ、令和6年度からの計画値を設定します。

●実績値と見込量²⁰●

【月あたり】

	第6期計画値			第6期実績値 (令和5年度は見込値)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	232	238	244	225	225	235
利用量(人日)	4,415	4,529	4,644	4,636	4,599	4,524

		第7期計画値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用者数(人)	245	255	265
	利用量(人日)	4,717	4,909	5,102
うち強度行動障がいのある人	利用者数(人)	76	79	82
	利用量(人日)	1,524	1,584	1,644
うち高次脳機能障がいのある人	利用者数(人)	2	2	2
	利用量(人日)	42	42	42
うち医療的ケアが必要な人	利用者数(人)	10	11	11
	利用量(人日)	120	132	132

「利用量(人日)」は、月あたりの延べ利用日数の単位です。

20 国の基本指針の改正により、第7期計画からは生活介護利用者のうち、強度行動障がいのある人、高次脳機能障がいのある人、医療的ケアが必要な人についても掲載することになりました。

② 自立訓練（機能訓練）

- ・地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上などのため、一定の支援が必要な身体障がいのある人・難病の患者が対象となります。
- ・障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所において、または自宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活などに関する相談や助言、その他必要な支援を行います。

【本市の考え方】

近隣のサービス提供事業所は中伊豆リハビリテーションセンターのみであり、過去の実績から各年度1人と見込みましたが、令和5年度にサービス利用者が増加しました。

脳血管疾患や交通事故等による障がいの状況により利用者の増加が考えられますが、過去の実績と標準利用期間が1年6か月であることから、令和6年度からは大きな変化はないと見込んでいます。

●実績値と見込量●

【月あたり】

	第6期計画値			第6期実績値 (令和5年度は見込値)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	1	1	1	1	0	2
利用量（時間）	23	23	23	18	0	38

	第7期計画値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人）	2	2	2
利用量（時間）	38	38	38

③ 自立訓練（生活訓練）

- ・地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などのため、一定の支援が必要な知的障がいのある人及び精神障がいのある人が対象となります。
- ・障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所において、または自宅を訪問して行う入浴、排せつ、食事などに関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活などに関する相談や助言、その他必要な支援を行います。

【本市の考え方】

令和2年度に他市に事業所が新規設立されたことにより、利用者が増加すると見込みでしたが、計画値を下回る実績となっています。

事業所の定員に限りがあることや過去の実績、標準利用期間が2年の障害福祉サービスであることから、令和6年度からは大きな変化はないと見込んでいます。

●実績値と見込量²¹●

【月あたり】

	第6期計画値			第6期実績値 (令和5年度は見込値)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	13	14	15	10	4	10
利用量（時間）	286	308	330	213	75	194

	第7期計画値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人）	10	10	10
うち精神障がい者	4	4	4
利用量（時間）	194	194	194

21 国の基本指針の改正により、第7期計画からは自立訓練（生活訓練）利用者のうち、精神障がい者についても掲載することになりました。

④ 就労選択支援

- ・障害者総合支援法の改正に伴い、令和7年度を目途に新たに開始されるサービスです。
- ・障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った職場選択を支援します。

【本市の考え方】

特別支援学校の生徒のうち、就労継続支援B型の利用が見込まれる人（就労継続支援B型の利用を開始する前年度に就労選択支援を利用すると想定）と、新たに就労継続支援B型の利用が見込まれる人（就労継続支援B型の利用を開始する当年度に就労選択支援を利用すると想定）を勘案し、令和7年度からの利用者を見込んでいます。

●見込量●

【月あたり】

	第7期計画値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人）	-	20	20

⑤ 就労移行支援

- ・ 就労を希望する 65 歳未満の障がいのある人が対象となります。
- ・ 生産活動、職場体験その他の就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、職場の開拓並びに就職後における職場への定着のために必要な相談や支援を行います。

【本市の考え方】

過去の実績を踏まえ、成果目標達成に向けて各年度 1 人ずつの増加を見込みましたが、計画値を上回る実績となっています。

アンケート調査結果よりニーズは高いと考えられますが、事業所の定員に限りがあること、過去の実績、標準利用期間が 2 年であることから、令和 6 年度からは緩やかに増加すると見込んでいます。

●実績値と見込量●

【月あたり】

	第 6 期計画値			第 6 期実績値 (令和 5 年度は見込値)		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数 (人)	16	17	18	17	23	26
利用量 (人日)	309	328	347	296	465	460

	第 7 期計画値		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用者数 (人)	29	32	35
利用量 (人日)	513	566	619

⑥ 就労継続支援（A型）※雇用型

- 一般企業などに就労することが困難な障がいのある人が対象となります。
- 雇用契約に基づき、生産活動その他の就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。

【本市の考え方】

過去の実績とアンケート調査結果によるニーズ、事業所の新規設立予定から計画値を見込みましたが、第6期計画期間中に事業所は設立されず、計画値を下回る実績となっています。

アンケート調査結果からニーズは高いと考えられ、過去の実績も増加していることから、令和6年度からは緩やかに増加すると見込んでいます。

●実績値と見込量●

【月あたり】

	第6期計画値			第6期実績値 (令和5年度は見込値)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	77	82	87	66	68	73
利用量（人日）	1,502	1,599	1,697	1,394	1,385	1,512

	第7期計画値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人）	78	83	88
利用量（人日）	1,616	1,719	1,823

⑦ 就労継続支援（B型）※非雇用型

- ・一般企業などに就労することが困難な障がいのある人のうち、過去に一般企業などに雇用されていた人で年齢、心身の状態その他の事情により引き続き雇用されることが困難となった人、就労移行支援によっても一般企業などに雇用されるに至らなかった人などが対象となります。
- ・雇用契約を結ばないで、生産活動その他の就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。

【本市の考え方】

心身の状況から就労継続支援（B型）のサービスが適しているという人が増加傾向にあることと、令和3年度、令和5年度に事業所が新規設立されたことにより、計画値を大幅に上回る実績となっています。

今後も新規事業所の設立が予定されていますが、他市町からの利用者もいると考え、令和6年度からは過去の実績から一定数の増加を見込んでいます。

●実績値と見込量●

【月あたり】

	第6期計画値			第6期実績値 (令和5年度は見込値)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	287	297	307	297	335	362
利用量（人日）	4,871	5,040	5,210	5,462	5,972	5,978

	第7期計画値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人）	377	392	407
利用量（人日）	6,226	6,473	6,721

⑧ 就労定着支援

- ・就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人が対象となります。
- ・就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問などにより、必要な連絡調整や指導・助言などを行います。

【本市の考え方】

令和2年度に市内に事業所が新規設立されたことにより増加を見込みましたが、計画値を下回る実績となっています。

令和4年度も市内に事業所が新規設立されたことと、他市町の事業所を利用する人もいることから、令和6年度からは緩やかに増加すると見込み、成果目標の達成を目指します。

●実績値と見込量●

【月あたり】

	第6期計画値			第6期実績値 (令和5年度は見込値)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	7	10	14	3	7	11

	第7期計画値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人)	15	19	23

⑨ 療養介護

- ・病院などへの長期の入院による医療的ケアに加え、常に介護を必要とする障がいのある人が対象となります。
- ・主として昼間において、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護など、日常生活上の世話をを行います。

【本市の考え方】

医療的ケアが必要な人が増加傾向にあることから、緩やかな増加を見込んでいましたが、令和4年度に2人のサービス利用状況が変更したことにより、利用者が減少しています。

令和5年度中に1人利用予定がありますが、サービス提供事業所の定員に限りがあることから、その後は過去の実績から大きな変化はないと見込んでいます。

●実績値と見込量●

【月あたり】

	第6期計画値			第6期実績値 (令和5年度は見込値)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	8	9	9	8	6	6

	第7期計画値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人)	7	7	7

⑩ 短期入所（福祉型・医療型）

- ・居宅で生活している障がいのある人のうち、介護者の入院等が必要な疾病その他の理由により、障害者支援施設などへの短期間の入所を必要とする人などが対象となります。
- ・障害者支援施設などにおいて、入浴、排せつ、食事などの介護その他必要な支援を行います。

◆短期入所（福祉型）

【本市の考え方】

令和3年度、令和4年度は計画値を下回る実績でしたが、令和5年度は計画を上回る実績となっています。新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着いたことにより、利用者が増加したと考えられます。

アンケート調査結果からニーズは高く、今後も利用者の増加が見込まれますが、利用できる事業所が限られていることから、令和6年度からは緩やかな増加を見込んでいます。

●実績値と見込量²²●

【月あたり】

	第6期計画値			第6期実績値 (令和5年度は見込値)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	12	14	16	6	13	24
利用量（人日）	95	111	126	72	137	201

		第7期計画値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所（福祉型）	利用者数（人）	26	28	30
	利用量（人日）	218	235	251
うち強度行動障がいのある人	利用者数（人）	5	6	6
	利用量（人日）	39	47	47
うち高次脳機能障がいのある人	利用者数（人）	0	0	0
	利用量（人日）	0	0	0
うち医療的ケアが必要な人	利用者数（人）	2	2	2
	利用量（人日）	4	4	4

22 国の基本指針の改正により、第7期計画からは短期入所（福祉型）利用者のうち、強度行動障がいのある人、高次脳機能障がいのある人、医療的ケアが必要な人についても掲載することになりました。

◆短期入所（医療型）

【本市の考え方】

新型コロナウイルス感染症の影響により、計画値を下回る実績となっています。

令和6年度からは新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着いたことにより、今後も利用者の増加が見込まれますが、利用できる事業所が限られていることから、大きな変化はないと見込んでいます。

●実績値と見込量²³●

【月あたり】

	第6期計画値			第6期実績値 (令和5年度は見込値)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	6	7	8	1	4	5
利用量（人日）	20	24	27	3	13	14

		第7期計画値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所（医療型）	利用者数（人）	5	5	5
	利用量（人日）	14	14	14
うち強度行動障がいのある人	利用者数（人）	0	0	0
	利用量（人日）	0	0	0
うち高次脳機能障がいのある人	利用者数（人）	0	0	0
	利用量（人日）	0	0	0
うち医療的ケアが必要な人	利用者数（人）	2	2	2
	利用量（人日）	8	8	8

23 国の基本指針の改正により、第7期計画からは短期入所（医療型）利用者のうち、強度行動障がいのある人、高次脳機能障がいのある人、医療的ケアが必要な人についても掲載することになりました。

確保のための方策

- 生活介護については、特別支援学校卒業生の多くが利用を希望し、今後も利用者が増加するものと見込んでいます。特に、医療的ケアが必要な人や重症心身障がい者については、市内の事業所だけでは対応しきれず、市外の事業所を利用している現状があります。今後も多様化するニーズに対応するため、サービス提供事業者や関係団体と連携し、市内に生活介護事業所の新規設立を促進します。
- 就労継続支援 B 型については、これまでの実績から利用者の増加が見込まれますが、新規事業所の設立に関しては、定員に満たない事業所もあることから、実態を把握しながら判断するとともに、サービスの質の向上を図ります。
- 就労定着支援については、令和4年度に市内の事業所が新たに指定を受けたため、成果目標の達成を目指しつつ、サービスの利用促進に努めます。

(3) 居住系サービス

- ・現在の居住系サービスの利用者数を基礎として令和3年度からの利用者数の伸び、障がいのある人へのアンケート調査、新規利用者、事業所の新設、施設入所者の地域移行などを勘案して、居住系サービスの必要な見込量を設定します。

① 自立生活援助

- ・障害者支援施設や共同生活援助（グループホーム）などを利用していた障がいのある人で一人暮らしを希望する人などが対象となります。
- ・地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力や生活力などを補い、適時のタイミングで適切な支援を行います。

【本市の考え方】

障がいのある人の重度化・高齢化等の影響で、地域への移行が停滞していることが考えられ、計画値を下回る実績となっています。また、標準利用期間が1年であるため、一定の利用者は減少することとなります。

実績は停滞していますが、緩やかに増加していることと、令和6年度に事業所の新規設立予定があるため、今後も緩やかに増加すると見込んでいます。

●実績値と見込量●

【月あたり】

	第6期計画値			第6期実績値 (令和5年度は見込値)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	5	5	5	1	2	3
うち精神障がい者	3	3	3	1	1	2

	第7期計画値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人)	4	5	6
うち精神障がい者	3	3	4

② 共同生活援助（グループホーム）

- ・地域で共同生活を営むべき住居において、主として夜間に相談その他の日常生活上の支援を行います。

【本市の考え方】

市内を含む周辺市町にグループホームが増加したことにより、利用者も大きく増加し、計画値を上回る実績となっています。

令和6年度からも市内を含む周辺市町にグループホームが増加することにより、利用者数も増加すると見込んでおり、施設や精神科病院からの地域移行を進めていきます。

●実績値と見込量●

◆共同生活援助（全体）

【月あたり】

	第6期計画値			第6期実績値 (令和5年度は見込値)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	74	78	82	85	92	99
うち精神障がい者	31	33	35	34	35	36

	第7期計画値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人）	106	113	120
うち精神障がい者	39	41	44

◆うち日中サービス支援型

【月あたり】

	第6期計画値			第6期実績値 (令和5年度は見込値)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	8	10	12	13	13	19
うち精神障がい者	3	4	5	5	5	6

	第7期計画値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人）	20	22	23
うち精神障がい者	6	7	7

◆うち強度行動障がいのある人²⁴ 【月あたり】

	第7期計画値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人）	2	2	2
うち精神障がい者	0	0	0

◆うち高次脳機能障がいのある人²⁴ 【月あたり】

	第7期計画値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人）	1	1	1
うち精神障がい者	0	0	0

◆うち医療的ケアが必要な人²⁴ 【月あたり】

	第7期計画値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人）	4	5	5
うち精神障がい者	1	1	1

24 国の基本指針の改正により、第7期計画からは共同生活援助利用者のうち、強度行動障がいのある人、高次脳機能障がいのある人、医療的ケアが必要な人についても掲載することになりました。

③ 施設入所支援

- ・施設に入所している障がいのある人が対象となります。
- ・主として夜間に入浴、排せつ、食事などの介護、生活などに関する相談や助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

【本市の考え方】

施設の入所希望が多く待機者も増加していますが、入院や介護保険施設への移行、通過型施設からの地域移行等により令和5年度に利用者数が減少しています。

令和6年度からは、地域生活支援拠点等事業（みしまるネット）の充実やグループホームの整備を促進することで、待機者の減少と地域移行の促進を図り、現在の入所者数を維持することを目指します。

●実績値と見込量●

【月あたり】

	第6期計画値			第6期実績値 (令和5年度は見込値)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	102	101	100	97	97	94

	第7期計画値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人）	94	94	94

確保のための方策

- ・グループホームについては、施設入所者や精神科病院に入院している人の地域生活へ移行する際、生活の基盤となる重要なサービスです。最近では、市内を含む周辺市町にグループホームが増加していますが、サービスの質の向上を図るための取組が必要となります。また、多様化するニーズに対応するため、強度行動障がいや高次脳機能障がい、医療的ケアにも対応できる事業所の新規設立を促進します。
- ・施設入所支援については、国の指針により施設から地域への移行が進められていますが、障がいの状況や家族の事情により地域での生活が困難な人もおり、施設入所の必要性は残されています。施設入所者の状況を確認し相談支援専門員と連携を取りながら、地域生活が可能な人については地域への積極的な移行を進めるとともに施設入所待機者を減少し、限られた施設の活用を促します。

(4) 相談支援

- ・「計画相談支援」については、原則としてすべての障害福祉サービス、地域相談支援の利用者を対象とします。「地域移行支援」・「地域定着支援」については、対象となる利用者数を勘案して見込みます。

① 計画相談支援

- ・施設入所や入院から地域生活への移行を希望する障がいのある人や障害福祉サービスを受けようとする障がいのある人または障がい児が対象となります。
- ・サービス等利用計画を作成し、サービス事業者との連絡調整、モニタリングなどを行います。

【本市の考え方】

就労移行支援、就労継続支援（B型）、共同生活援助の利用者が大幅に増加したことにより、計画値を上回る実績となっています。

令和6年度から令和8年度にかけても、サービス全体の利用増加に伴い、現状値から増加していくものと見込んでいます。

●実績値と見込量●

【月あたり】

	第6期計画値			第6期実績値 (令和5年度は見込値)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	710	733	756	713	771	810

	第7期計画値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人)	849	888	927

② 地域移行支援

- ・ 障害者支援施設などに入所している障がいのある人や精神科病院に入院している人などが対象となります。
- ・ 生活の場を地域に移行するための相談やその他必要な支援を行います。

【本市の考え方】

令和5年度までは、概ね計画値通りの実績となっています。

施設入所や入院中心から地域生活へ移行するという国の方針がありますが、社会資源が限られていることや、標準利用期間が6か月であることから、令和6年度からも大きな変化はないと見込んでいます。引き続き、施設入所者や入院患者に対するサービスの周知啓発、グループホームの新規設立を促進し、地域移行を推進します。

●実績値と見込量●

【月あたり】

	第6期計画値			第6期実績値 (令和5年度は見込値)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	2	2	2	2	1	2
うち精神障がい者	2	2	2	2	1	2

	第7期計画値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人)	2	2	2
うち精神障がい者	2	2	2

③ 地域定着支援

- ・居宅で一人暮らしをしている障がいのある人や、家族の状況などにより同居している家族による支援を受けられない障がいのある人などが対象となります。
- ・常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態などに相談、緊急訪問その他必要な支援を行います。

【本市の考え方】

地域移行支援利用者のうち、共同生活援助以外の在宅へ地域移行した人が利用すると想定し計画値を見込みましたが、第6期計画期間中に在宅へ移行する人はいませんでした。

令和3年度以前の平成30年度から実績は0人となっていますが、施設入所や入院中心から地域生活へ移行するという国の方針を踏まえ、地域移行支援利用者のうち、共同生活援助以外の在宅へ地域移行する人が利用することを想定し、令和6年度からの計画値を見込んでいます。

●実績値と見込量●

【月あたり】

	第6期計画値			第6期実績値 (令和5年度は見込値)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	1	1	1	0	0	0
うち精神障がい者	1	1	1	0	0	0

	第7期計画値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人)	1	1	1
うち精神障がい者	1	1	1

確保のための方策

- ・計画相談支援については、サービス等利用計画の作成及びモニタリングの質の向上を目指すとともに、相談支援専門員1人あたりの計画作成件数の負担を軽減し、今後も増加が見込まれるサービス利用者に対応するため、民間相談支援事業所の新規設立を促進します。
- ・地域移行支援、地域定着支援については、施設入所者や精神科病院に入院している人の地域生活への移行を進めるため、精神科病院等の関係機関との情報共有や、連携を図るとともに、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を促進します。

2 障害児支援の見込量【第3期障害児福祉計画】

児童福祉法に基づく障害児支援について、国の基本指針を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの必要な見込量を次のように設定します。

(1) 障害児通所支援

- ・現在の障害児通所支援の利用実績を基礎として令和3年度からの利用者数やサービス利用量の伸び、障がいのある人へのアンケート調査、新規利用者などを勘案して、障害児通所支援の必要な見込量を設定します。

① 児童発達支援

- ・早期療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要がある未就学の障がい児が対象となります。
- ・日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

【本市の考え方】

利用者は増加傾向にありますが、事業所が増えないなどの影響により緩やかな増加を見込んでいましたが、令和3年度、令和4年度、令和5年度に事業所が開設されたことにより、計画値を上回る実績となっています。

療育が必要とされる児童は増加傾向にあることと、事業所の新規設立を考慮し、令和6年度から令和8年度にかけては、利用者の増加を見込んでいます。

●実績値と見込量●

【月あたり】

	第2期計画値			第2期実績値 (令和5年度は見込値)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	76	79	82	95	97	99
利用量(時間)	953	990	1,028	751	962	1,119

	第3期計画値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人)	104	109	114
利用量(時間)	1,175	1,232	1,288

② 放課後等デイサービス

- ・就学している障がいのある児童が対象となります。
- ・授業の終了後または学校休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。

【本市の考え方】

令和3年度、令和4年度、令和5年度に事業所が開設され、計画値をやや上回る実績となっています。

療育が必要とされる児童は増加傾向にあることと、アンケート調査結果からニーズも高いと考えられること、今後も事業所が増えることを考慮し、令和6年度から令和8年度にかけても利用者の増加を見込んでいます。

●実績値と見込量●

【月あたり】

	第2期計画値			第2期実績値 (令和5年度は見込値)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	262	282	302	291	299	308
利用量(人日)	3,176	3,419	3,661	3,161	3,842	3,783

	第3期計画値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人)	323	338	353
利用量(人日)	3,967	4,151	4,336

③ 保育所等訪問支援

- ・ 障害児支援に関する知識及び指導経験のある児童指導員や保育士などが保育所などを訪問し、障がいのある児童や保育所などのスタッフに対し、障がいのある児童が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

【本市の考え方】

令和2年度に市内に事業所が新規開設されたことから利用者の増加を見込んでいましたが、概ね計画値通りの実績となっています。

令和4年度、令和5年度にも市内に事業所が開設されたことと、インクルーシブ教育の推進を図るため、令和6年度から令和8年度にかけても利用者の増加を見込んでいます。

●実績値と見込量●

【月あたり】

	第2期計画値			第2期実績値 (令和5年度は見込値)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	9	13	17	6	13	20
利用量(人日)	14	21	27	7	14	20

	第3期計画値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人)	27	34	41
利用量(人日)	27	34	41

④ 居宅訪問型児童発達支援

- 重度の障がいのある児童であって、児童発達支援などを利用するために外出することが著しく困難な障がいのある児童が対象となります。
- 発達支援を受けることができるよう、障がいのある児童の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【本市の考え方】

利用者数、利用量ともに、これまで実績値はありません。

今後も利用の見込みはありませんが、サービス利用希望者及び関係機関から相談があった場合には柔軟に対応していきます。

確保のための方策

- 児童発達支援については、早期に適切な支援を行うことの重要性に鑑み、サービス提供事業者と連携しながら必要量の確保に努めます。
- 放課後等デイサービスについては、療育が必要とされる児童の増加により、今後も利用者の増加が見込まれます。また、重症心身障がい児や医療的ケア児等のニーズにも対応できるよう、サービス提供事業者や関係団体と連携し、事業所の新規設立を促進します。
- 保育所等訪問支援については、令和2年度、令和4年度、令和5年度に市内に事業所が設立したため、サービスを活用し障害児の社会参加・包容（インクルージョン）の推進を図っていきます。

(2) 障害児相談支援

- ・現在の障害児相談支援の利用実績を基礎として令和3年度からの利用者数やサービス利用量の伸び、障がいのある人へのアンケート調査、新規利用者などを勘案して、障害児相談支援の必要な見込量を設定します。

① 障害児相談支援

- ・障がいのある児童について、障害児通所支援を利用するにあたり、障がいのある児童の心身の状況、置かれている生活環境等を考慮し、利用するサービスの内容などを定めた障害児支援利用計画の作成とサービス利用状況の検証及び計画の見直しなどの支援を行います。

【本市の考え方】

障害児通所支援全体の利用者の増加により、計画値を大きく上回る実績となっています。

令和6年度から令和8年度にかけても、サービス全体の利用者の増加により、現状値から増加するものと見込んでいます。

●実績値と見込量●

【月あたり】

	第2期計画値			第2期実績値 (令和5年度は見込値)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	379	402	425	417	448	479

	第3期計画値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人)	513	549	587

確保のための方策

- ・障害児相談支援については、障害児支援利用計画の作成及びモニタリングの質の向上を目指すとともに、相談支援専門員1人あたりの計画作成件数の負担を軽減し、今後も増加が見込まれるサービス利用者に対応するため、民間相談支援事業所の新規設立を促進します。

3 発達障がい者等に対する支援

国の『第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画』における指針では、発達障がいの早期発見・早期支援のための体制の整備を目指しています。保護者が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識を身に付け適切な対応ができる環境をつくるため、ペアレントトレーニング等の支援プログラムの実施や、指導者の養成等が求められています。

国の指針では、次の項目について活動指標として定めることとなっています。

(1) ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）

- ペアレントトレーニングとは、保護者を対象に、行動理論の技法の学習、ロールプレイ、ホームワークなどのプログラムを通して、保護者の心理的なストレスの改善、子どもの発達促進や不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの1つです。
- ペアレントプログラムとは、子育てに難しさを感じる保護者が「①お子さんの『行動』理解の仕方を学ぶこと」、「②楽しく子育てをする自信をつけること」、「③子育ての仲間をみつける機会とすること」を目的としたプログラムです。

【本市の考え方】

三島市では、子どもの発達に共通の課題を抱えている保護者同士が、子どもの行動に合った対応を学んだり悩みを共有したりすることで、個々人が前向きに育児に取り組む意欲をもてるように支援するため、令和2年度から三島市発達支援センターにおいてペアレントトレーニングを実施しています。

●実績値と見込量²⁵●

	第6期計画値			第6期実績値 (令和5年度は見込値)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催数(回)	0	0	1	1	1	1
受講者数(人)	0	0	6	5	6	8

	第7期計画値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施者数(人) (支援者)	3	3	3
受講者数(人) (保護者)	8	8	8

25 国の基本指針の改正により、第7期計画からはペアレントトレーニングの開催数ではなく、実施者（支援者）の人数を掲載しています。

(2) パARENTメンターの人数

- ・ペアレントメンターとは、発達障がいの子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対して、グループ相談や情報提供等を行う保護者のことです。

【本市の考え方】

三島市ではペアレントメンターの養成講座等を実施しておらず、その役割を知的障害者相談員が担う体制を取っています。

知的障がいや自閉症のある子どもを育てた経験のある保護者である、三島市手をつなぐ育成会会員や静岡県自閉症協会三島支部会員に知的障害者相談員を委嘱し、個別に相談対応を行っています。

今後も発達支援が必要な人が増加することが考えられるため、人材の確保に努めます。

●実績値と見込量●

	第6期計画値			第6期実績値 (令和5年度は見込値)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
知的障害者 相談員数(人)	3	3	3	2	2	2

	第7期計画値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
知的障害者 相談員数(人)	3	3	3

(3) ピアサポート活動への参加人数

- ・ピアサポートとは、共通の経験をした人同士による相互援助を軸とした活動のことをいいます。ここでは、「発達障がいの子をもつ保護者や配偶者、兄弟同士及び本人同士等が集まり、お互いの悩みの相談や情報交換を行う活動」の参加者数を指標としています。

【本市の考え方】

現在、三島市では障がいのある人やその保護者の団体独自で活動が行われており、市民による自主的な活動であることから、市としては参加人数を把握していません。

そのため、本計画では市内におけるピアサポート活動の場の有無を指標とし、今後の事業のあり方やピアサポート活動の実態把握方法等について、引き続き検討していきます。

●実績と見込●

	第6期計画値			第6期実績値 (令和5年度は見込値)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
場の有無	有	有	有	有	有	有

	第7期計画値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
場の有無	有	有	有

確保のための方策

- ・ペアレントトレーニングについては、引き続き、三島市発達支援センターの個別相談を通してペアレントトレーニングの情報提供を行い、保護者の育児に関する悩みを軽減していきます。
- ・ペアレントメンターについては、現在、知的障害者相談員がその役割を担っていますが、今後、ペアレントメンターの養成講座等の開催について、県が行う研修の状況も確認しながら検討していきます。
- ・ピアサポート活動については、現在、三島市では障がいのある人やその保護者の団体により活動が行われています。今後は各団体と連携するとともに、事業のあり方について検討します。
- ・三島市発達支援センターにおいて、発達障がいの診断の有無に関わらず、相談支援、教室支援利用者を対象に「子育て応援教室 ほかほか」を実施しています。子育てに関する同じような困り感をもつ保護者を繋げる機会として、今後も継続していきます。

4 地域生活支援事業の見込量

市町村が主体となって進める地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態によるサービスを提供し、障がいのある人の地域生活を支援することを目的としています。それぞれのサービスについて、令和6年度から令和8年度までの見込量を次のように設定します。

(1) 理解促進研修・啓発事業

- ・障がいのある人などが日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人などの理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
- ・三島市福祉応援大使を任命し、多くの市民が参加できるイベント・講座等を開催するとともに、障がいのある人に対する必要な配慮や知識を深めるための広報や啓発を実施します。

●実績と見込●

	第6期計画値			第6期実績値 (令和5年度は見込値)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

	第7期計画値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

- ・障がいのある人などが自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民などによる地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。
- ・障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援する事業のうち、広く社会に働きかける事業に対して補助を行います。

●実績と見込●

	第6期計画値			第6期実績値 (令和5年度は見込値)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

	第7期計画値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有	有	有

(3) 相談支援事業

① 障害者相談支援事業

- ・障がいのある人の福祉に関する様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援、関係機関との連絡調整、障がいのある人の権利擁護のための必要な支援を行います。
- ・障がいのある人などが、身近な地域で相談を受けられるようにするため、市内にある相談支援事業所を中心に、相談業務を委託します。

●実績値と見込量●

	第6期計画値			第6期実績値 (令和5年度は見込値)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業所数 (箇所)	7	7	7	6	6	6

	第7期計画値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業所数 (箇所)	6	6	6

② 基幹相談支援センター

- ・地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化の取組、地域移行・地域定着の促進の取組、権利擁護・虐待防止の取組に関する業務を行います。
- ・三島市は平成27年度に市直営で三島市基幹相談支援センターを設置し、令和2年度から相談支援体制を強化するため、官民共同で運営しています。また、令和3年度から市役所敷地内に総合相談窓口を設置し、更なる相談体制の充実を図っています。

●実績と見込●

	第6期計画値			第6期実績値 (令和5年度は見込値)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

	第7期計画値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有	有	有

③ 基幹相談支援センター等機能強化事業（住宅入居等支援事業）

- ・一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、相談支援機能の強化を図るとともに、障がい者虐待や困難ケース等の対応を行います。
- ・賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等を行います。

●実績と見込●

	第6期計画値			第6期実績値 (令和5年度は見込値)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

	第7期計画値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有	有	有

(4) 成年後見制度利用支援事業

- ・障害福祉サービスを利用し、または利用しようとする重度の知的障がいまたは精神障がいのある人のうち、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる人が対象となります。
- ・重度の知的障がい及び精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人のうち、親族等による申立てが困難であると判断したものに対し、市長申立てにより、成年後見人などを選任してもらうための手続きを行います。また、申立てに要する経費や後見人などの報酬について、全部または一部を助成します。

●実績値と見込量●

	第6期計画値			第6期実績値 (令和5年度は見込値)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	2	3	4	1	2	2

	第7期計画値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人)	3	3	3

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

- ・障害福祉サービス利用の観点から、障がいのある人の権利擁護を図ることを目的に、成年後見制度における後見などの業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。
- ・成年後見制度法人後見支援事業については、現在のところ実施見込みはありませんが、令和元年度に開設した「三島市成年後見支援センター」との連携に努めます。

(6) 意思疎通支援事業

- ・聴覚・音声機能、言語機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人などに、手話通訳者、要約筆記者などの派遣を行うとともに、市の窓口到手話通訳者を設置します。
- ・現在の意思疎通支援事業の利用者数・登録者数・派遣回数を基礎として、令和3年度からの実績の伸び、新規利用者、新型コロナウイルス感染症の影響などを勘案して、必要な見込量を設定します。

●実績値と見込量●

	第6期計画値			第6期実績値 (令和5年度は見込値)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	45	45	45	33	41	40
手話通訳登録者数(人)	14	14	15	13	13	13
手話通訳派遣回数(回)	190	190	190	235	255	220
要約筆記登録者数(人)	22	22	23	22	22	17
要約筆記派遣回数(回)	70	70	70	51	37	48
手話通訳者設置事業(人)	1	1	1	1	1	1

	第7期計画値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人)	40	40	40
手話通訳登録者数(人)	15	15	15
手話通訳派遣回数(回)	220	220	220
要約筆記登録者数(人)	20	20	20
要約筆記派遣回数(回)	50	50	50
手話通訳者設置事業(人)	1	1	1

(7) 日常生活用具給付等事業

- ・在宅の重度障がいのある人に対して、介護・訓練支援用具などの日常生活用具の給付等を行うことにより、日常生活の便宜を図ります。
- ・現在の日常生活用具給付等事業の給付者数・給付件数を基礎として、令和3年度からの実績や伸びなどを勘案して、必要な見込量を設定します。

●実績値と見込量●

	第6期計画値			第6期実績値 (令和5年度は見込値)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具（人）	5	5	5	6	2	7
介護・訓練支援用具（件）	5	5	5	6	2	7
自立生活支援用具（人）	11	11	11	16	11	11
自立生活支援用具（件）	11	11	11	16	11	11
在宅療養等支援用具（人）	17	17	17	10	13	15
在宅療養等支援用具（件）	17	17	17	10	13	15
情報・意思疎通支援用具（人）	30	30	30	21	24	30
情報・意思疎通支援用具（件）	110	110	110	81	48	110
排泄管理支援用具（人）	230	237	245	227	231	240
排泄管理支援用具（件）	2,290	2,310	2,330	2,304	2,354	2,400
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）（人）	3	3	3	1	3	3
居宅生活動作補助用具 （生活改修費）（件）	3	3	3	1	3	3

	第7期計画値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具（人）	8	8	8
介護・訓練支援用具（件）	8	8	8
自立生活支援用具（人）	11	11	11
自立生活支援用具（件）	11	11	11
在宅療養等支援用具（人）	15	15	15
在宅療養等支援用具（件）	15	15	15
情報・意思疎通支援用具（人）	25	25	25
情報・意思疎通支援用具（件）	90	90	90
排泄管理支援用具（人）	250	260	270
排泄管理支援用具（件）	2,450	2,500	2,550
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）（人）	3	3	3
居宅生活動作補助用具 （生活改修費）（件）	3	3	3

(8) 手話奉仕員養成研修事業

- ・聴覚障がいのある人とのコミュニケーション手段を確保するため、手話講習会を開催し、手話奉仕員の養成を行います。日常会話程度の手話表現技術を習得してもらう講座を毎年開催します。
- ・令和3年度、令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により修了見込み者が大きく減少しましたが、令和5年度から数値が戻りつつあります。
- ・令和6年度から手話奉仕員養成講座の研修内容が変更されるため、通年で開催することなどを勘案して、必要な見込量を設定します。

●実績値と見込量●

	第6期計画値			第6期実績値 (令和5年度は見込値)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
講座の修了見込み者数(人)	45	45	45	4	8	25

	第7期計画値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
講座の修了見込み者数(人)	30	30	30

(9) 移動支援事業

- 屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立と社会参加を促進します。
- 令和3年度から令和5年度にかけて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、利用者数、延べ利用時間数ともに計画値を下回りましたが、第6期計画期間中の実績値の推移を見ると、利用者数及び延べ利用時間数は増加傾向にあり、令和6年度以降は新規利用者とニーズを勘案し、増加するものと見込んでいます。

●実績値と見込量●

	第6期計画値			第6期実績値 (令和5年度は見込値)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業所数(箇所)	24	25	26	21	21	22
利用者数(人)	120	125	130	105	113	114
延べ利用 時間数(時間)	13,560	14,125	14,690	12,365	13,524	13,494

	第7期計画値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業所数(箇所)	23	24	25
利用者数(人)	119	124	129
延べ利用 時間数(時間)	14,109	14,727	15,346

(10) 地域活動支援センター事業

- ・障がいのある人などが通う場所で、地域の実情に応じて、創作的活動または生産活動の機会の提供を行い、障がいのある人の地域生活の促進を図ります。
- ・現在、市内には事業所がないことから、市内に新たな事業所を新設することを考慮し計画値を見込んでいましたが、日中活動系サービス事業所の増加とともに利用者数は減少し、事業所数も減少傾向となっています。しかし、障がいのある人の居場所として重要な役割を担っていることから、今後の事業のあり方について検討していきます。

●実績値と見込量●

	第6期計画値			第6期実績値 (令和5年度は見込値)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業所数(箇所)	3	3	3	2	2	2
利用者数(人)	10	10	10	4	7	7

	第7期計画値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業所数(箇所)	2	2	2
利用者数(人)	7	7	7

(11) 訪問入浴サービス事業

- ・身体障がいのある人の地域生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。
- ・現在の訪問入浴サービスの利用者数などを基礎として、令和3年度からの実績や伸びなどを勘案して、必要な見込量を設定します。

●実績値と見込量●

	第6期計画値			第6期実績値 (令和5年度は見込値)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業所数(箇所)	1	1	1	1	1	1
利用者数(人)	9	10	11	7	6	7

	第7期計画値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業所数(箇所)	1	1	1
利用者数(人)	8	8	8

(12) 日中一時支援事業

- ・障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。
- ・令和3年度から令和5年度にかけては新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、計画値を下回る実績となっていますが、現在の日中一時支援の利用者数などを基礎として、令和3年度からの実績や伸び、事業者数などを勘案して、必要な見込量を設定します。

●実績値と見込量●

	第6期計画値			第6期実績値 (令和5年度は見込値)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	86	88	90	67	71	84

	第7期計画値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人)	89	94	99

(13) レクリエーション活動等支援事業

- ・障がい者スポーツ大会を引き続き開催するとともに、「心身障がい者レクリエーション事業」として、障がい者スポーツ体験を「スポーツデー」において実施することにより、障がいのある人や市民との連携や交流の場を提供していきます。
- ・令和3年度で「障がい者ふれあい教室」が終了したことなどを勘案して、見込量を設定します。

●実績値と見込量●

	第6期計画値			第6期実績値 (令和5年度は見込値)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数(回)	12	12	12	12	2	2
利用者数(人)	925	925	925	1,678	907	1,200

	第7期計画値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数(回)	2	2	2
利用者数(人)	1,200	1,200	1,200

(14) 点字・声の広報等発行事業

- ・視覚障がいのある人に市政案内を行うため、広報誌の主要記事の点訳を実施し配布します。

●実績値と見込量●

	第6期計画値			第6期実績値 (令和5年度は見込値)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数(回)	20	20	20	20	20	20
利用者数(人)	9	9	9	9	5	5

	第7期計画値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数(回)	12	12	12
利用者数(人)	5	5	5

確保のための方策

- ・地域生活支援事業全体としては、障がいのある人の自立した地域生活と共生社会の実現を目指し、相談支援事業や意思疎通支援、移動支援等を通じ、障がいのある人の日中活動の場の確保や社会参加を促進します。
- ・三島市基幹相談支援センターについては、令和3年度に市役所敷地内に新たな総合相談窓口を設置しました。今後は総合相談窓口の周知に取り組むとともに、相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談体制の更なる強化を図ります。
- ・日中一時支援事業については、市内に事業所が不足している現状があります。多様化するニーズに対応するため、サービス提供体制について検討し、サービス提供事業所や関係団体と連携し、市内に日中一時支援事業所の新規設立を促進します。
- ・レクリエーション活動等支援事業については、ふれあい教室等の障がいのある人の交流の場の提供について、事業内容や実施方法の見直しを行い、実施の可能性を検討します。

第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画の推進

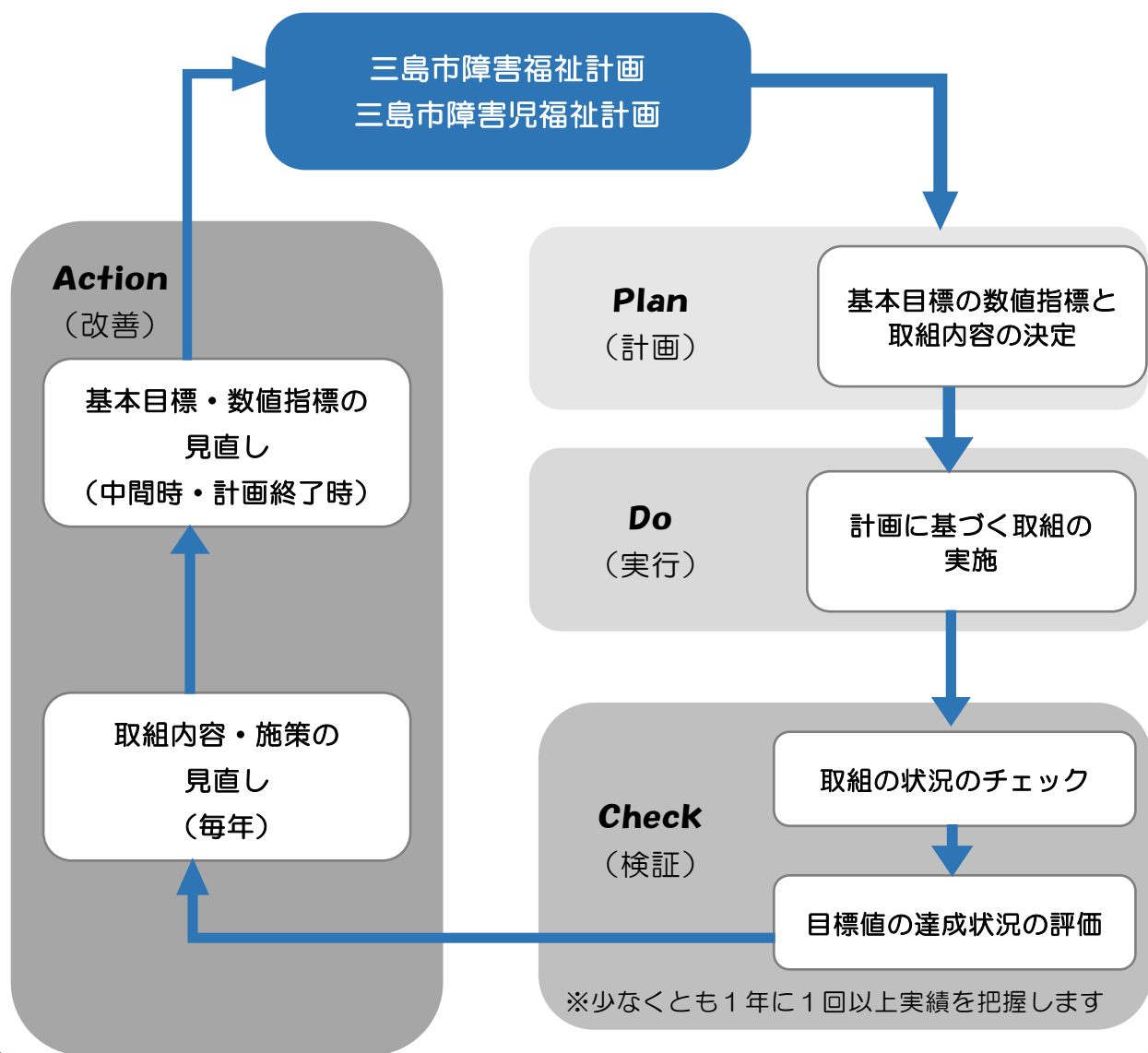
1 計画の達成状況の点検と評価

「障害者総合支援法」においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じることとされています。

このため『第7期三島市障害福祉計画・第3期三島市障害児福祉計画』では、各年度において、サービス見込量などについて1年に1回以上その実績を把握し、障がいのある人のための施策や関連施策の動向も踏まえながら、中間評価として分析などを行い、必要な対策を実施していきます。

●PDCAサイクルとは

Plan（計画）→Do（実行）→Check（検証）→Action（改善）を繰り返し、業務を継続的に改善する仕組みのこと。



1 障がいのある人へのアンケート調査の概要

(1) 調査目的

「第5期三島市障害者計画」及び『第7期三島市障害福祉計画・第3期三島市障害児福祉計画』を策定する上での基礎資料とするため、障がいのある人の生活実態や福祉サービスの利用状況、福祉に関する意識、意向を把握することを目的にアンケート調査を実施しました。

(2) 調査対象

障害者手帳をお持ちの方、その他障害福祉サービス等を利用されている方の中から2,000人を無作為抽出

(3) 調査期間

令和4年11月2日(水)～令和4年11月21日(月)

(4) 調査方法

郵送配布(郵送回収及びインターネットによるWeb回収)

(5) 回収状況

配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
2,000件	809件 (うちWeb回収203件)	809件	40.5%

※有効回収数とは、回収数から白紙などの無効回答を除いた数

(6) 報告書の見方

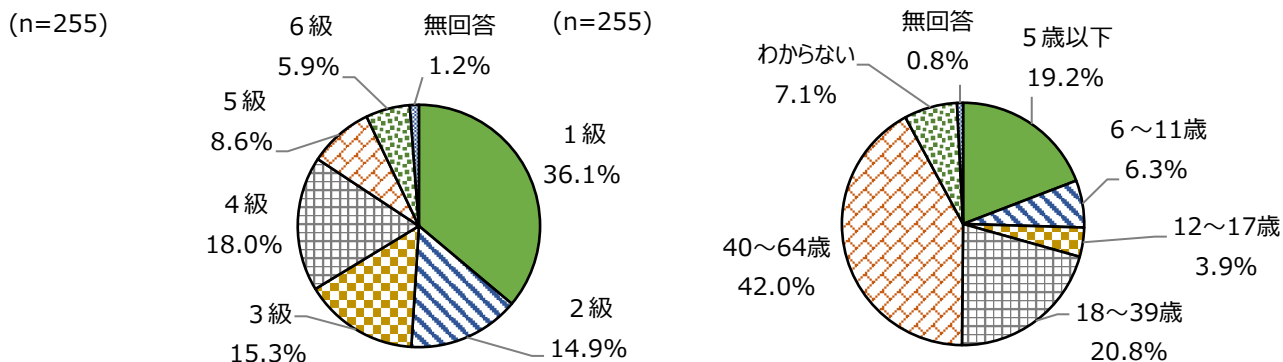
- ① 「n」は各設問の回答者数を表しています。
- ② 回答結果の割合「%」は、「n」を基数として算出し、それぞれの割合を小数点以下第2位で四捨五入しています。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)の設問であっても、合計値が100%にならない場合があります。
- ③ 一部のグラフにおいて、回答者がいない項目は数値の掲載を省略しています。
- ④ 複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答結果の割合の合計値が100%を超えることがあります)
- ⑤ 紙面の都合上、グラフにおいて、選択肢を省略して掲載している場合があります。

(7) 調査結果

①あなたのことについて

●お持ちの全ての障害者手帳についてお答えください。手帳の種類、記載された障がいの程度、取得した年齢をお答えください。

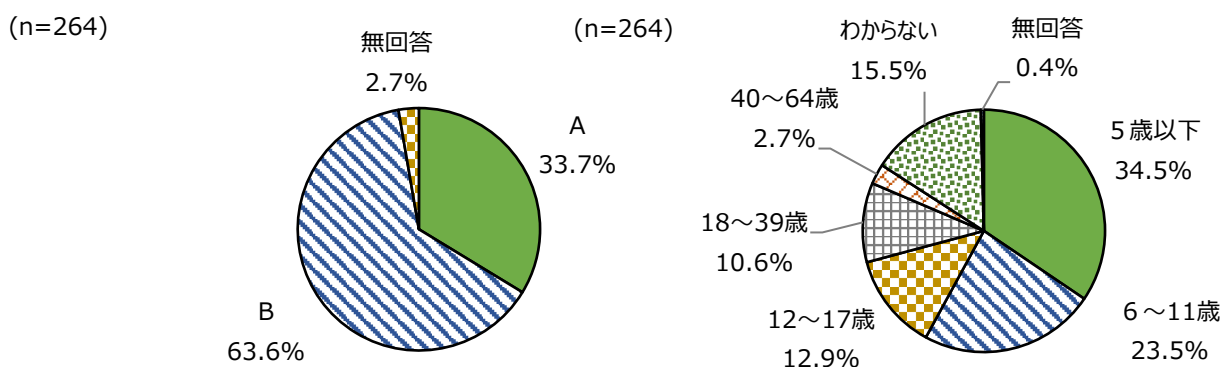
<身体障害者手帳（単数回答）>



身体障害者手帳においては、等級では、「1級」が36.1%と最も多く、次いで「4級」が18.0%、「3級」が15.3%などとなっています。

取得年齢では、「40～64歳」が42.0%と最も多く、次いで「18～39歳」が20.8%、「5歳以下」が19.2%などとなっています。

<療育手帳（単数回答）>

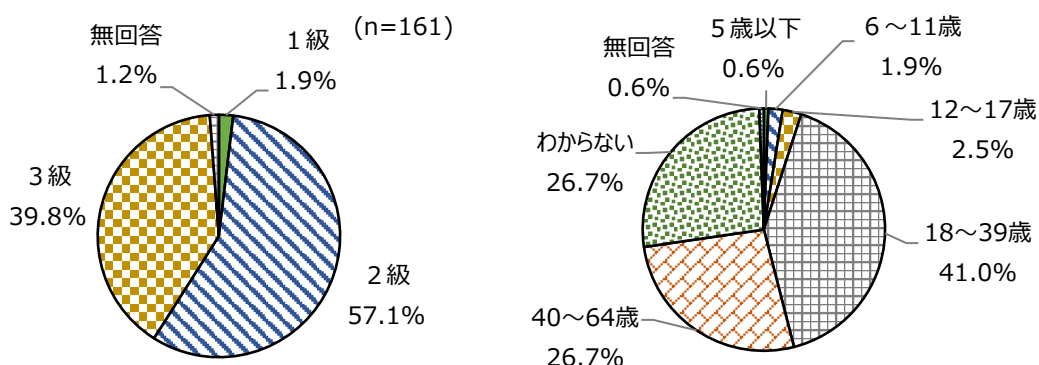


療育手帳においては、等級では、「A」が33.7%、「B」が63.6%となっています。

取得年齢では、「5歳以下」が34.5%と最も多く、次いで「6～11歳」が23.5%、「12～17歳」が12.9%、「18～39歳」が10.6%などとなっています。

<精神障害者保健福祉手帳（単数回答）>

(n=161)

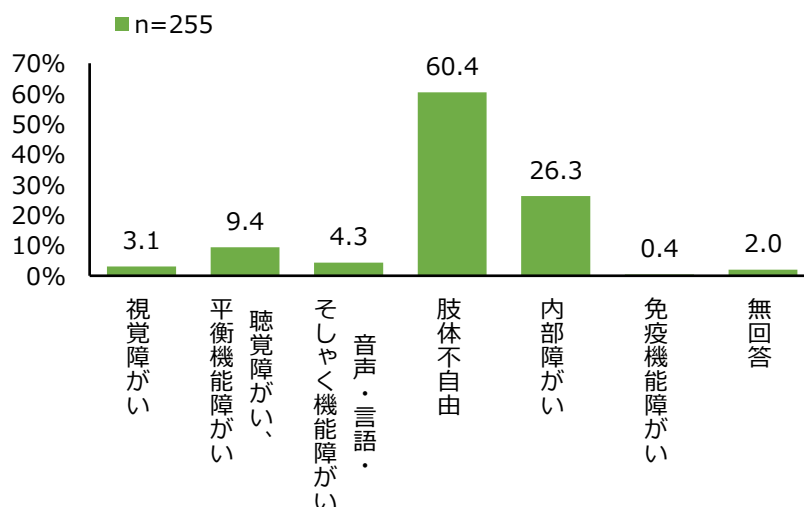


精神障害者保健福祉手帳においては、等級では、「1級」が1.9%、「2級」が57.1%、「3級」が39.8%となっています。

取得年齢では、「18～39歳」が41.0%と最も多く、次いで「40～64歳」と「わからない」がともに26.7%、「12～17歳」が2.5%などとなっています。

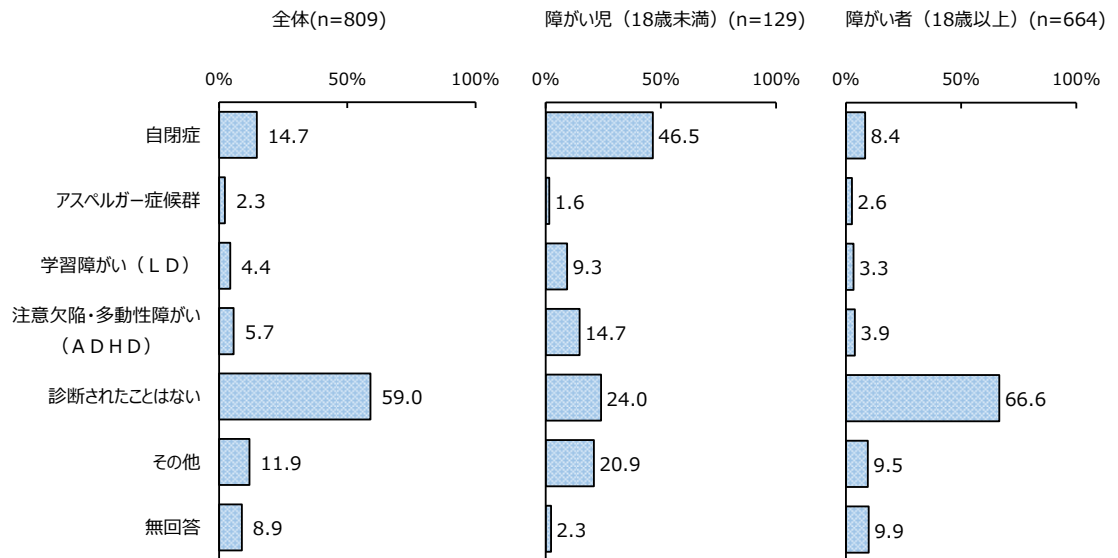
●あなたの障がい種別を教えてください。（複数回答）

<身体障害者手帳の障がい種別>



身体障害者手帳の障がい種別においては、「肢体不自由（上肢・下肢・体幹）」が60.4%と最も多く、次いで「内部障がい（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓）」が26.3%、「聴覚・平衡機能障がい」が9.4%などとなっています。

<発達障がい診断>

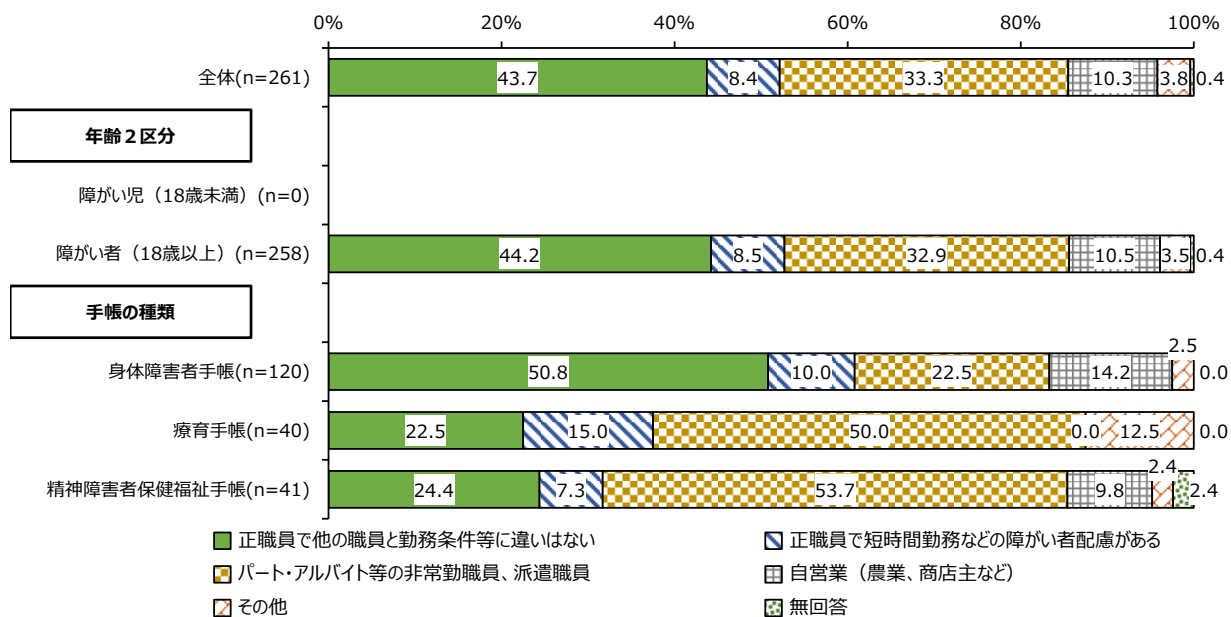


発達障がい種別においては、「自閉症」が 14.7%と最も多く、次いで「注意欠陥・多動性障がい (ADHD)」が 5.7%、「学習障がい (LD)」が 4.4%などとなっています。また、「診断されたことはない」が 59.0%となっています。

年齢2区分でみると、障がい児 (18歳未満) では「自閉症」が 46.5%と障がい者 (18歳以上) の 8.4%に比べ多くなっています。

②仕事について

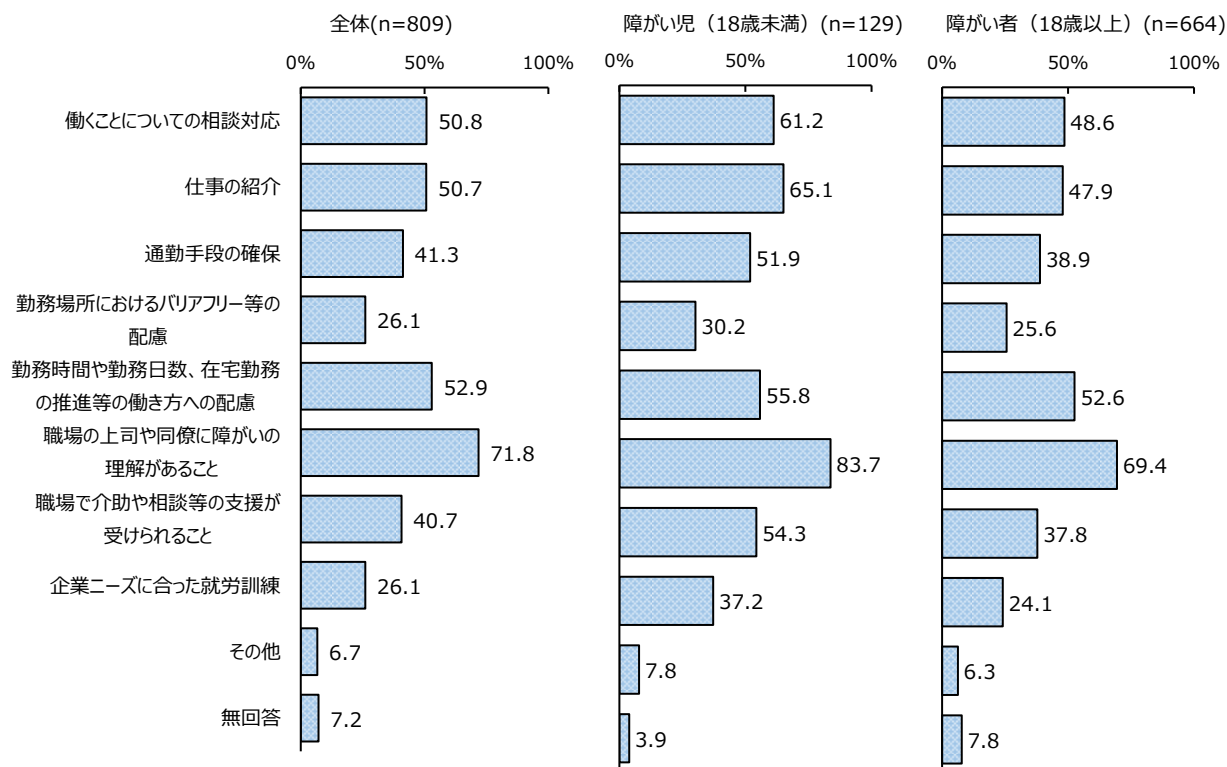
●どのような働き方で仕事をしていますか。（単数回答）



働き方の形態においては、「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」が43.7%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が33.3%、「自営業（農業、商店主など）」が10.3%などとなっています。

手帳の種類でみると、身体障害者手帳では「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」が50.8%と他の手帳に比べ多くなっています。また、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳では「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」がそれぞれ50.0%、53.7%と身体障害者手帳の22.5%に比べ多くなっています。

●障がいのある人への就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答）

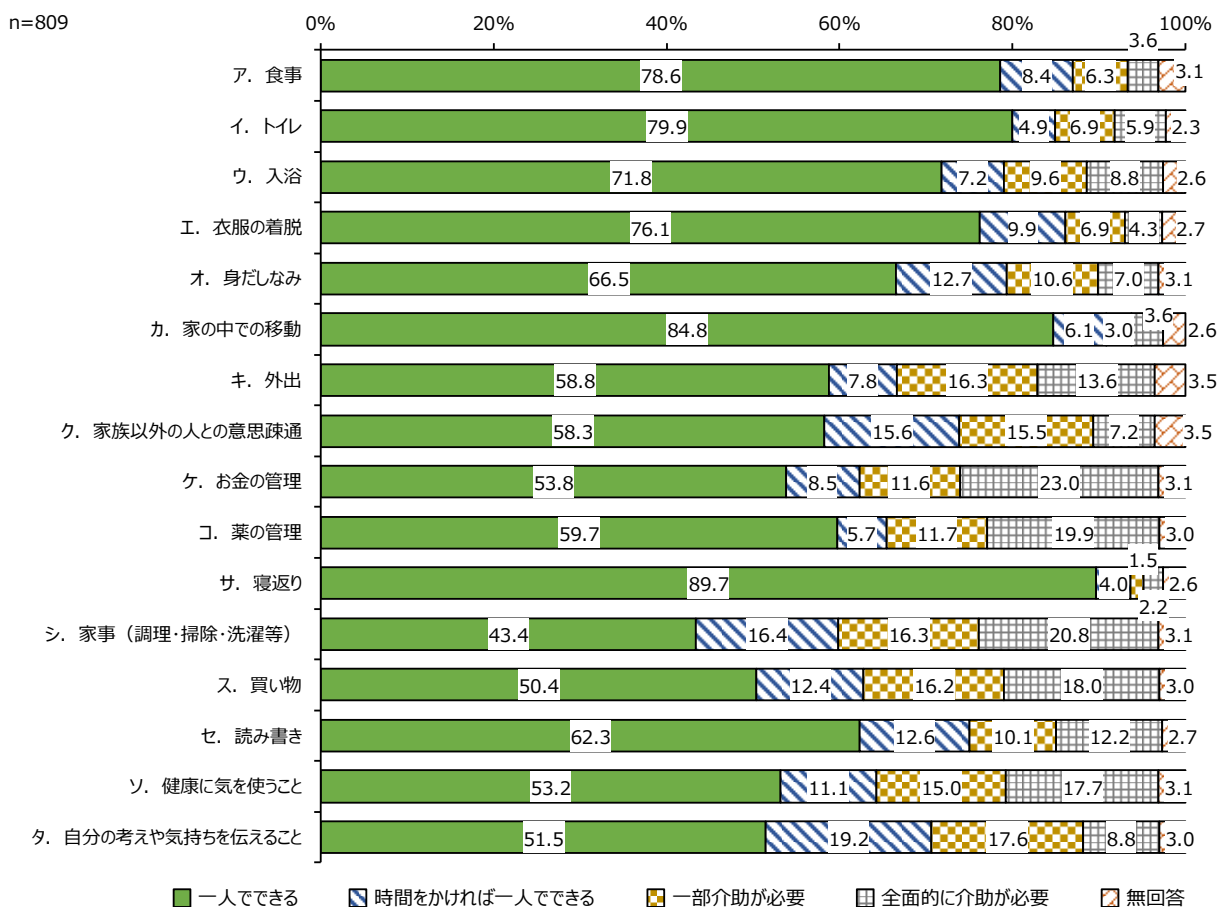


就労支援に必要だと思うことにおいては、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が71.8%と最も多く、次いで「勤務時間や勤務日数、在宅勤務の推進等の働き方への配慮」が52.9%、「働くことについての相談対応」が50.8%などとなっています。

年齢2区分でみると、障がい児(18歳未満)では「仕事の紹介」が65.1%、「職場で介助や相談等の支援が受けられること」が54.3%、「企業ニーズに合った就労訓練」が37.2%と全ての就労支援について障がい者(18歳以上)と比べ多くなっています。

③住まい・暮らしについて

●あなたはどの程度一人で行えますか。

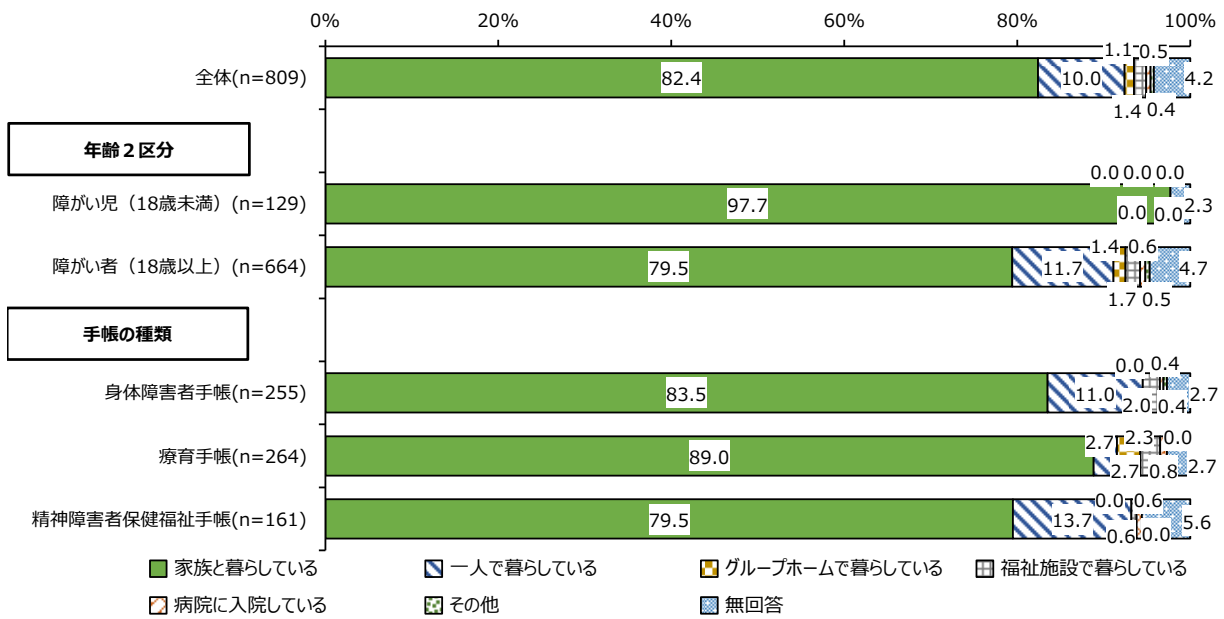


一人で行える程度においては、「一人で行える」が最も多くなっているのは「サ. 寝返り」の 89.7%となっており、次いで「カ. 家の中での移動」の 84.8%、「イ. トイレ」の 79.9%、「ア. 食事」の 78.6%などとなっています。

一方、「一部介助が必要」と「全面的に介助が必要」をあわせた“介助が必要”が最も多くなっているのは「シ. 家事（調理・掃除・洗濯等）」の 37.1%となっており、次いで「ケ. お金の管理」の 34.6%、「ス. 買い物」の 34.2%、「ソ. 健康に気を使うこと」の 32.7%、「コ. 薬の管理」の 31.6%などとなっています。

●現在どのように暮らしていますか。（単数回答）

<現在の暮らし方>

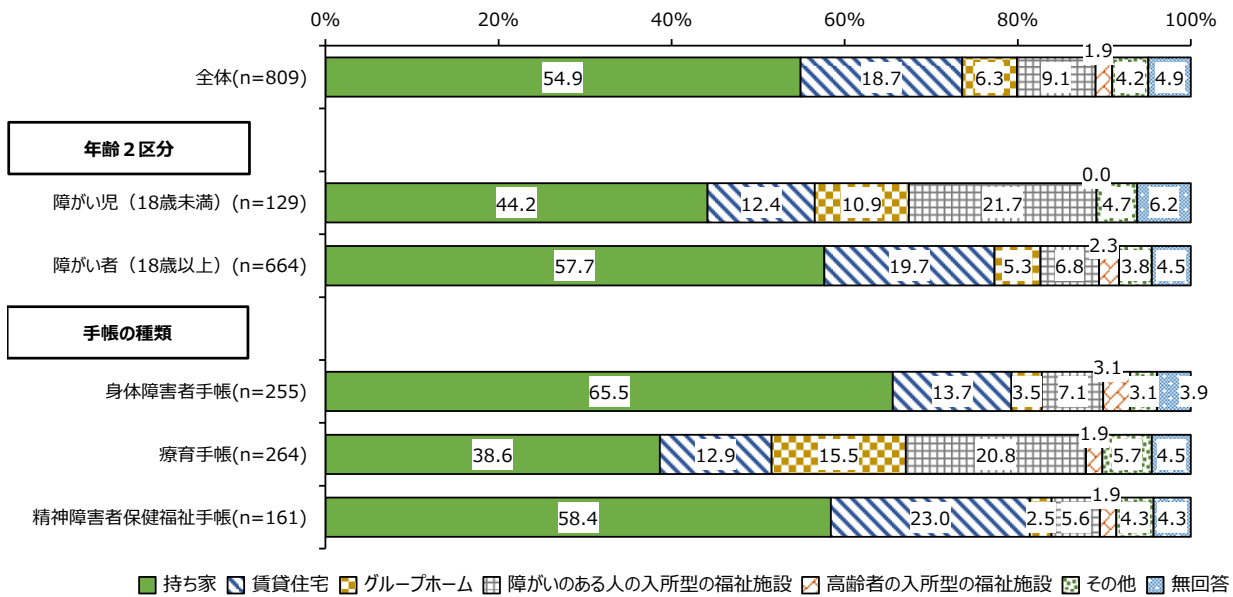


現在の暮らし方においては、「家族と暮らしている」が82.4%と最も多く、次いで「一人で暮らしている」が10.0%、「福祉施設で暮らしている」が1.4%などとなっています。

年齢2区分でみると、障がい児（18歳未満）では「家族と暮らしている」が97.7%と障がい者（18歳以上）の79.5%に比べ多くなっています。

手帳の種類でみると、精神障害者保健福祉手帳では「一人で暮らしている」が13.7%と他の手帳に比べ多くなっています。

● 今後どのような住まいが適していると思いますか。（単数回答）

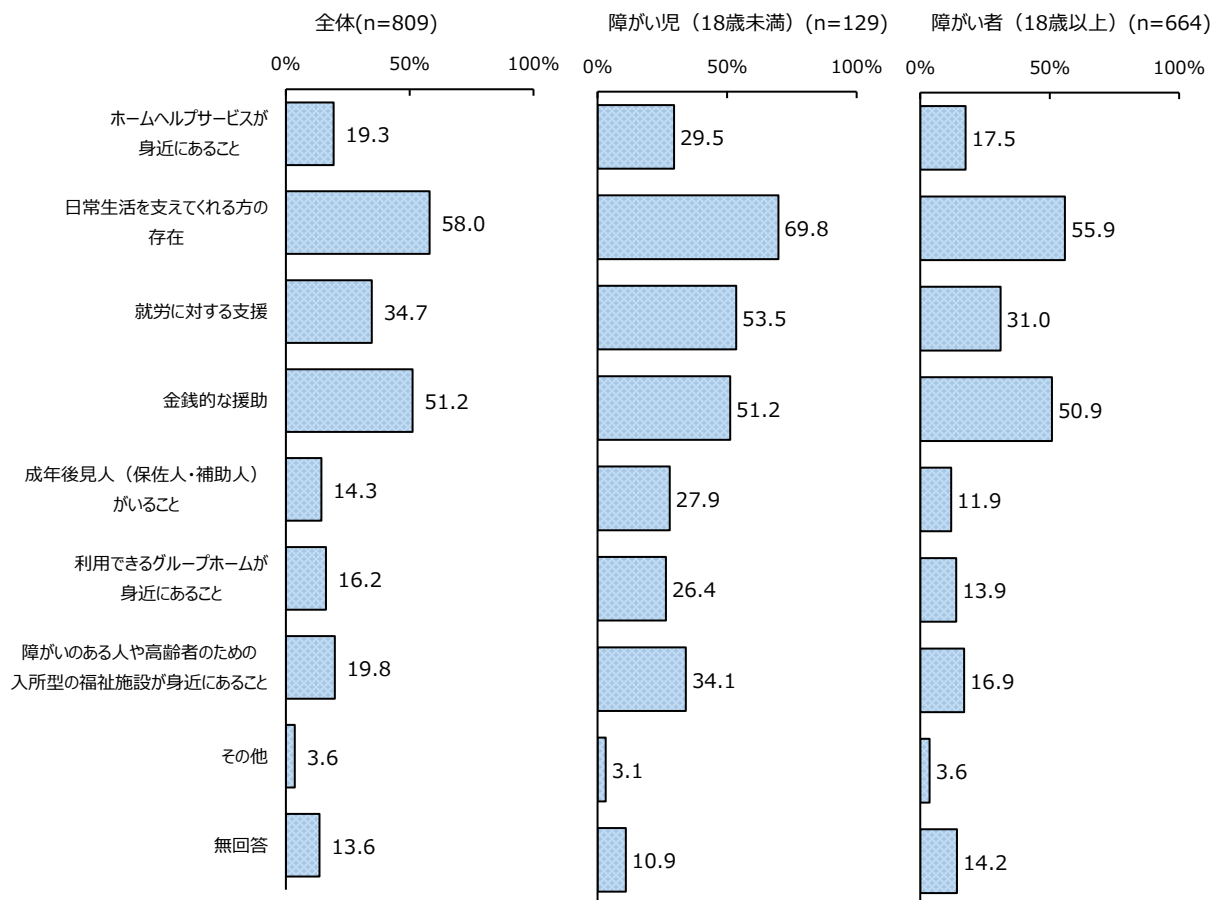


今後適していると思う住まいにおいては、「持ち家」が 54.9%と最も多く、次いで「賃貸住宅」が 18.7%、「障がいのある人の入所型の福祉施設」が 9.1%などとなっています。

年齢2区分でみると、障がい者（18歳以上）では「持ち家」が 57.7%と障がい児（18歳未満）の 44.2%に比べ多くなっています。

手帳の種類でみると、それぞれ「持ち家」が多くなっていますが、療育手帳では「グループホーム」が 15.5%、「障がいのある人の入所型の福祉施設」が 20.8%といった宿泊型の施設が多く、精神障害者保健福祉手帳では「賃貸住宅」が 23.0%と多くなっています。

● 今後、住まいで暮らすために必要なことはどのようなことだと思いますか。



適していると思う住まいで暮らすために必要なことにおいては、「日常生活を支えてくれる方の存在」が58.0%と最も多く、次いで「金銭的な援助」が51.2%、「就労に対する支援」が34.7%などとなっています。

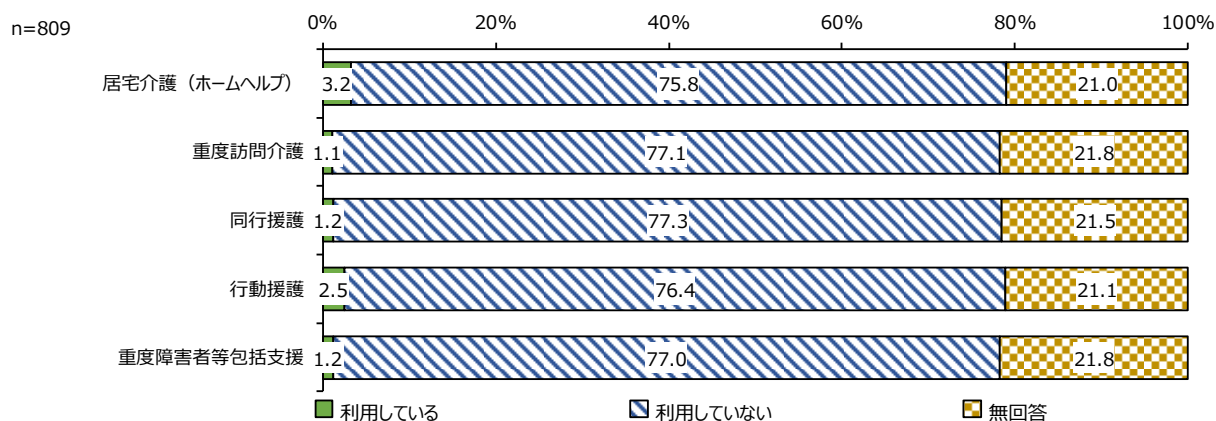
年齢2区分で見ると、障がい児(18歳未満)では「就労に対する支援」が53.5%と障がい者(18歳以上)の31.0%に比べ多く、また「障がいのある人や高齢者のための入所型の福祉施設が身近にあること」が34.1%と障がい者(18歳以上)の16.9%に比べ多くなっています。

④障害福祉サービス等の現在の利用状況、今後の利用意向について

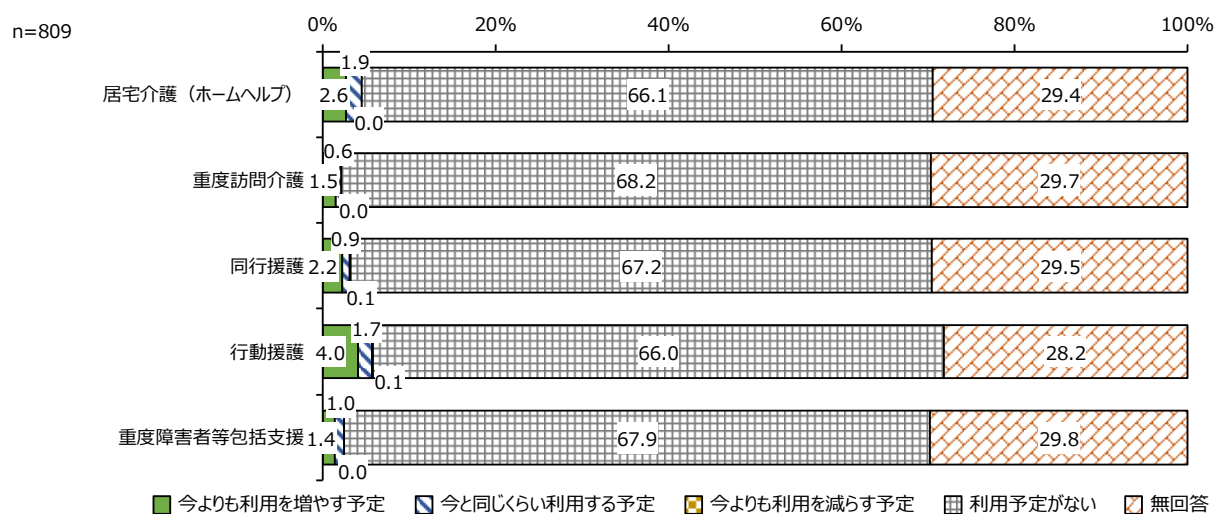
●現在、次のサービスを利用していますか。また、これから利用する予定はありますか。

◆訪問系サービス

〈現在の利用状況〉



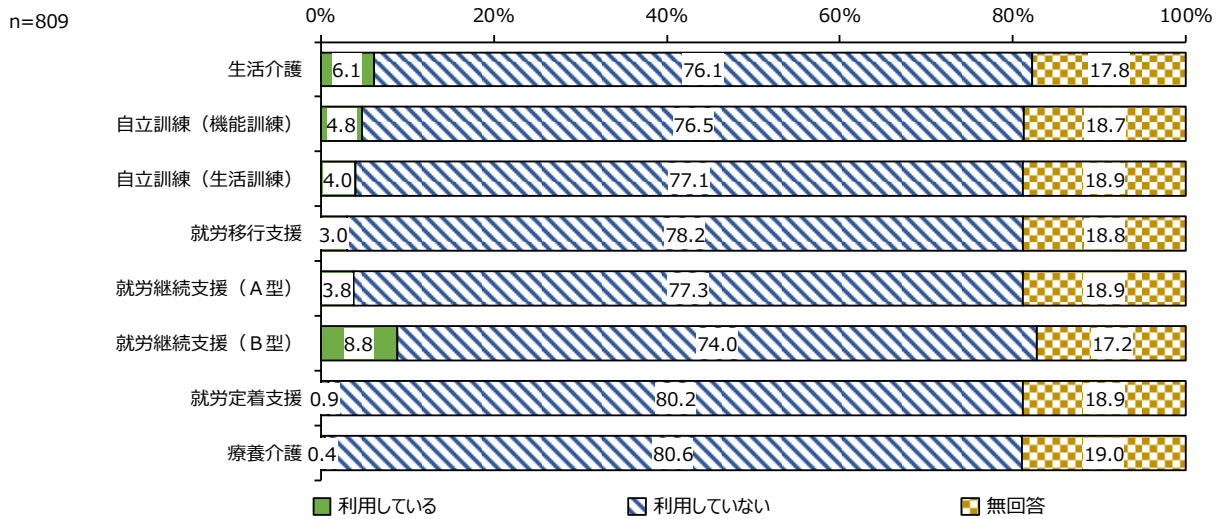
〈今後の利用意向〉



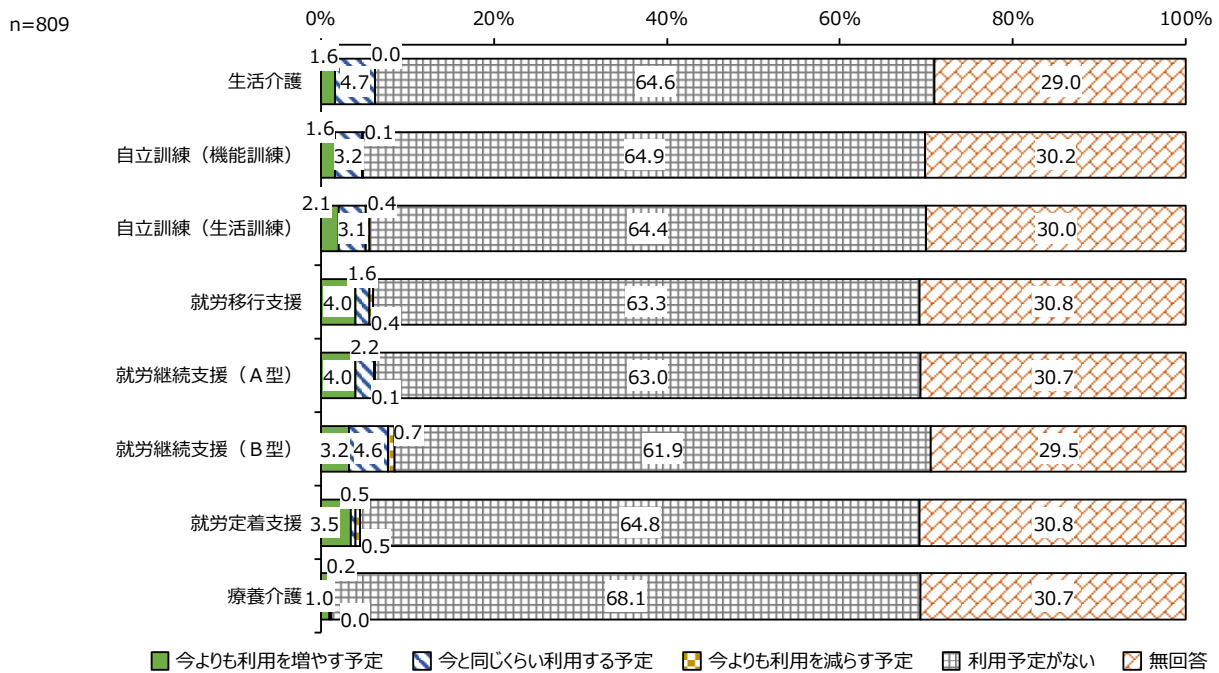
訪問系サービスの現在の利用状況においては、「利用している」が最も多くなっているのは「居宅介護 (ホームヘルプ)」の 3.2%となっています。
 今後の利用意向においては、「今よりも利用を増やす予定」が最も多くなっているのは「行動援護」の 4.0%となっています。

◆日中活動系サービス

〈現在の利用状況〉



〈今後の利用意向〉

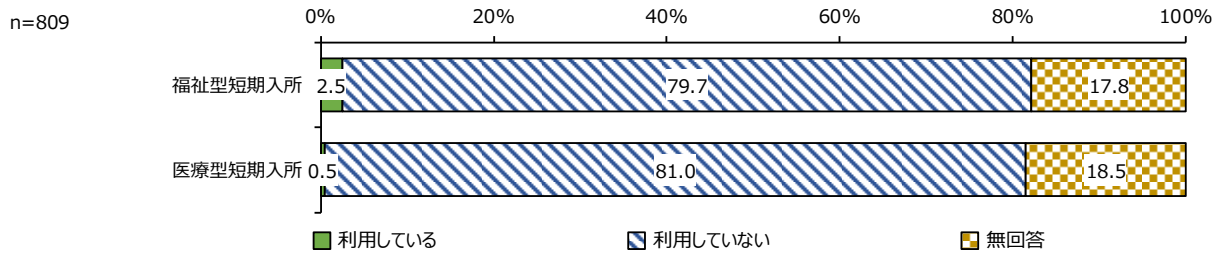


日中活動系サービスの現在の利用状況においては、「利用している」が最も多くなっているのは「就労継続支援（B型）」の 8.8%となっています。

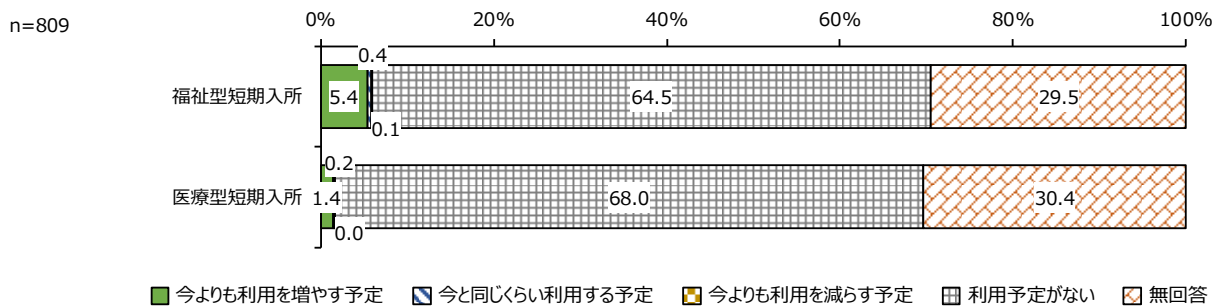
今後の利用意向においては、「今よりも利用を増やす予定」が最も多くなっているのは「就労移行支援」と「就労継続支援（A型）」で、ともに 4.0%となっています。

◆短期入所（ショートステイ）

〈現在の利用状況〉



〈今後の利用意向〉

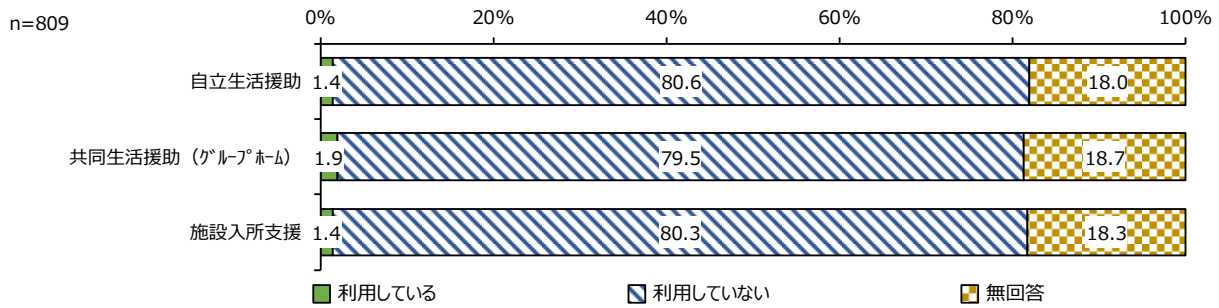


短期入所（ショートステイ）の現在の利用状況においては、「利用している」が最も多くなっているのは「福祉型短期入所」の2.5%となっています。

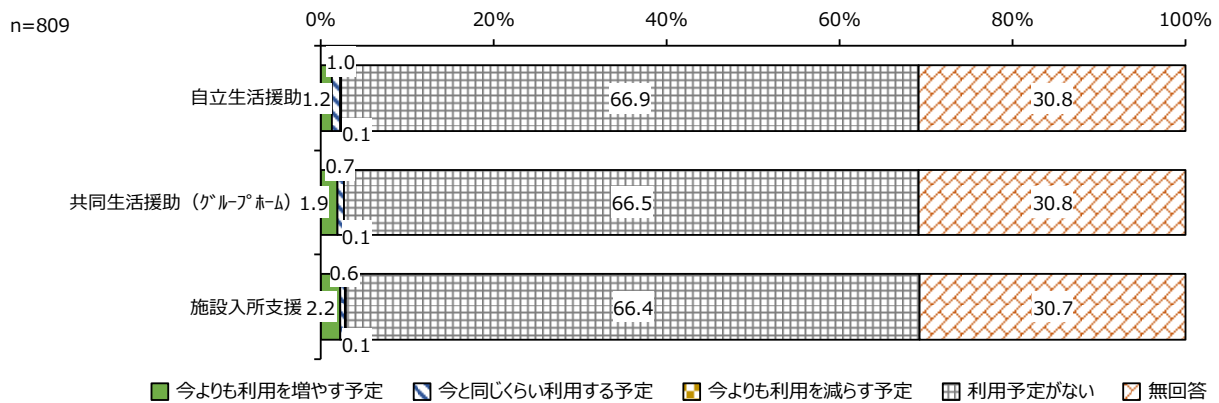
今後の利用意向においては、「今よりも利用を増やす予定」が最も多くなっているのは「福祉型短期入所」の5.4%となっています。

◆居住系サービス

〈現在の利用状況〉



〈今後の利用意向〉

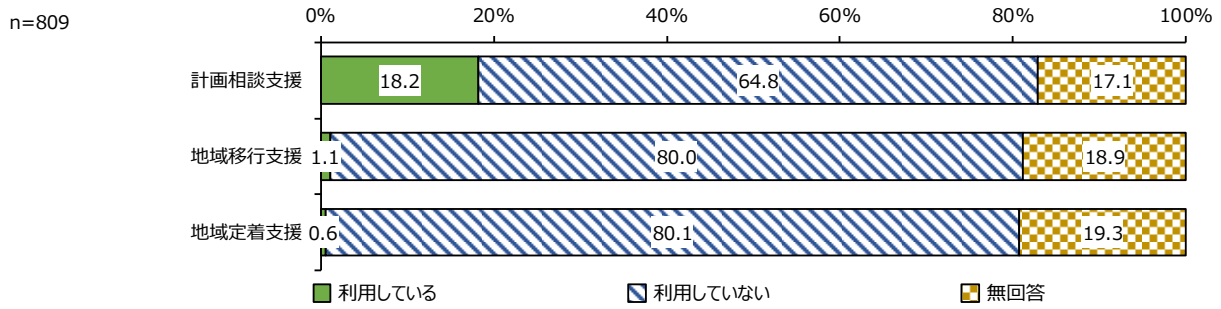


居住系サービスの現在の利用状況においては、「利用している」が最も多くなっているのは「共同生活援助 (グループホーム)」の 1.9% となっています。

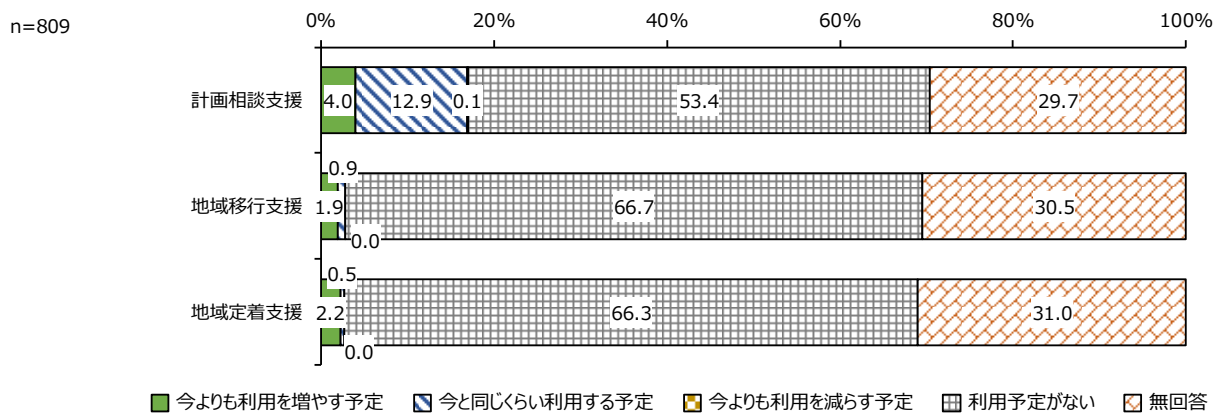
今後の利用意向においては、「今よりも利用を増やす予定」が最も多くなっているのは「施設入所支援」の 2.2% となっています。

◆相談支援

〈現在の利用状況〉



〈今後の利用意向〉

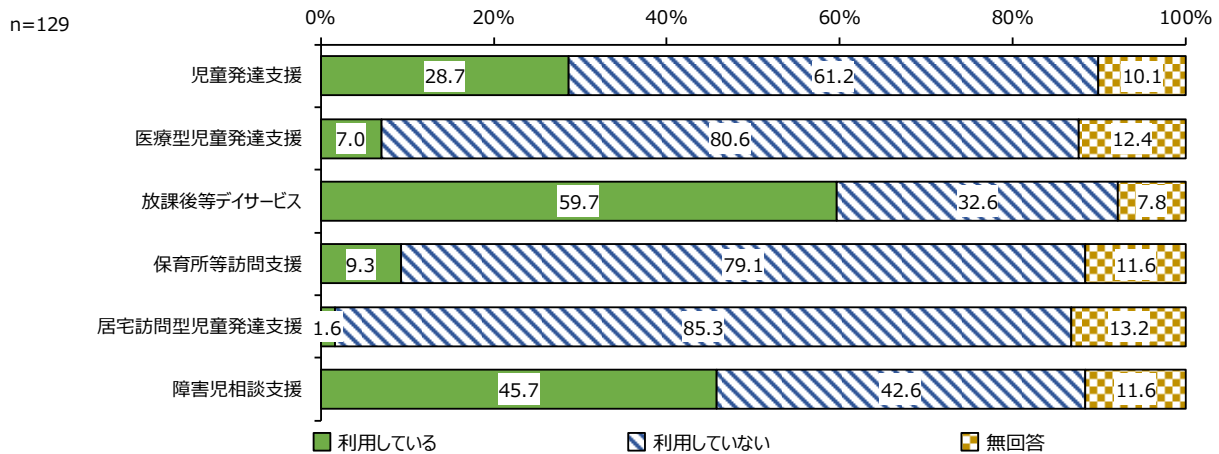


相談支援の現在の利用状況においては、「利用している」が最も多くなっているのは「計画相談支援」の18.2%となっています。

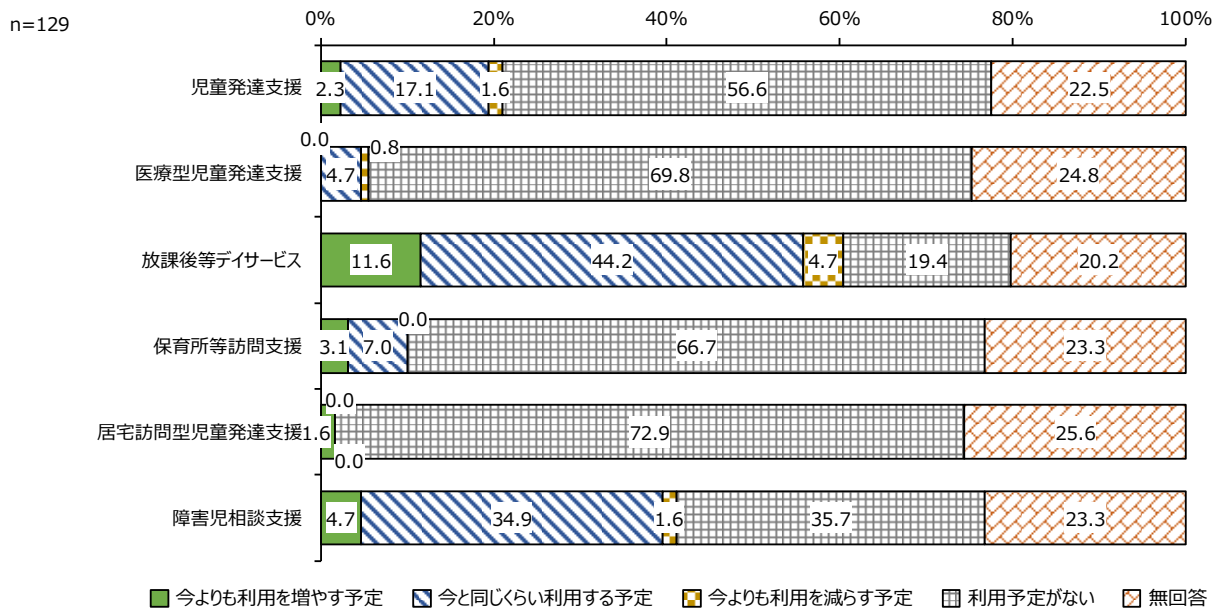
今後の利用意向においては、「今よりも利用を増やす予定」が最も多くなっているのは「計画相談支援」の4.0%となっています。

◆障害児支援

〈現在の利用状況〉



〈今後の利用意向〉

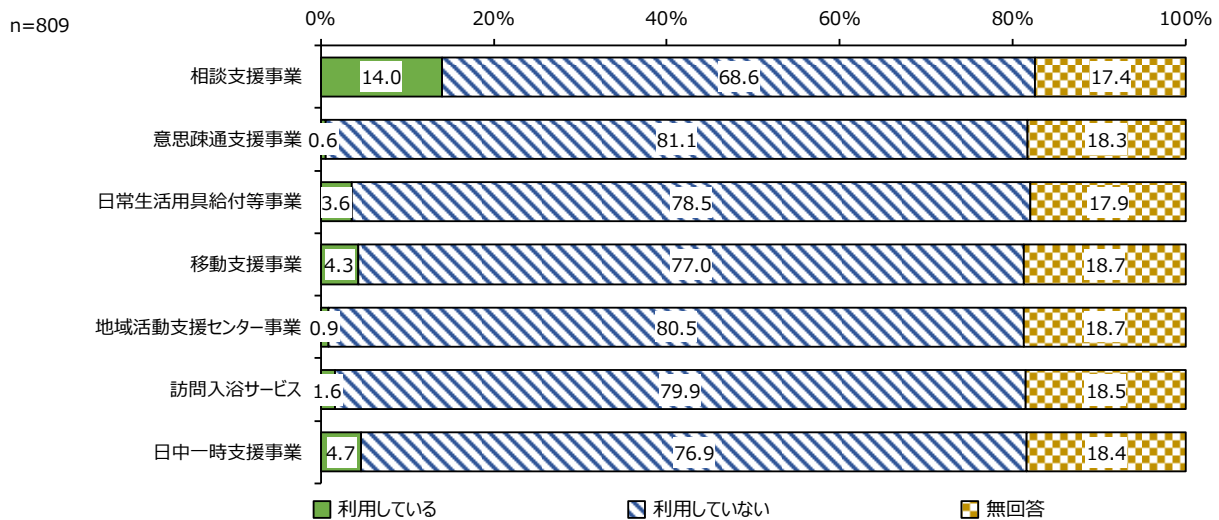


障害児支援の現在の利用状況においては、「利用している」が最も多くなっているのは「放課後等デイサービス」の59.7%となっています。

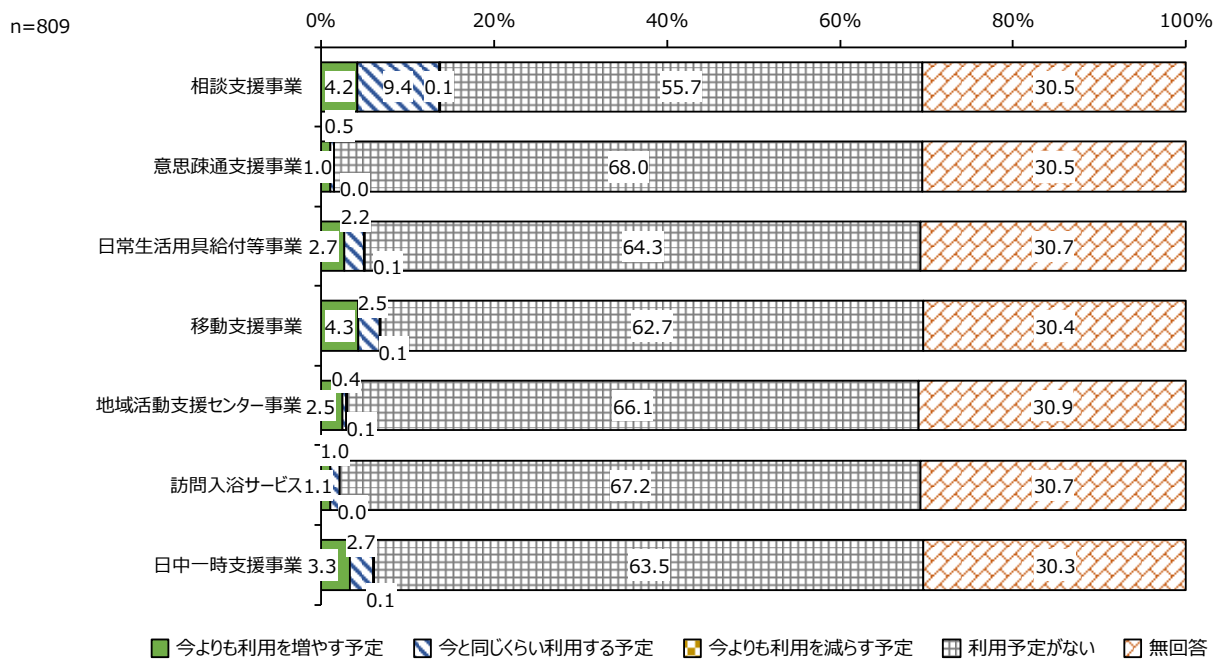
今後の利用意向においては、「今よりも利用を増やす予定」が最も多くなっているのは「放課後等デイサービス」の11.6%となっています。

◆地域生活支援事業

〈現在の利用状況〉



〈今後の利用意向〉

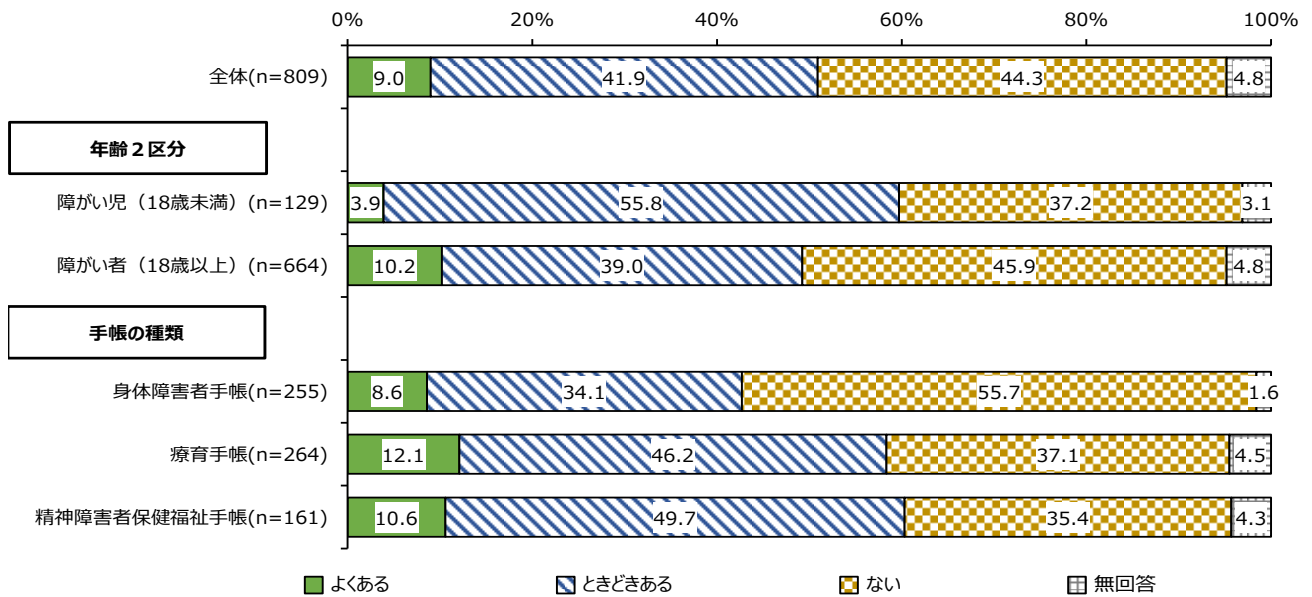


地域生活支援事業の現在の利用状況においては、「利用している」が最も多くなっているのは「相談支援事業」の14.0%となっています。

今後の利用意向においては、「今よりも利用を増やす予定」が最も多くなっているのは「移動支援事業」の4.3%となっています。

⑤生活の環境や安全・安心について

●障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。
（単数回答）

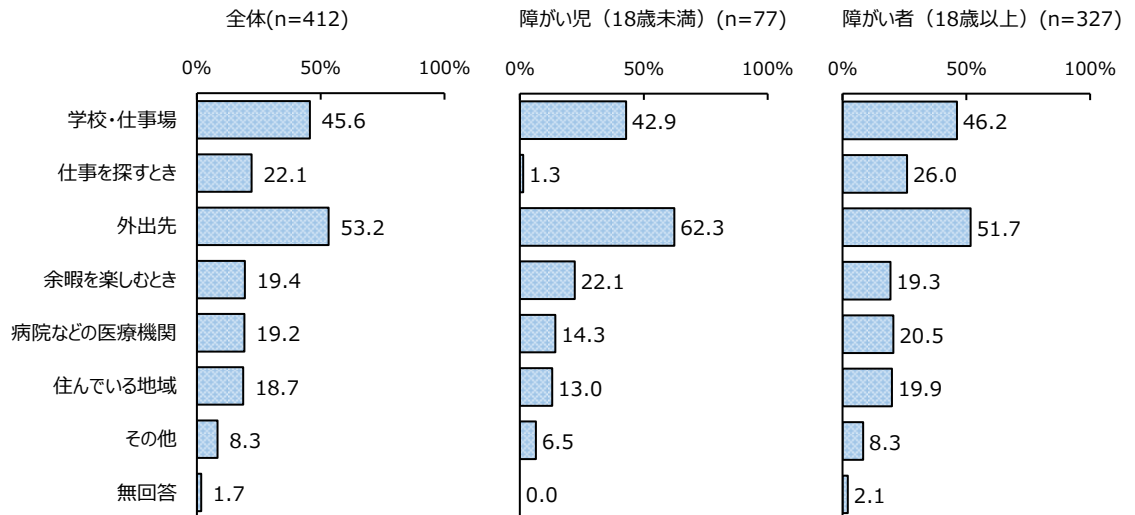


差別や嫌な思いをする（した）経験においては、「よくある」が 9.0%、「ときどきある」が 41.9%、「ない」が 44.3%となっています。

年齢2区分でみると、障がい児（18歳未満）では「よくある」と「ときどきある」を合わせた『ある』が 59.7%と障がい者（18歳以上）の 49.2%に比べ多くなっています。

手帳の種類でみると、精神障害者保健福祉手帳では『ある』が 60.3%と他の手帳に比べ多くなっています。

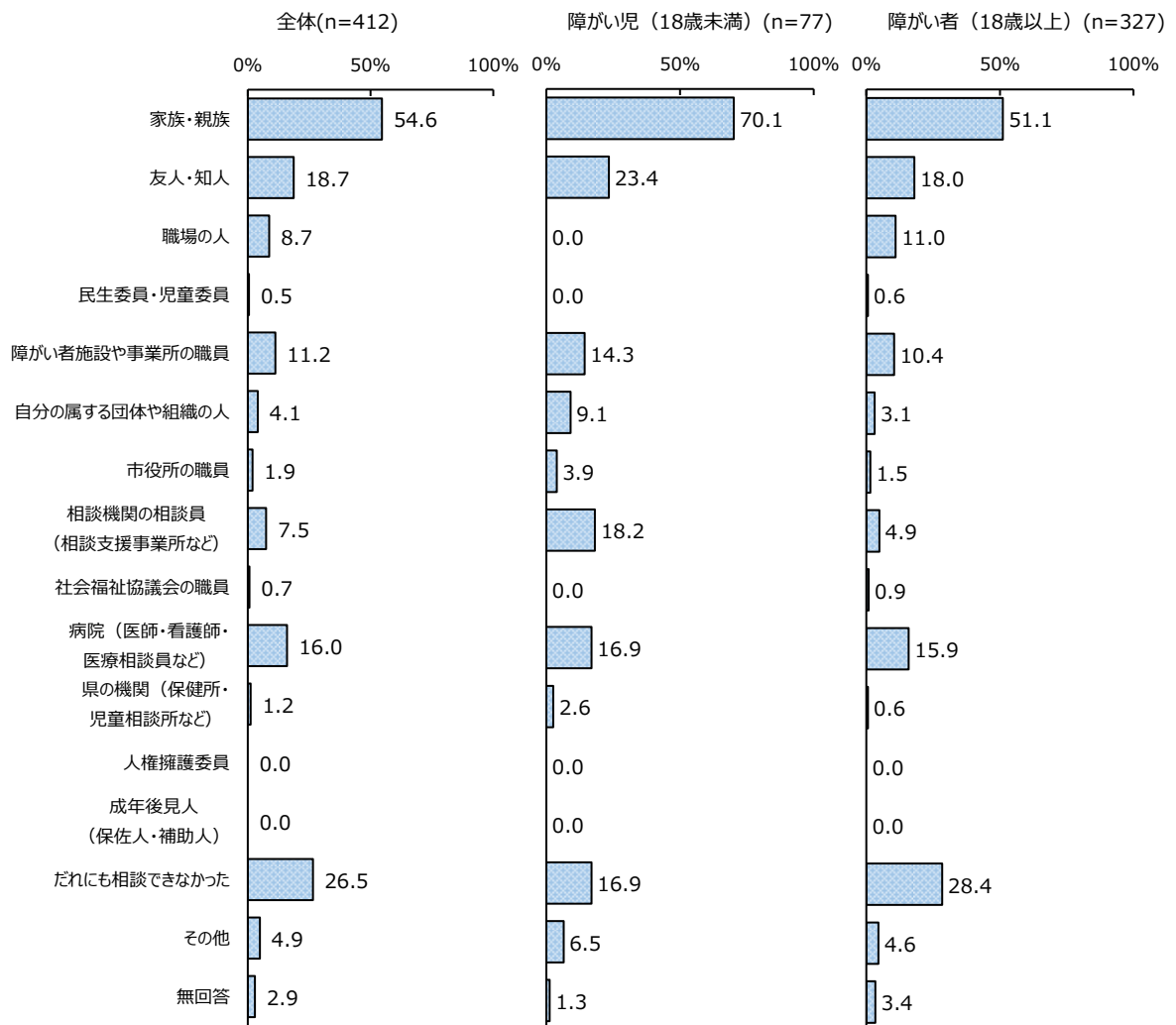
●どのような場所・場面で差別や嫌な思いをしましたか。



差別や嫌な思いをした場所においては、「外出先」が53.2%と最も多く、次いで「学校・仕事場」が45.6%、「仕事を探すとき」が22.1%などとなっています。

年齢2区分でみると、障がい児（18歳未満）では「外出先」が62.3%と障がい者（18歳以上）の51.7%に比べ多くなっています。

●そのときに、誰かに相談しましたか。（複数回答）



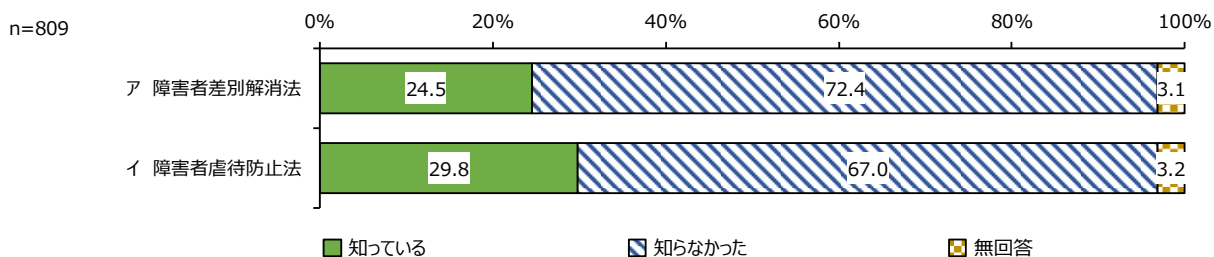
差別や嫌な思いをしたことの相談においては、「家族・親族」が 54.6%と最も多く、次いで「誰にも相談できなかった」が 26.5%、「友人・知人」が 18.7%などとなっています。

年齢2区分でみると、障がい児（18 未満）では「家族・親族」が 70.1%と障がい者（18 歳以上）の 51.1%に比べ多くなっています。

⑤生活の環境や安全・安心について—法制度の認知について—

●以下の法・制度について知っていますか。

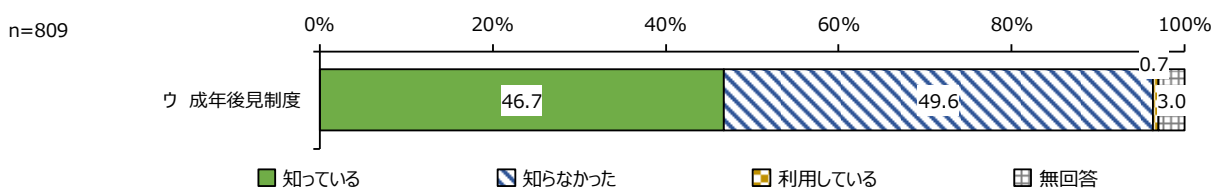
<障がい者に対する法律について>



障害者差別解消法の認知においては、「知っている」が24.5%、「知らなかった」が72.4%となっています。

障害者虐待防止法の認知においては、「知っている」が29.8%、「知らなかった」が67.0%となっています。

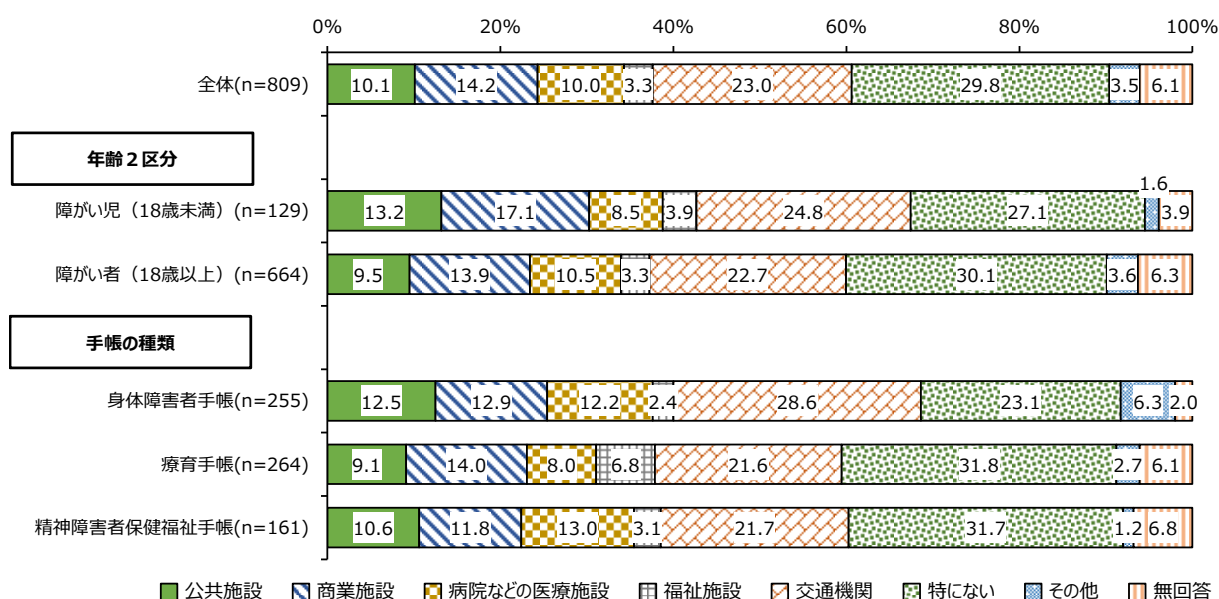
<成年後見制度について>



成年後見制度の認知においては、「知っている」が46.7%、「知らなかった」が49.6%となっています。

⑤生活の環境や安全・安心について—環境整備について—

●ユニバーサルデザイン化（バリアフリー化）を通じて環境を整えてほしい施設はどこですか。（単数回答）



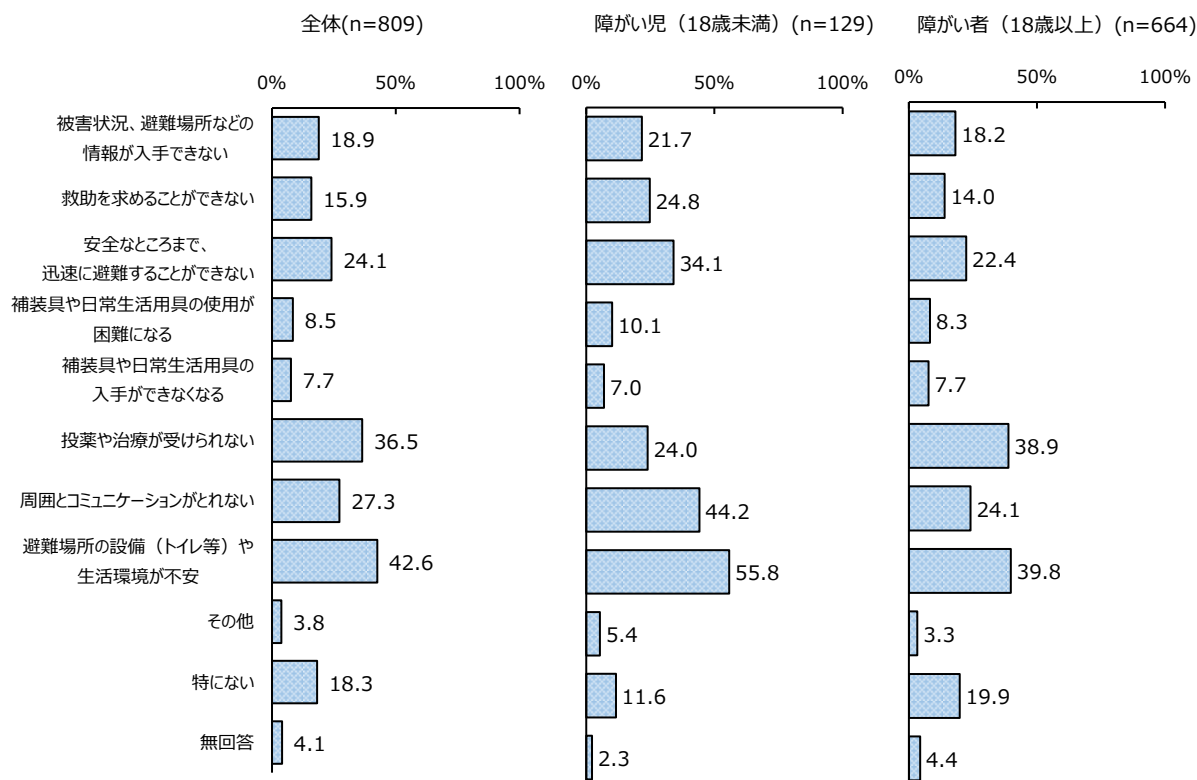
ユニバーサルデザイン化（バリアフリー化）を通じて環境を整えてほしい施設においては、「交通機関」が23.0%と最も多く、次いで「商業施設」が14.2%、「公共施設」が10.1%、「病院などの医療施設」が10.0%となっています。また、「特にない」が29.8%となっています。

年齢2区分でみると、「特にない」を除き、障がい児（18歳未満）、障がい者（18歳以上）ともに「交通機関」が多くなっています。

手帳の種類でみると、身体障害者手帳では「交通機関」が28.6%と他の手帳に比べ多くなっています。

⑤生活の環境や安全・安心について—災害時について—

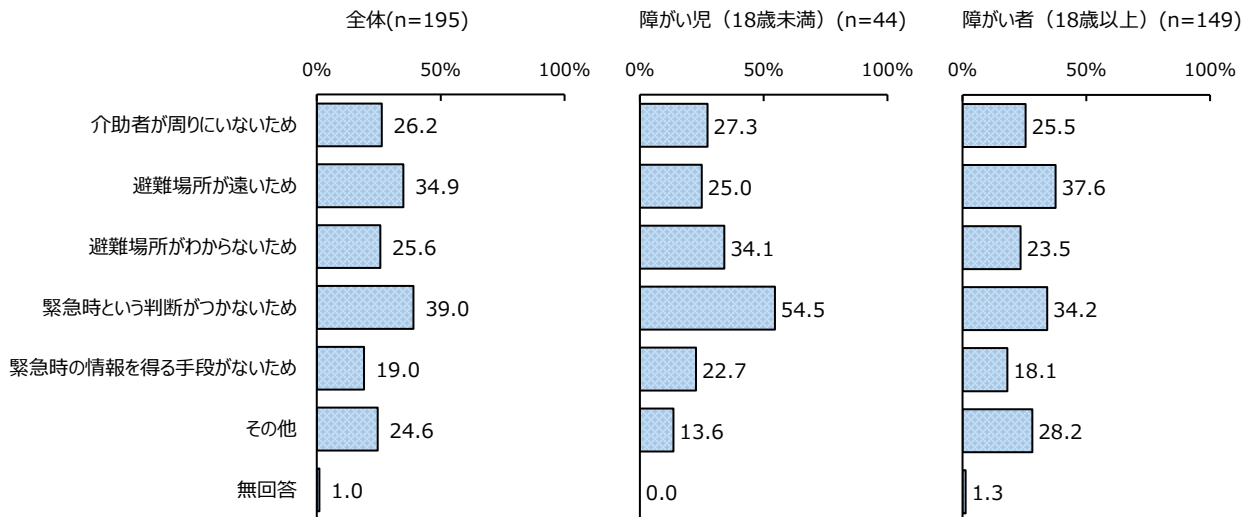
●火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。（複数回答）



災害時の困りごとにおいては、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が 42.6%と最も多く、次いで「投薬や治療が受けられない」が 36.5%、「周囲とコミュニケーションが取れない」が 27.3%などとなっています。

年齢2区分でみると、障がい児（18歳未満）では「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が 55.8%と最も多く、次いで「周囲とコミュニケーションが取れない」が 44.2%となっています。

●「安全なところまで、迅速に避難することができない」理由について

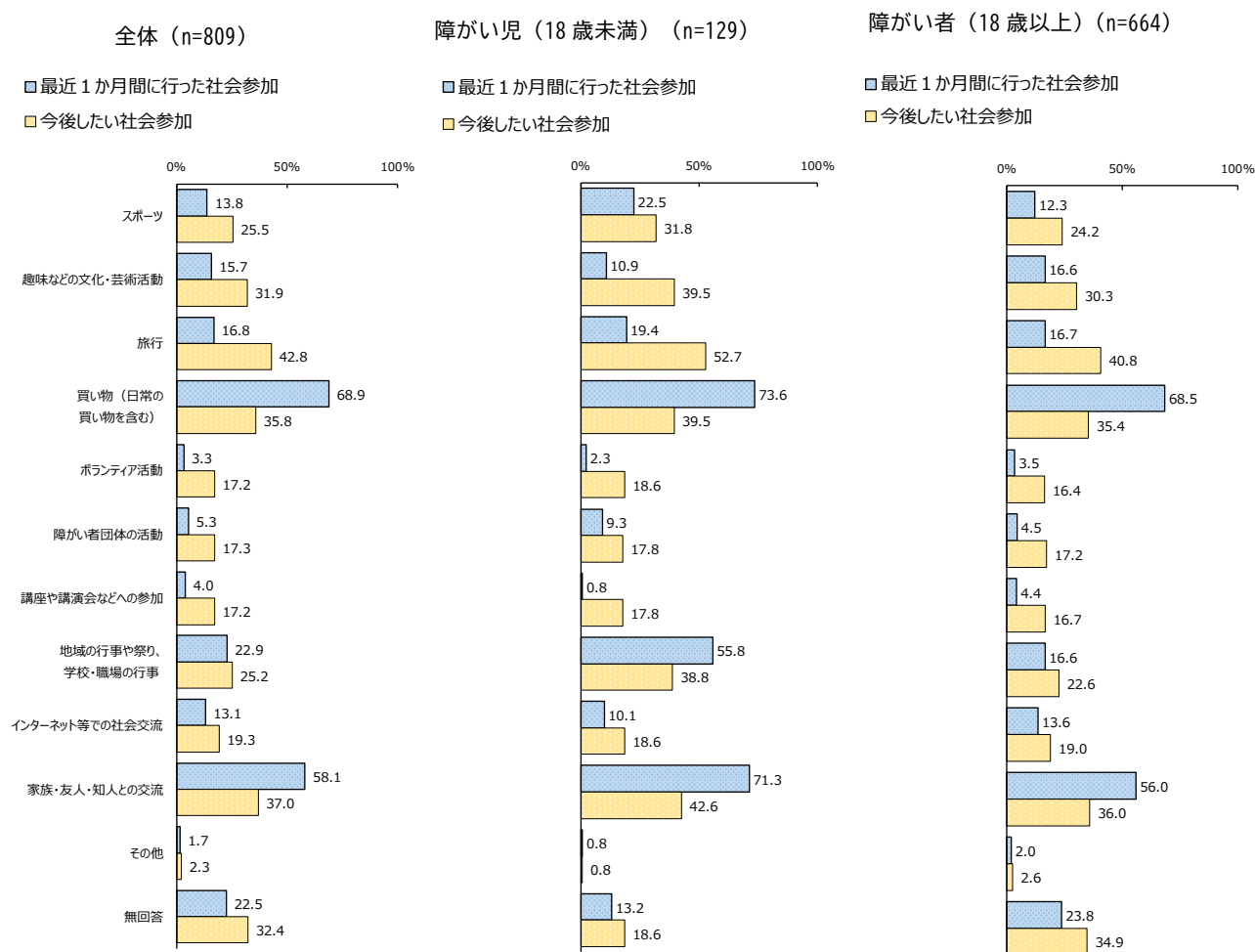


避難できない理由においては、「緊急時という判断がつかないため」が39.0%と最も多く、次いで「避難場所が遠いため」が34.9%、「介助者が周りにいないため」が26.2%などとなっています。

年齢2区分でみると、障がい児（18歳未満）では「緊急時という判断がつかないため」が54.5%と最も多く、次いで「避難場所がわからないため」が34.1%となっており、障がい者（18歳以上）の「緊急時という判断がつかないため」が34.2%、「避難場所がわからないため」が23.5%に比べ多くなっています。また、障がい者（18歳以上）では「避難場所が遠いため」が37.6%で最も多くなっています。

⑥社会参加について

●最近どのような社会参加をしていますか。また、今後どのような社会参加をしたいと思いますか。（複数回答）



最近1か月に行った社会参加においては、「買い物（日常の買い物を含む）」が68.9%と最も多く、次いで「家族・友人・知人との交流」が58.1%、「地域の行事や祭り、学校・職場の行事」が22.9%などとなっています。

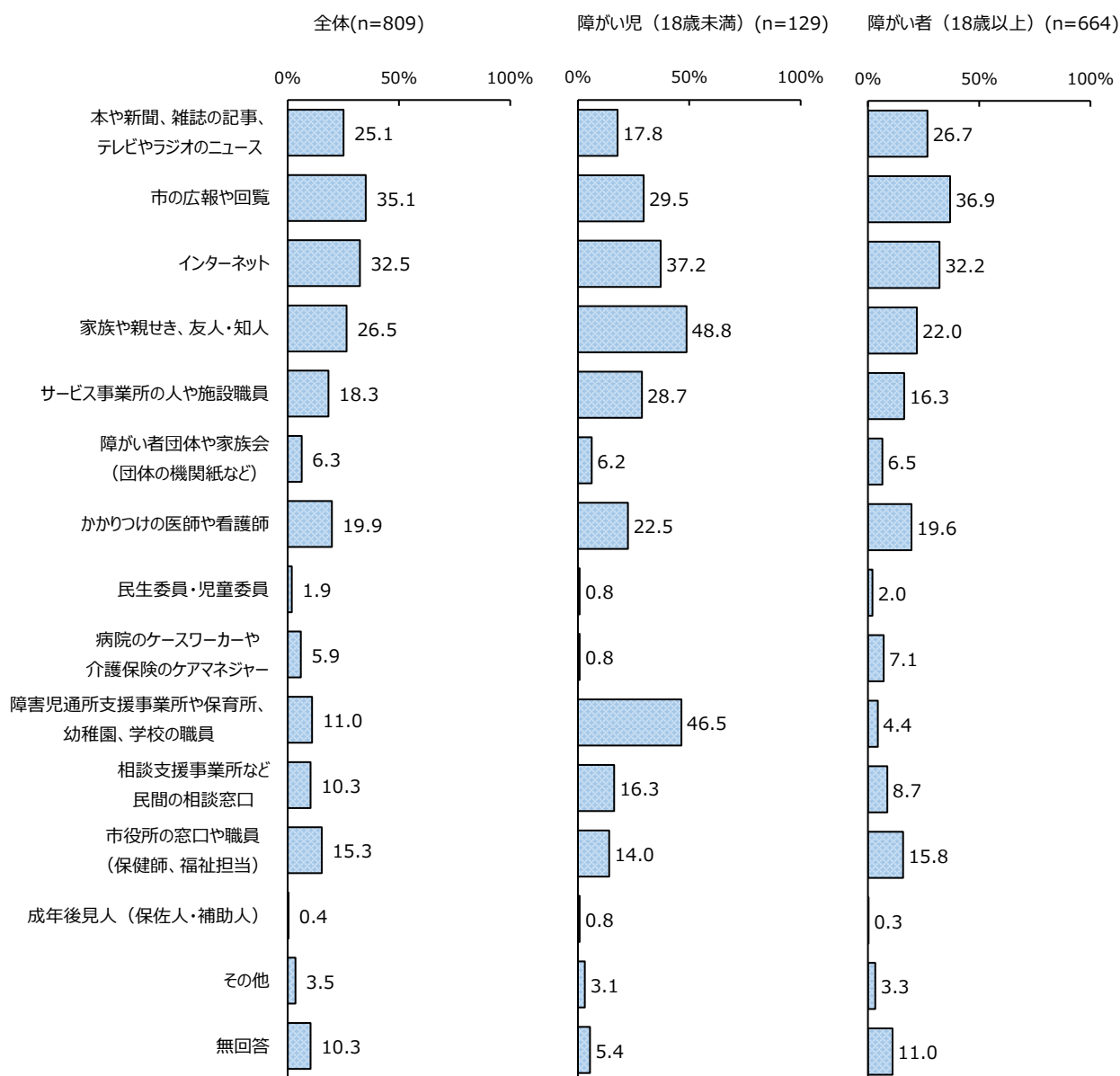
年齢2区分でみると、障がい児（18歳未満）では「スポーツ」が22.5%と障がい者（18歳以上）の12.3%に比べ多くなっています。

また、今後したい社会参加においては、「旅行」が42.8%と最も多く、次いで「家族・友人・知人との交流」が37.0%、「買い物（日常の買い物を含む）」が35.8%などとなっています。

年齢2区分でみると、障がい者（18歳以上）では「インターネット等での社会交流」が19.0%と障がい児（18歳未満）の18.6%に比べ多くなっています。

⑦相談支援について—情報の入手方法—

●障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。（複数回答）



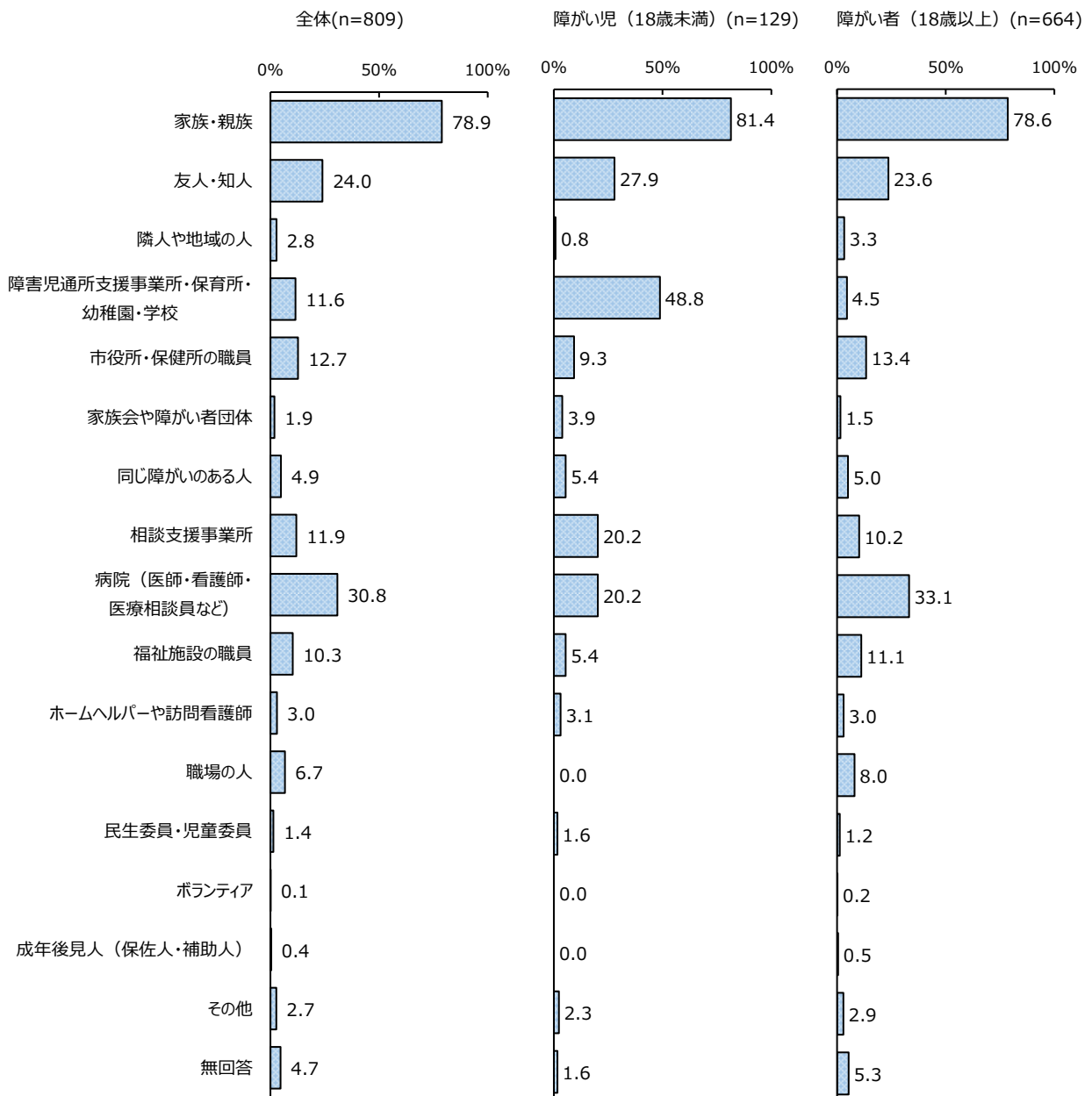
障がい・福祉サービスなどに関する情報の入手方法においては、「市の広報や回覧」が35.1%と最も多く、次いで「インターネット」が32.5%、「家族や親せき・友人・知人」が26.5%などとなっています。

年齢2区分でみると、障がい児（18歳未満）では「家族や親せき・友人・知人」が48.8%と障がい者（18歳以上）の22.0%に比べ多くなっています。

また、障がい者（18歳以上）では「市の広報や回覧」が36.9%で最も多くなっています。

⑦相談支援について一困った時の相談先一

●困ったときの主な相談先はどこですか。（複数回答）

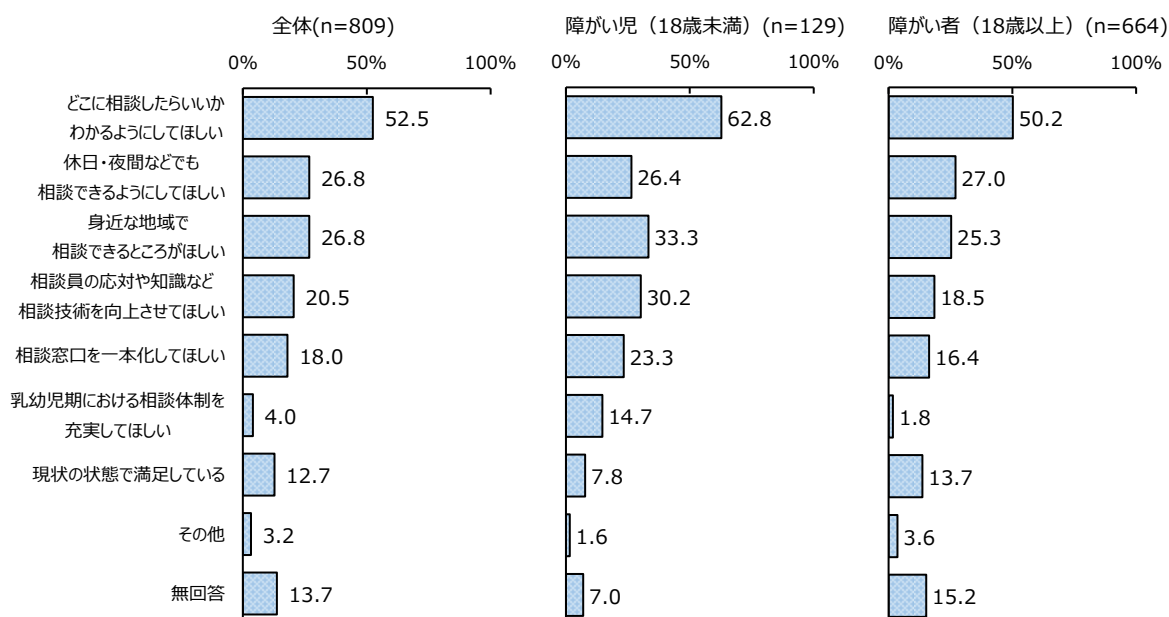


困った時の主な相談先においては、「家族・親族」が78.9%と最も多く、次いで「病院（医師・看護師・医療相談員など）」が30.8%、「友人や知人」が24.0%などとなっています。

年齢2区分でみると、障がい児（18歳未満）では「障害児通所支援事業所・保育所・幼稚園・学校」が48.8%と障がい者（18歳以上）の4.5%に比べ多くなっています。

⑦相談支援について—希望する相談体制—

●今後、福祉や生活に関する相談体制として、どのようなことを希望しますか。

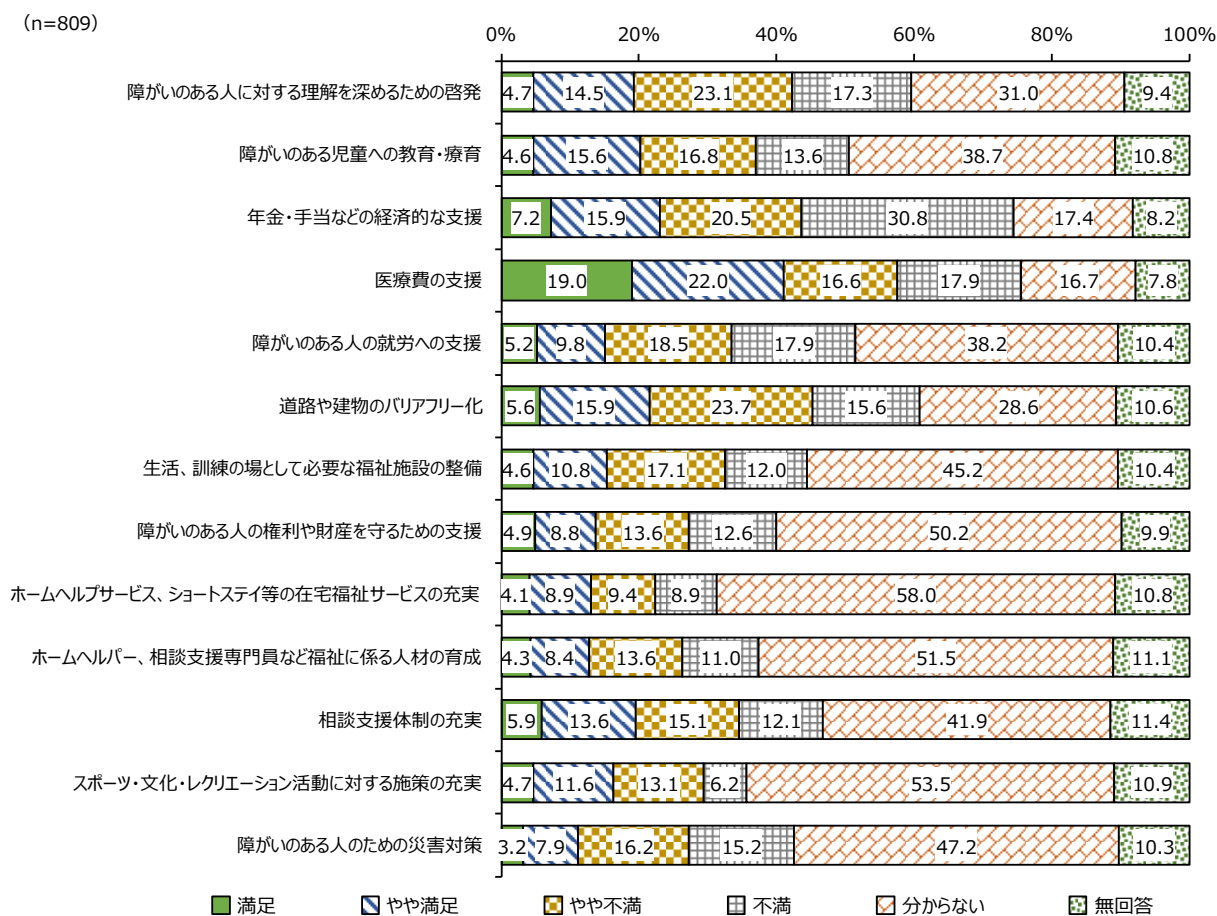


希望する相談体制においては、「どこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」が52.5%と最も多く、次いで「休日・夜間などでも相談できるようにしてほしい」、「身近な地域で相談できるところがほしい」がともに26.8%などとなっています。

年齢2区分でみると、障がい児（18歳未満）では「どこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」が62.8%と障がい者（18歳以上）の50.2%に比べ多くなっています。

⑧その他一障がい者施策の現時点の満足度、重要度一

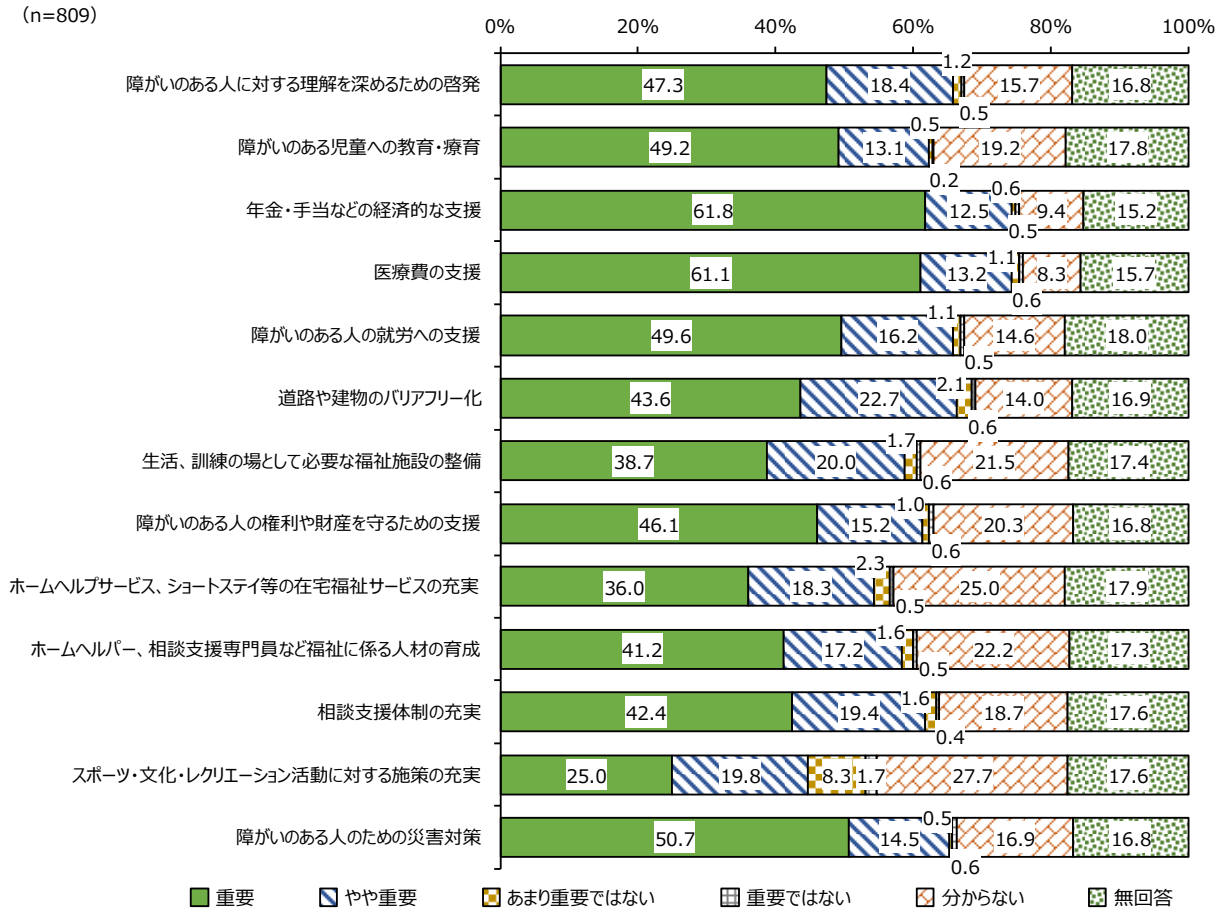
●以下の項目について、どの程度満足されていますか。（単数回答）



三島市の障がい者施策の現時点の満足度においては、「満足」と「やや満足」を合わせた『満足』が最も多くなっているのは「医療費の支援」の41.0%となっており、次いで「年金・手当などの経済的な支援」の23.1%、「道路や建物のバリアフリー化」の21.5%、「障がいのある児童への教育・療育」の20.2%などとなっています。

一方、「やや不満」と「不満」を合わせた『不満』が最も多くなっているのは「年金・手当などの経済的な支援」の51.3%、次いで「障がいのある人に対する理解を深めるための啓発」の40.4%、「道路や建物のバリアフリー化」の39.3%、「障がいのある人の就労への支援」の36.4%、「医療費の支援」の34.5%などとなっています。

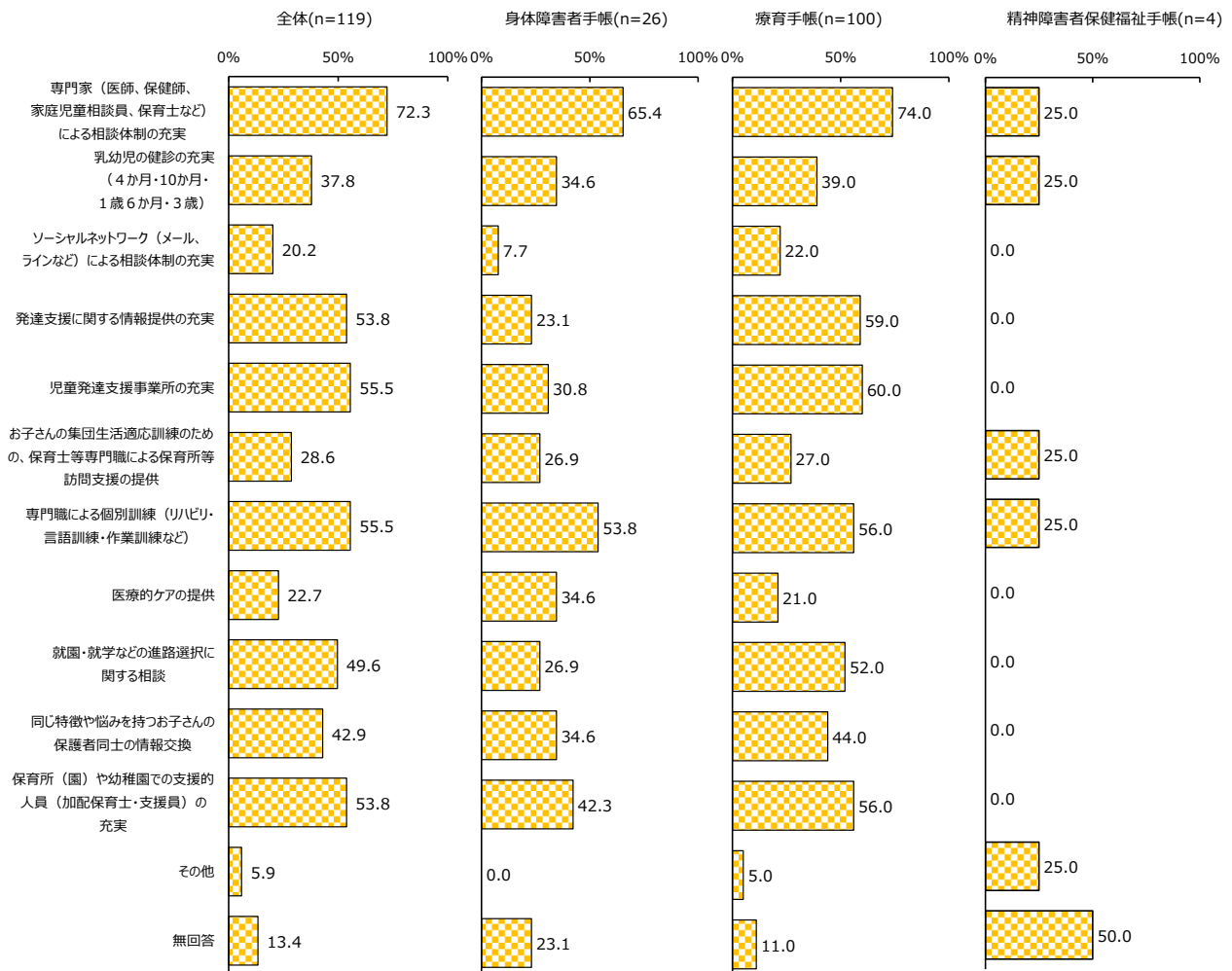
●以下の項目について、今後どのくらい重要だと思いますか。（単数回答）



三島市の障がい者施策の今後の重要度においては、「重要」と「やや重要」を合わせた『重要』が最も多くなっているのは「年金・手当などの経済的な支援」と「医療費の支援」ともに 74.3%となっており、次いで「道路や建物のバリアフリー化」の 66.3%、「障がいのある人の就労への支援」の 65.8%、「障がいのある人に対する理解を深めるための啓発」の 65.7%などとなっています。

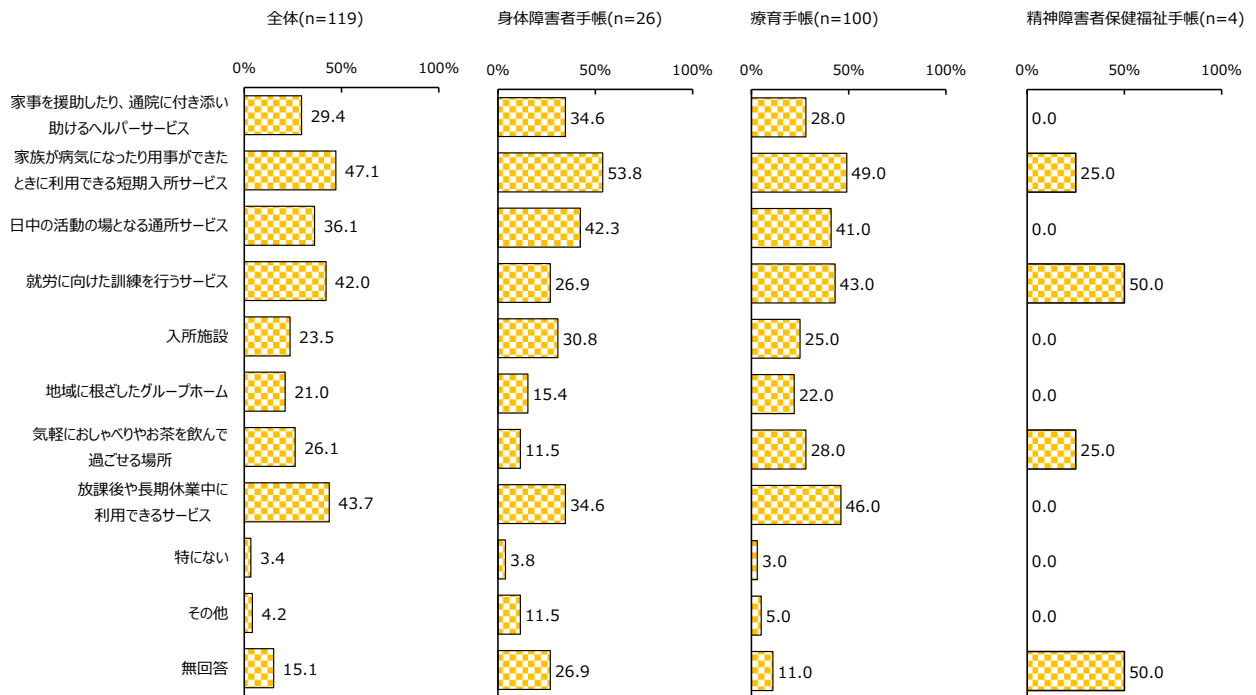
◎障がい児施策について

●発達に関する不安や障がいのあるお子さんが早期に適切な支援を受けるために必要なことは何だと思えますか。（複数回答）



発達に関する不安や障がいのあるお子さんが早期に適切な支援を受けるために必要なことにおいては、「専門家（医師、保健師、家庭児童相談員、保育士など）による相談体制の充実」が72.3%と最も多く、次いで「児童発達支援事業所の充実」と「専門職による個別訓練（リハビリ・言語訓練・作業訓練など）」がともに55.5%などとなっています。

●今後どのようなサービスが増えるとよいと思いますか。（複数回答）



今後増えるとよいと思うサービスにおいては、「家族が病気になったり用事ができたときに利用できる短期入所サービス」が 47.1%と最も多く、次いで「放課後や長期休業中に利用できるサービス」が 43.7%、「就労に向けた訓練を行うサービス」が 42.0%、「日中の活動の場となる通所サービス」が 36.1%などとなっています。

第7期三島市障害福祉計画・第3期三島市障害児福祉計画

【素案】

令和5年12月発行

発行：三島市

企画・編集：社会福祉部 障がい福祉課

〒411-8666 静岡県三島市北田町4-47

電話：055-983-2691

FAX：055-976-5555

E-mail：syouhuku@city.mishima.shizuoka.jp

URL：https://www.city.mishima.shizuoka.jp/
